

府中市一般廃棄物処理基本計画

- ごみ50%削減・リサイクル率日本一をめざして -

平成22年度

府中市

目 次

第 1 章	計画の基本事項	1
第 1 節	計画の背景・目的	1
第 2 節	循環型社会の形成に関する国等の動向	2
第 3 節	目指す都市像	4
第 4 節	計画の基本事項	5
第 5 節	計画の構成	7
第 2 章	府中市の概況	8
第 1 節	本市の位置・土地利用動向	8
第 2 節	人口・世帯動向	9
第 3 節	産業動向	11
第 4 節	まちづくりに関する計画など	12
第 3 章	ごみ処理の現状及び課題	13
第 1 節	本市のごみ処理事業	13
第 2 節	ごみ処理・リサイクル事業の評価	38
第 3 節	ごみ処理基本計画見直しに向けた課題	48
第 4 章	ごみ処理基本計画	50
第 1 節	ごみ処理基本計画の基本的な枠組み	50
第 2 節	ごみ排出抑制のための施策	52
第 3 節	ごみ分別排出管理のための施策	56
第 4 節	ごみ・資源の収集・運搬のための施策	60
第 5 節	中間処理・最終処分のための施策	62
第 5 章	ごみ処理基本計画の推進に向けて	64
第 1 節	ごみ排出抑制・リサイクルの目標値	64
第 2 節	計画推進体制	66
第 3 節	PDCA による計画推進	68
第 6 章	生活排水処理基本計画	69
第 1 節	し尿・汚泥処理の現状	69
第 2 節	生活排水処理基本計画	71
資料編		
資料 1	市民アンケート調査概要	資 1
資料 2	組成分析調査	資 25
資料 3	一般廃棄物処理システム指針等のデータ	資 37
資料 4	平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート	資 42
資料 5	ごみ減量・リサイクル目標の設定	資 52
資料 6	ダストボックス廃止後のごみ量推移(速報値)	資 62
資料 7	用語集	資 63

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の背景・目的

1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて市町村が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立ったごみや生活排水¹の適正処理、リサイクルなどの本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

本市の一般廃棄物処理基本計画は、平成17年度に改定されました。国の指針では、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を10～15年先におき、概ね5年ごとに見直すこととされており、本計画は、平成17年度の一般廃棄物処理基本計画策定後のごみ処理・リサイクル事業を取り巻く社会動向の変化などを踏まえ、必要な見直しを加えたものです。

2 前回計画改定後の主な動向

本市では長い間、ダストボックス²による家庭ごみの無料収集を行ってきました。ダストボックスは24時間いつでもごみを出せるという利便性がある反面、外からごみが見えないため、分別が徹底しにくく、事業者や他市からの不法投棄を招きやすいなどの課題がありました。そういった状況の中でも、ここ数年のごみの排出量は、市民・事業者の皆さんのご協力により、減少傾向にあり、リサイクル率も比較的高い水準を保ってきました。しかしながら、市民一人あたりのごみ量では、多摩地域26市の中でも依然多い部類に入っており、府中市環境基本計画³で掲げた「ごみ50%削減」の目標を達成し、循環型社会を実現するためには、さらなるごみの減量・リサイクルを推進することが不可欠となっていました。

このような中、平成13年10月の東京都市長会での提言や、平成17年5月に環境省が策定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」などで、「家庭ごみの有料化導入」が提言されています。本市では、府中市廃棄物減量等推進審議会から、平成19年1月と平成20年5月の2回にわたり、「ダストボックスの撤去・家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」などを中心にしたごみ収集方法の見直しが必要であるとの答申書が提出されました。市ではこの答申を受け、ごみ収集方法変更の検討を開始し、「ごみ減量に関する市民の声を聴く会」の開催や収集方法についてのアンケート調査を市民及び事業者に対して実施し、平成21年1月「循環型社会の形成に向けたごみ改革の実施方針」をまとめ、その重点施策の一つとして「ダストボックスの撤去・家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」を掲げました。その後、平成21年3月の市議会で、「府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」が改正され、平成22年2月に家庭ごみの収集方法が変更となりました。

¹ 生活排水：資料編 64 ページ参照

² ダストボックス：資料編 64 ページ参照

³ 環境基本計画：資料編 63 ページ参照

3 計画の目的

本計画は、家庭ごみの収集方法の変更といったごみ改革を受け、できる限り環境に負担をかけず、資源を循環させる「循環型社会」の実現という目標に向け、本市がどのような施策を展開すべきかを、市民・事業者の皆さんと共有し、共に連携し合っていくための中長期指針とします。

第2節 循環型社会の形成に関する国等の動向

1 廃棄物処理法に基づく国の基本方針

国では、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を平成17年5月に策定しています。あわせて、「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(以下、「一般廃棄物処理システム指針」という。)」⁴「一般廃棄物会計基準」といった市町村の取組を推進するためのツールを公表しています。本計画も、現状分析や将来指針の検討に、「一般廃棄物処理システム指針」「一般廃棄物会計基準」を活用しています。国の基本方針の概要は以下のとおりです。

(1) 一般廃棄物(ごみ)の減量化の目標

平成22年度の目標として、以下の目標を掲げています。

- ・ 排出量を平成9年度の約5,300万トンから5%削減する。
- ・ リサイクル率を平成9年度の約11%から24%に増加させる。
- ・ 最終処分⁴量を平成9年度の約1,200万トンから概ね半減させる。

(2) 市町村の役割

市町村に対しては、廃棄物の排出抑制、分別収集・リサイクル、適正な処理・処分といった基本的な役割のほか、以下の事項を推進することを求めています。

- ・ 一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討して、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること
- ・ 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図ること
- ・ 分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めること

⁴ 最終処分：資料編64ページ参照

(3) 一般廃棄物の処理体制の確保

市町村が一般廃棄物処理計画を策定するにあたっては、循環型社会の実現のために必要な施策を踏まえたものとし、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする等としています。

また、廃棄物処理にあたっては、焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン⁵類の発生量が抑制されるよう配慮することを求めています。例えば、プラスチック類については、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法などによる再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うこととしています。

2 温室効果ガス⁶の削減

1992年(平成4年)のリオ・デ・ジャネイロにおける地球サミット⁷以来、地球環境問題への国際的な取組は着々と進み、平成17年2月16日に京都議定書が発効されました。我が国は、平成24年までに平成2年比で6%の温室効果ガスの排出量削減を行うことが国際的な約束となっていますが、平成19年の温室効果ガス排出量は二酸化炭素に換算して約13億7,400万トンであり、基準年度比で9%増加しているのが現状です。廃棄物の焼却など、ごみ処理で直接発生する二酸化炭素排出量は、全体の3%程度に過ぎませんが、ごみの元となっているのは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムです。このままの生活を続けることは二酸化炭素の大量排出につながるため、ごみの少ない社会、生活スタイルの構築に向け、地方自治体でもより一層の取組を進めなければなりません。

国においては、平成17年に「京都議定書目標達成計画」を策定し、産業や家庭、運輸といった各部門の対策を進めています。特に廃棄物については、3R⁸(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による温暖化対策を、すべての主体に求めています。

⁵ ダイオキシン：資料編 64 ページ参照

⁶ 温室効果ガス：資料編 63 ページ参照

⁷ 地球サミット：資料編 65 ページ参照

⁸ 3R：資料編 64 ページ参照

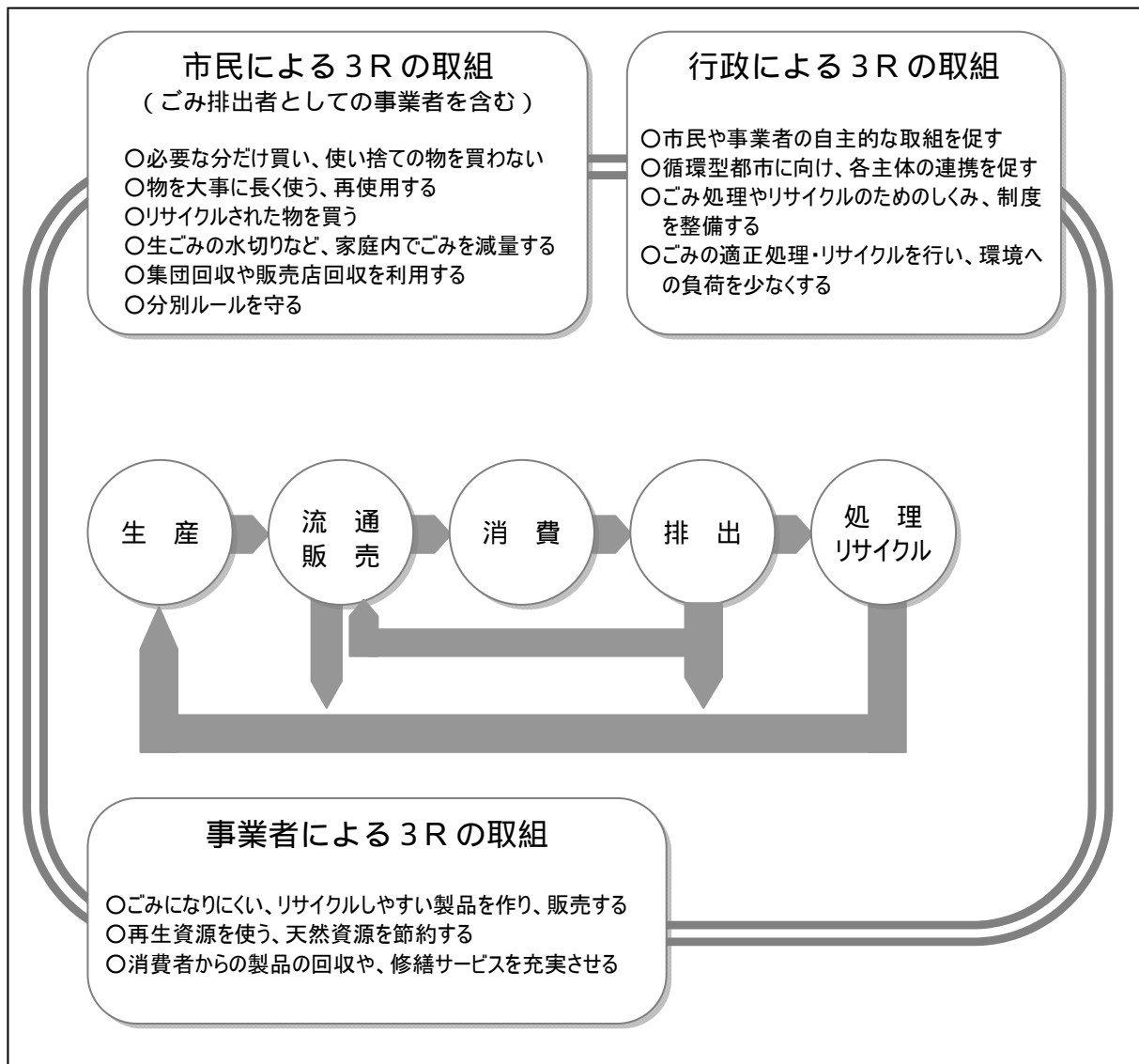
第3節 目指す都市像

市民・事業者・行政の協働による“循環型都市『府中』”

循環型社会とは、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。

循環型社会は、特定の主体の取組だけでは実現しません。市民・事業者・行政それぞれが、自らの役割を果たすとともに、ごみとなるものの製造から流通、消費、廃棄に至るまでの過程で、各主体が連携・協力し合い、3Rの取組を推進する必要があります。

市は、すべての市民・事業者が循環型都市づくりに参画できるように、必要な基盤やルールを整備し、参加と連携を促していき、市民・事業者・行政の協働による“循環型都市『府中』”をめざします。



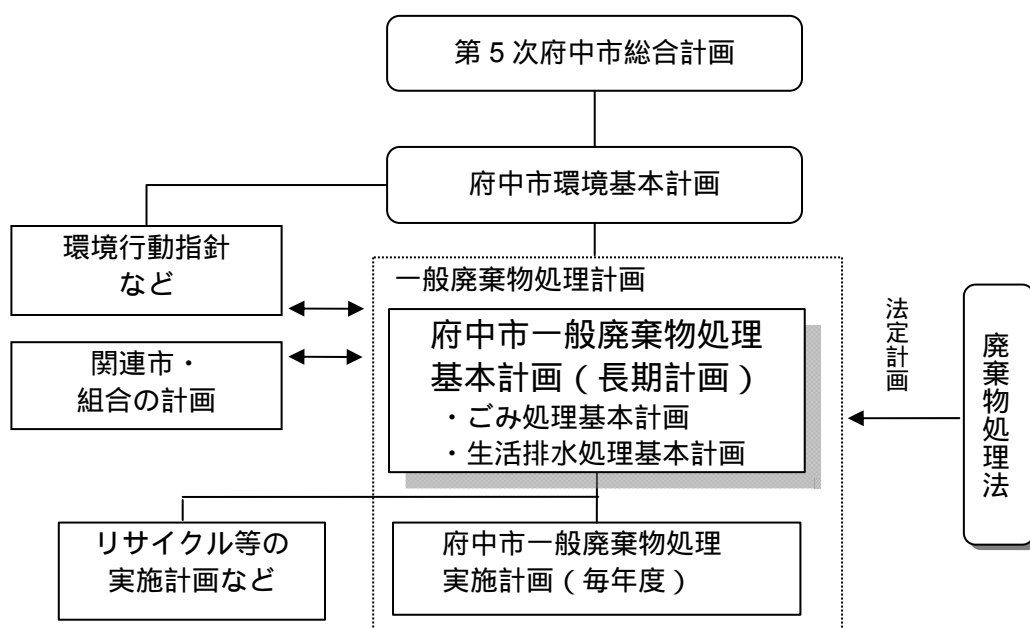
図表 1-1 目指す都市像

第4節 計画の基本事項

1 計画の役割と位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定する一般廃棄物処理計画のうち、毎年度の一般廃棄物処理実施計画とともに策定される計画で、ごみに関するごみ処理基本計画と生活排水に関する生活排水処理基本計画で構成しています。また、市の計画の中では、本計画は「第5次府中市総合計画後期基本計画」(平成20～25年度)及び「府中市環境基本計画」(平成16～25年度)を上位計画としています。

なお、本計画の策定にあたっては、近隣市の一般廃棄物処理計画及び東京たま広域資源循環組合の計画との整合・調和を図るものとしします。

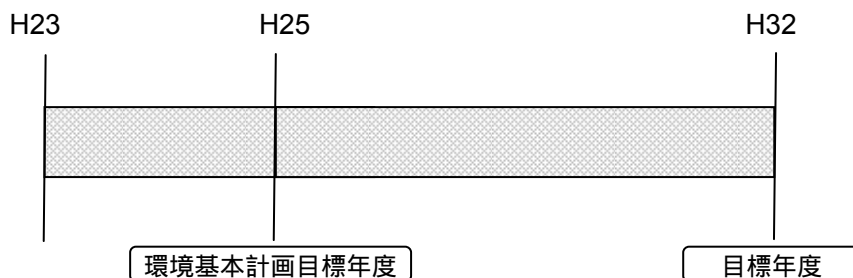


図表 1-2 府中市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

2 計画期間

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。なお、環境基本計画の目標年度は平成25年度となっています。

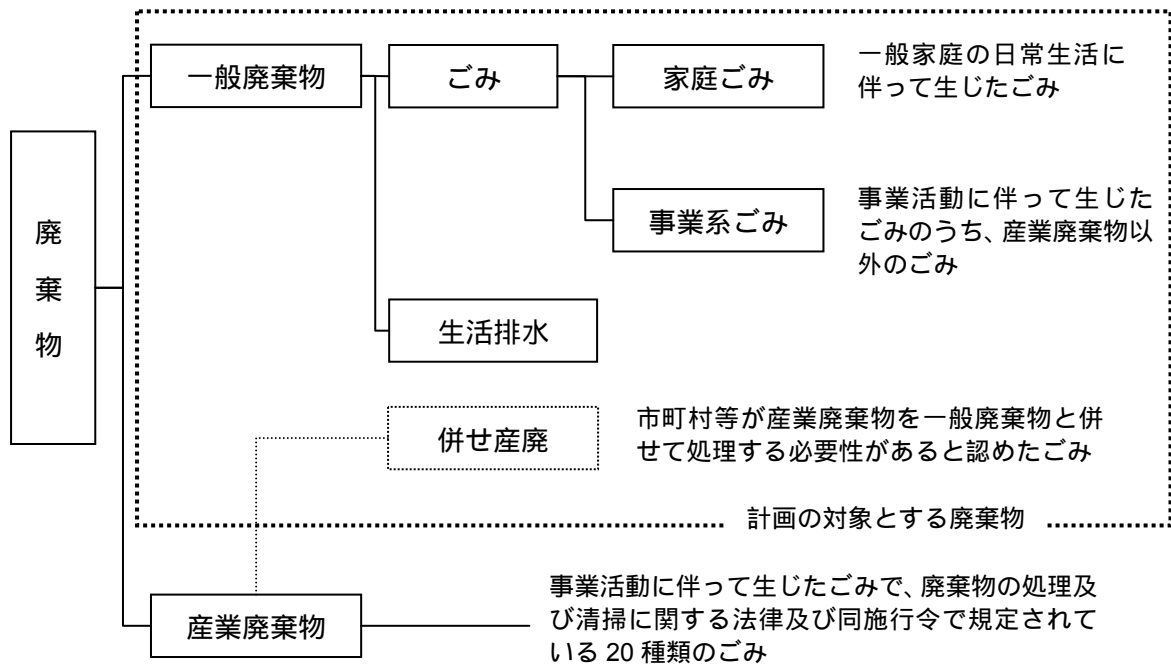
本計画は計画の進捗状況や社会情勢に応じ、概ね5年毎を目途に見直しを図るものとしします。



図表 1-3 計画期間と目標年度

3 対象廃棄物

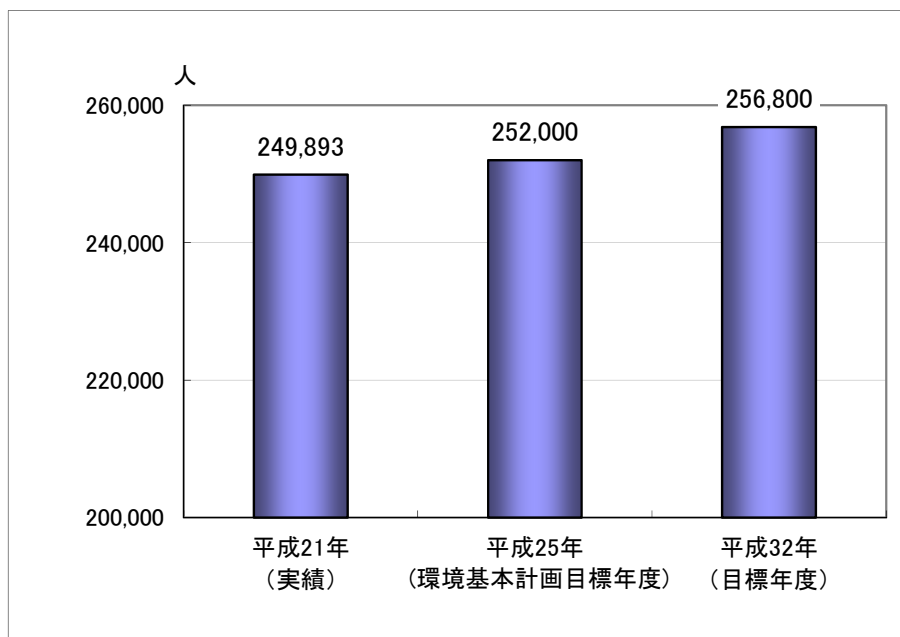
本計画は市内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。



図表 1-4 対象廃棄物

4 将来人口

将来人口については、環境基本計画目標年度（平成 25 年度）252,000 人、目標年度（平成 32 年度）256,800 人とします。なお、人口算定の詳細については、資料編 37 ページの資料 3 を参照してください。



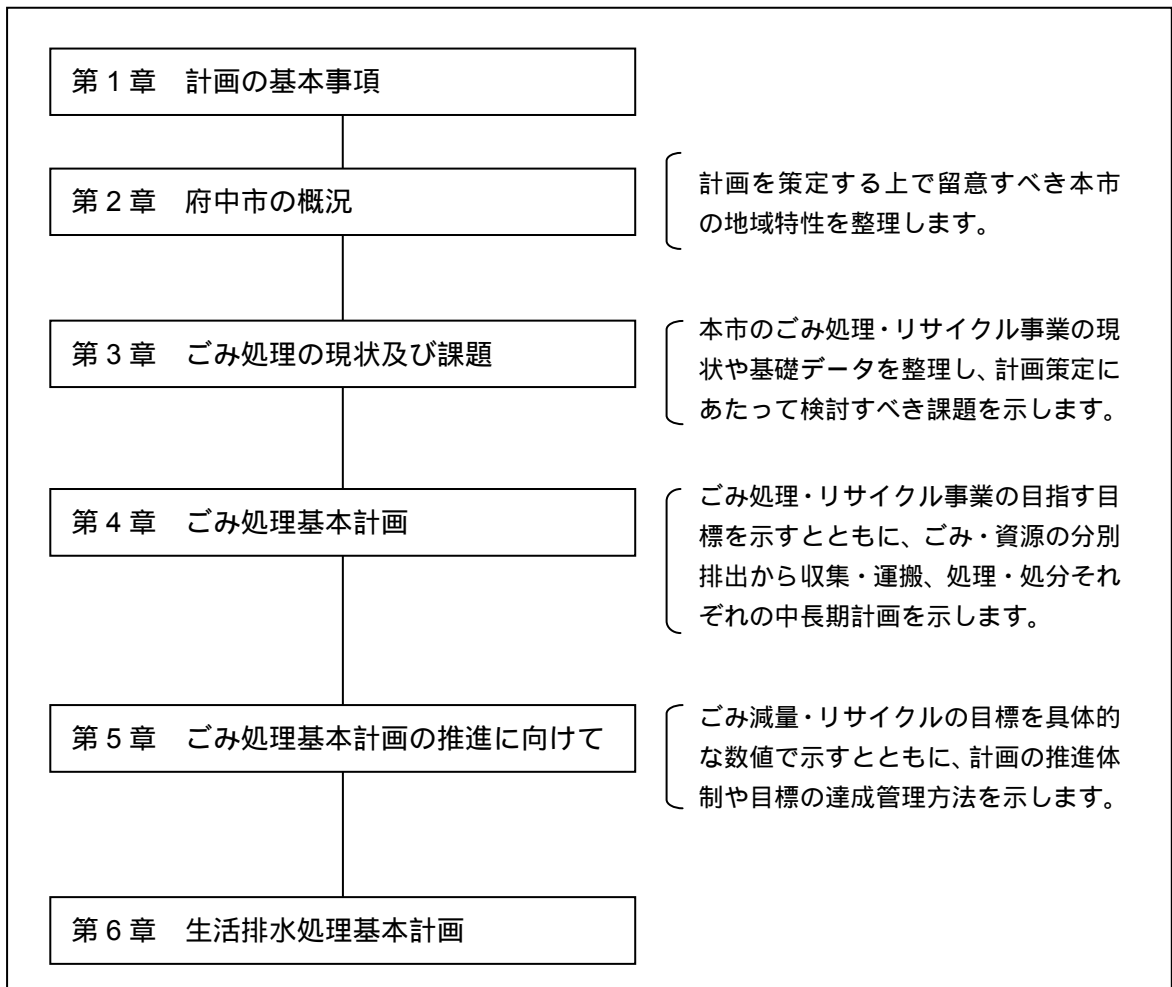
図表 1-5 将来人口の推移（各年 10 月 1 日）

第5節 計画の構成

計画書の構成を下図に示します。

本章では、計画の背景・目的、目指す都市像、計画の基本事項などを述べてきましたが、続く第2章・第3章では、本市の地域的な特性やごみ処理システムの現状と課題を整理したうえで、検討すべき課題を整理します。第4章ではごみ処理・リサイクル事業の目指す目標を示し、これに向けたごみ・資源の分別排出から処理・処分に至る基本計画を示します。第5章はごみ減量・リサイクル目標を具体的な数値として示し、市民・事業者・行政の連携、協働による計画推進体制と、目標の達成管理方法を示します。

第6章は生活排水の基本計画を示します。



図表 1-6 計画の構成

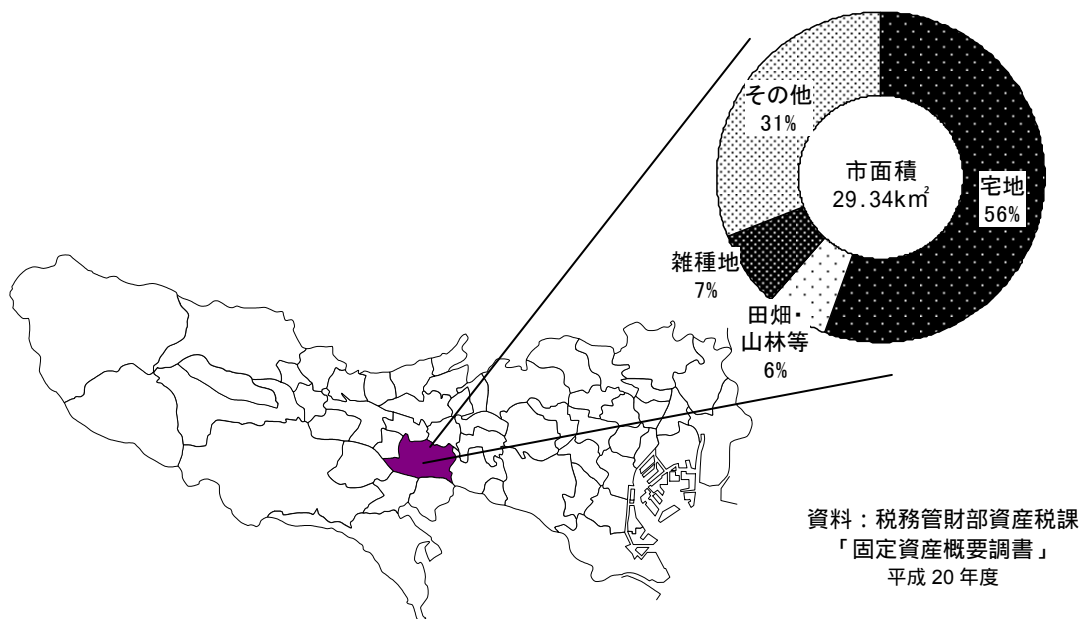
第2章 府中市の概況

第2章

府中市の概況

第1節 本市の位置・土地利用動向

府中市は東京都のほぼ中央、副都心新宿から西方約 22km の距離に位置し、面積は 29.34k m²、東西に 8.75km 南北に 6.70km と多摩地域では 7 番目の広さの市です。江戸時代には甲州街道の宿場町として栄え、明治以降は郡役所が置かれるなど、多摩地域の中心として歴史的役割を担ってきました。現在も大規模な工場が立地するほか、都心への通勤にも便利なことから、宅地割合が多くなっています。

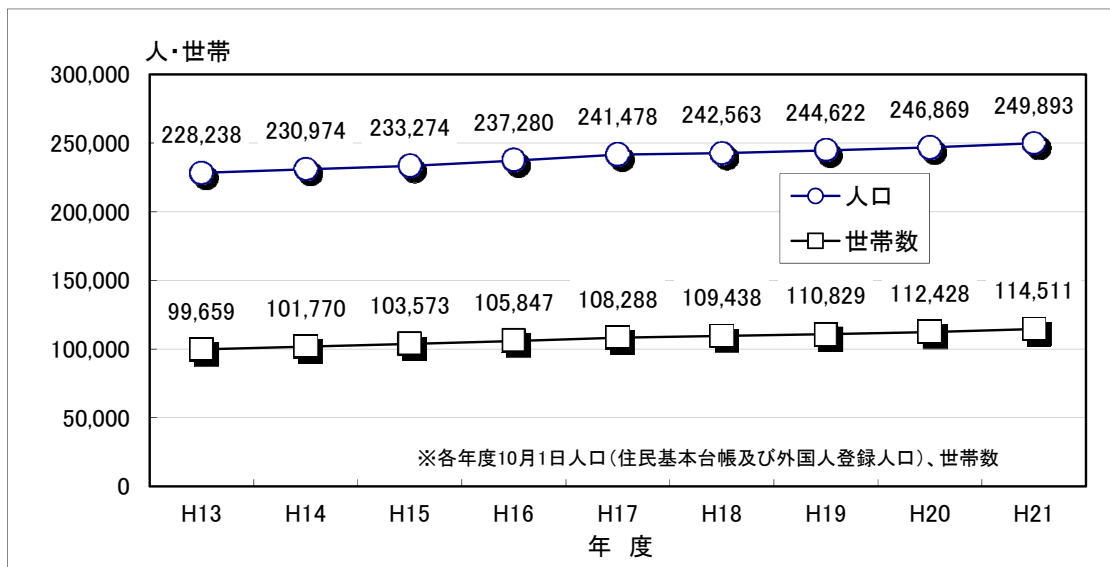


図表 2-1 本市の位置・土地利用の状況

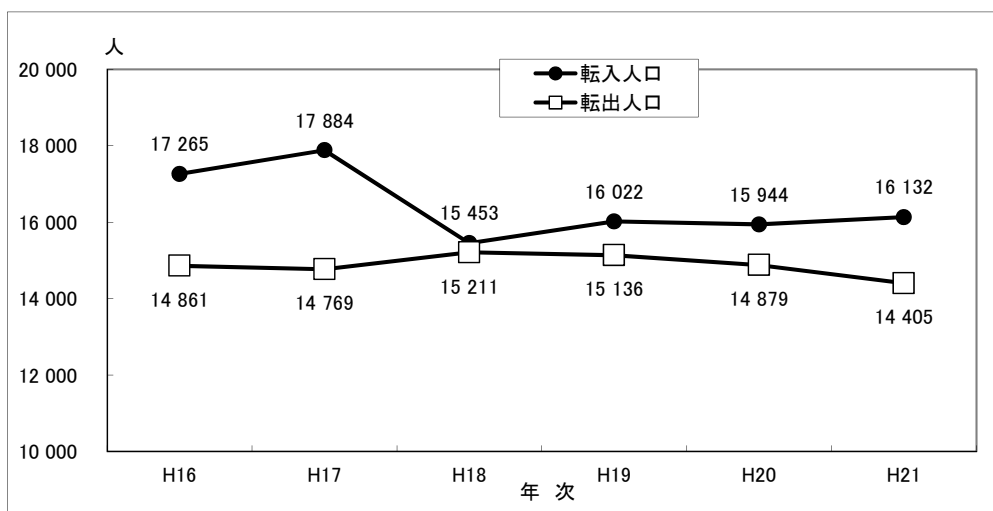
第2節 人口・世帯動向

平成21年10月1日の本市の人口は約25万人、世帯数は約11万5千世帯で、人口は増加し続けています(図表2-2)。年間、1万6千人前後の他地域からの転入、1万5千人前後の他地域への転出があり、全人口の6～7%が毎年入れ替わっている計算になります(図表2-3)。図表2-4に見るように、本市の年齢別人口構成は、35～39歳にピークのある中膨れ型になっています。15歳未満の人口は全人口の約14%、65歳以上の人口は約18%となっており、少子・高齢化が今後も続くものと考えられます。

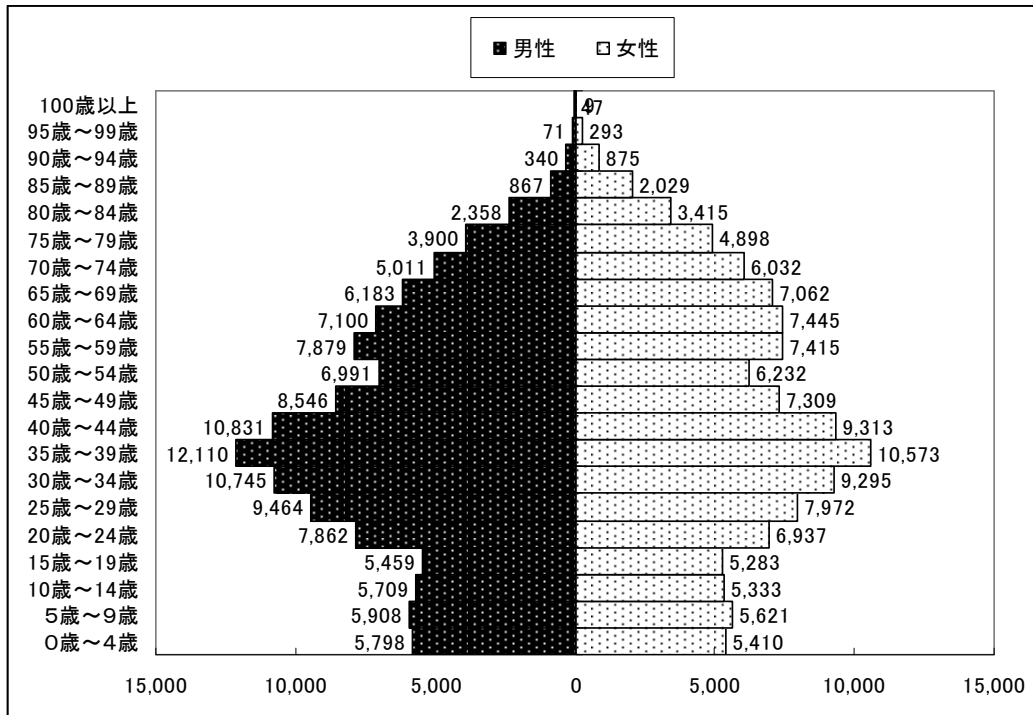
本市の世帯人数別の世帯数割合は、1人世帯が約42%を占め最も多く、次いで2人世帯が約24%、3人世帯が約17%などとなっています。平均世帯人は平成21年度末で約2.2人です。また、国勢調査によると、世帯の2/3は共同住宅に住んでおり、5階以下の低層住宅居住世帯が約46%、6階以上の中高層住宅居住世帯が約18%です。



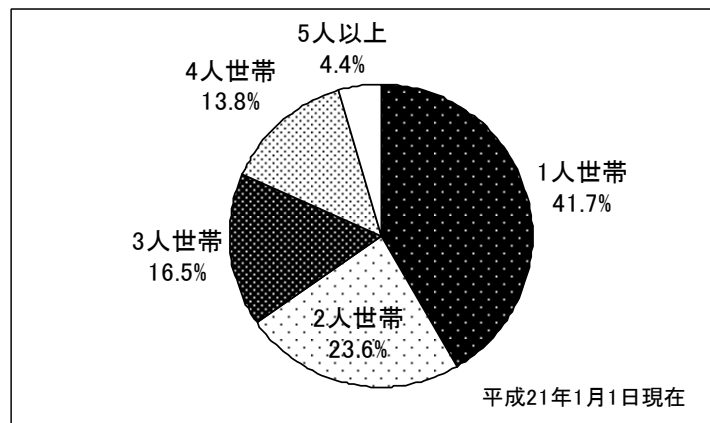
図表 2-2 人口・世帯数の推移



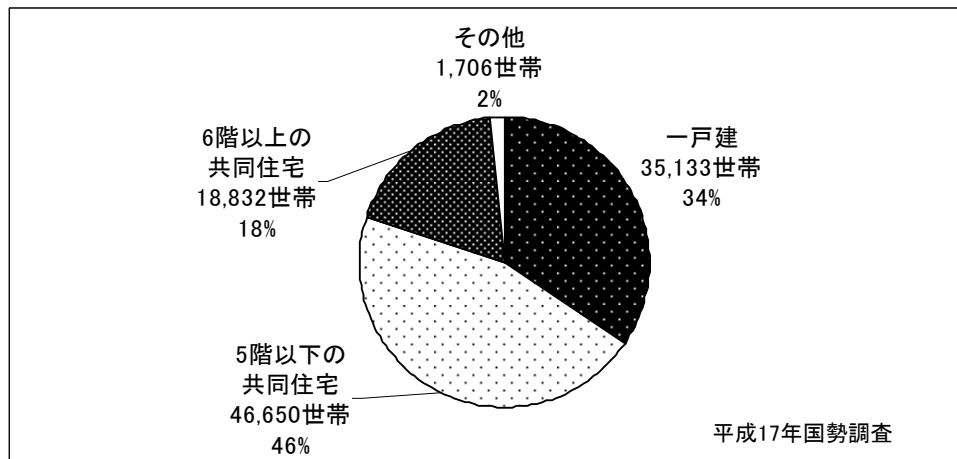
図表 2-3 社会動態人口(他地域からの転入・転出)



図表 2-4 年齢別・男女別人口（平成22年1月1日現在住民基本台帳）



図表 2-5 世帯人員別の世帯数割合

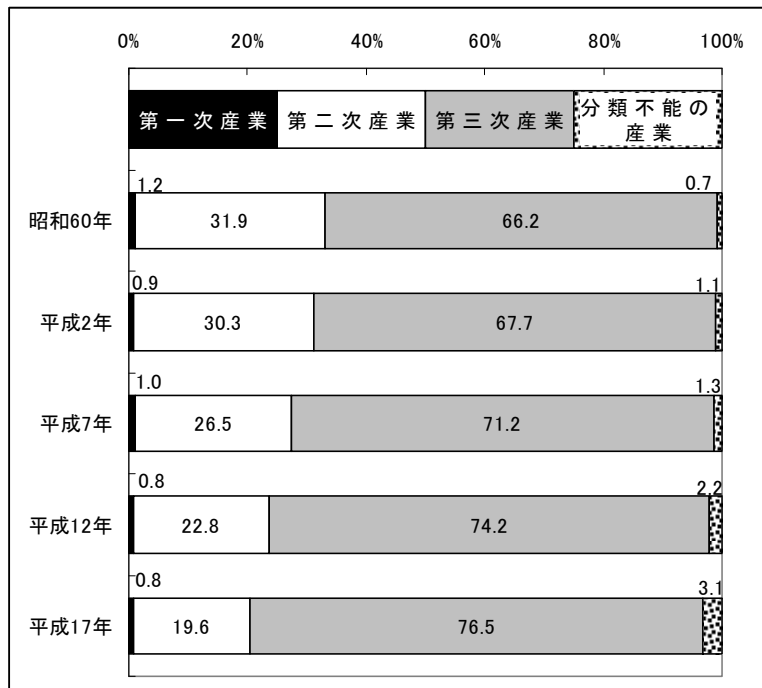


図表 2-6 居住形態別の世帯数割合

第3節 産業動向

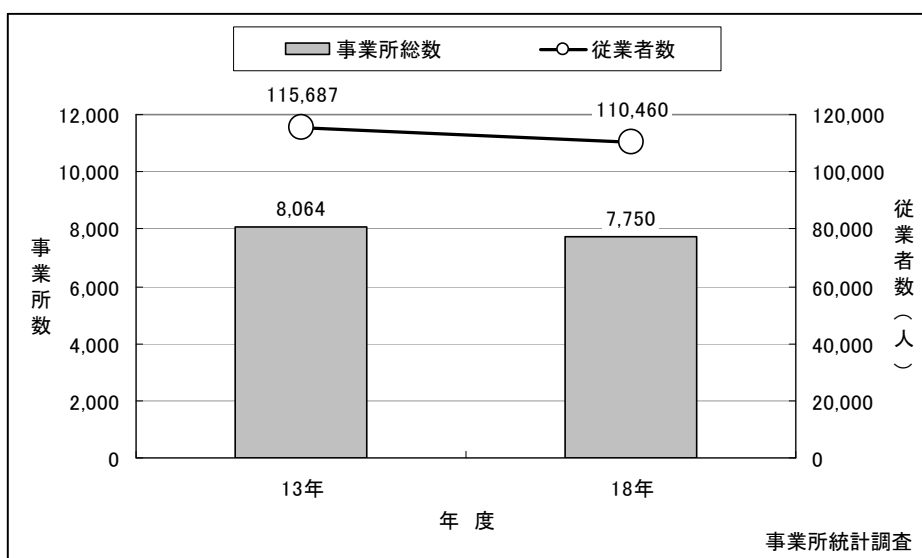
本市は第三次産業人口の割合が徐々に増加しており、平成17年には76.5%と3/4を超えています。他方、第二次産業人口は昭和60年から平成17年の20年間で、10%以上減少しました。第一次産業もわずかず減少しており、平成12年には1%を割り込んでいます。

市内の事業所数は平成18年10月1日現在で7,750あり、平成13年と比較すると減少傾向にあります。また、業種の内訳は、約1/4が卸・小売店、14%が飲食店となっています。



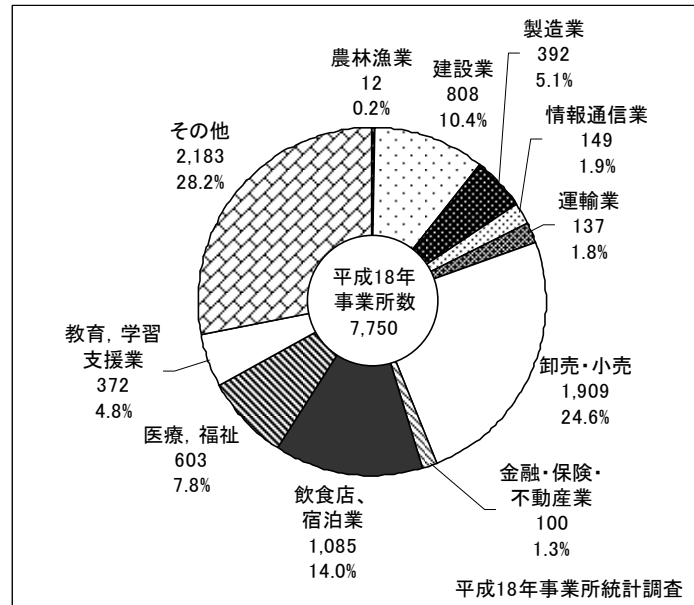
資料：国勢調査

図表 2-7 本市の産業人口別割合の推移



事業所統計調査

図表 2-8 本市の事業所総数・従業者数

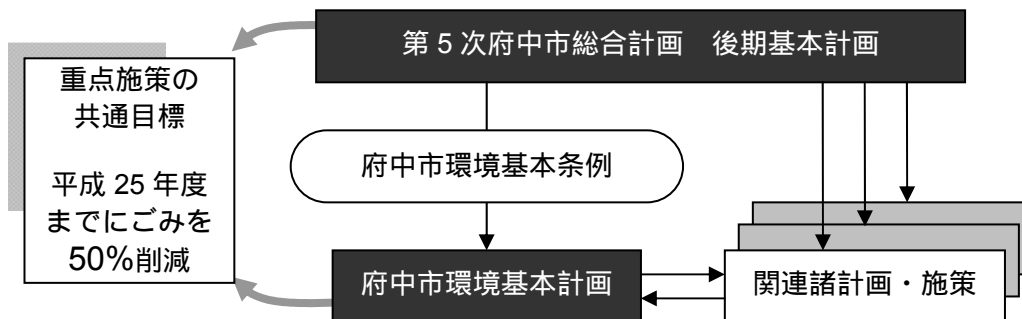


図表 2-9 事業所の産業分類別内訳（平成18年）

第4節 まちづくりに関する計画など

市の総合計画は、「第5次府中市総合計画基本計画」が平成13年度に策定されており、現在、平成20年度から平成25年度までの後期基本計画が進行中です。総合計画では「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」を目指す都市像としており、市民との協働で、指標や目標の設定によるわかりやすい計画を目指しています。後期基本計画の8つの重点プロジェクトの一つに、「資源循環の推進」が掲げられており、平成25年度の目標として「ごみの50%削減」「ごみの分別の徹底」が掲げられています。

また、府中市環境基本計画は平成15年5月に策定されました。「人も自然もいきいきする環境都市・府中」を望ましい環境像として掲げ、平成25年度までの10年間でごみを50%削減することを重点施策の一つとしています。



図表 2-10 第5次府中市総合計画と環境基本計画

第3章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 本市のごみ処理事業

1 沿革

(1) ごみの収集とリサイクル

本市の家庭ごみについては、燃やすごみは昭和43年から、燃やさないごみは昭和46年から市全域でダストボックス収集を行ってきました。一方、リサイクルについては、自治会等の集団回収への支援を中心としていましたが、平成に入り、びん・かん、紙類、布類などをダストボックス脇で分別収集したり、ペットボトルやトレイを拠点回収したりするようになりました。容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成18年にはプラスチックも分別収集の対象としました。

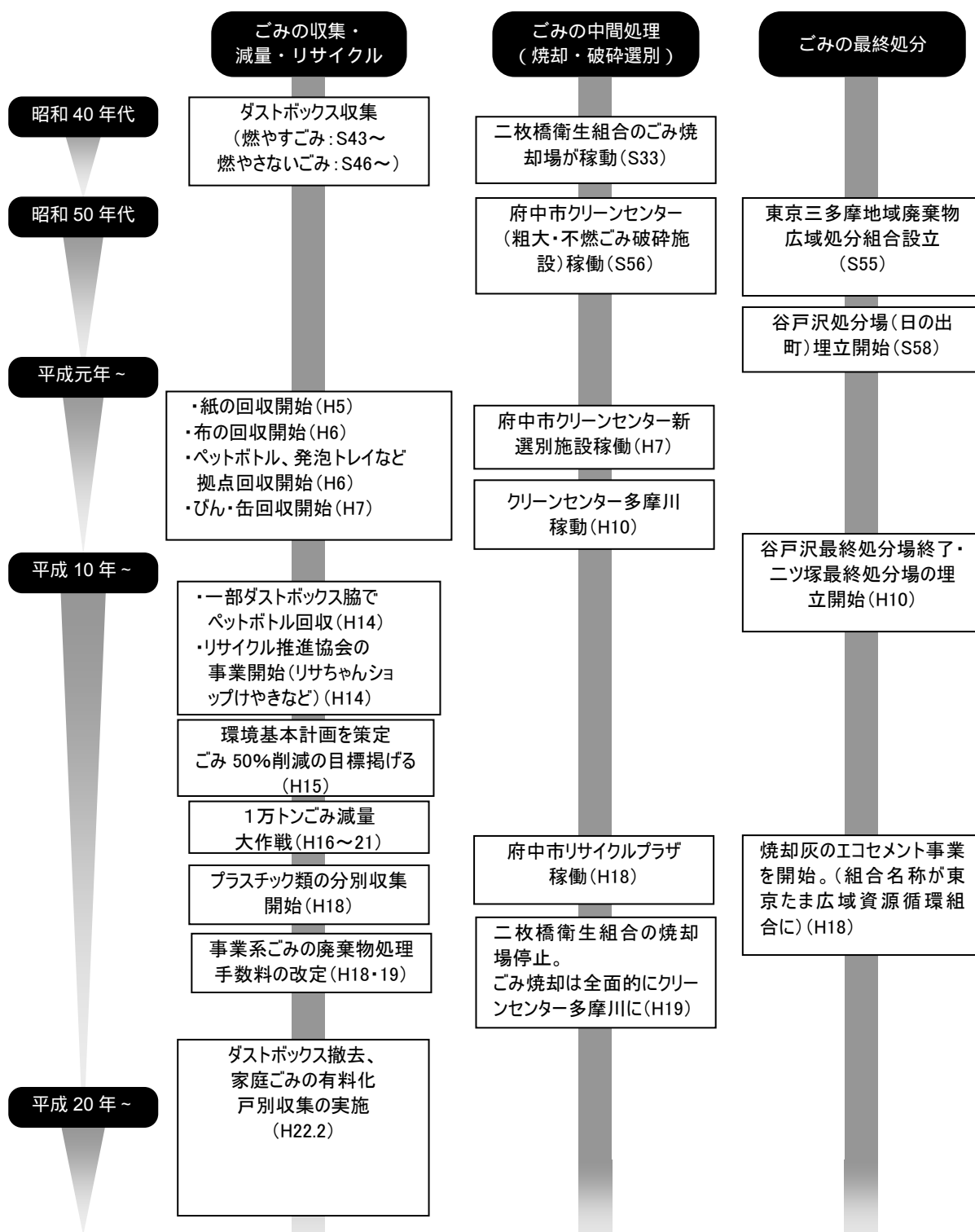
事業系ごみの燃やすごみについては、市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下、「許可業者」という。)による収集が、事業者自らが直接搬入すること(以下、「自己搬入」という。)により、多摩川衛生組合の焼却場(以下、「クリーンセンター多摩川」という。)で処理を行っています。また、ごみの排出量が1日平均10kg未満の事業者(以下、「少量排出事業者」)は市に事前登録した場合において、事業系市指定の有料袋(以下、「事業系有料袋」という。)を用いて市の収集に出すことができます。平成18・19年度には事業系ごみの減量化及び適正排出を促すため、焼却場に持ち込む際の廃棄物処理手数料を段階的に改定しました。

環境基本計画に掲げられた「10年間でごみ50%削減」に向けては、前期目標として、平成16年から、5年間で1万トンのごみ減量(「1万トンごみ減量大作戦」)を実施し、駅前やスーパーの店頭でのキャンペーン活動など様々な取組を展開しました。その結果、平成21年には、平成13年度比で9,300トンのごみが減量され、93%の達成率となりました。

同時に、ダストボックス収集のあり方についても、市民・事業者や学識者の参加する「府中市廃棄物減量等推進審議会」でも審議され、平成19年1月、平成20年5月に相次いで答申がなされました。これと同時期に、市長はごみ収集方法の変更を検討する上で、市民の声を聴く会の開催、市民アンケート・事業者アンケートを実施しました。平成21年1月「循環型社会の形成に向けたごみ改革の実施方針」をまとめ、重点施策の一つとして「ダストボックスの撤去・家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」を掲げました。その後、平成21年3月の市議会で、収集方法の変更についての条例改正が可決されました。このことにより、平成22年2月から、家庭ごみについては、家庭系市指定の有料袋(以下、「家庭系有料袋」という。)による、戸別収集へと変更しました。

また、家庭ごみの収集方法の変更に伴い、少量排出事業者についても、排出場所を特定するために登録制としています。

第3章
ごみ処理の現状及び課題



図表 3-1 本市のごみ処理・リサイクル事業の主な経緯

(2) ごみの中間処理⁹

本市のごみの焼却処理は、府中市・調布市・小金井市で構成される二枚橋衛生組合の焼却場（昭和33年稼働）で、行われてきました。また、平成10年からクリーンセンター多摩川の稼働に伴い、甲州街道以北の地域は二枚橋衛生組合の焼却場、以南の地域はクリーンセンター多摩川で処理を行うようになりました。平成19年3月に二枚橋衛生組合の焼却場は、老朽化に伴い完全停止し、平成19年4月から、本市のごみの焼却処理はクリーンセンター多摩で行われています。しかし、クリーンセンター多摩川の処理能力には限界があるため、本市の搬入割当量の超過分にあたる府中市リサイクルプラザの選別残さや事業系ごみの一部は、埼玉県寄居町の民間施設の彩の国資源循環工場で処理、熱回収を行っています。

燃やさないごみや粗大ごみの処理は、昭和56年稼働の本市の府中市クリーンセンターで行われてきましたが、資源の選別機能が順次増強され、平成18年には府中市クリーンセンターの老朽化に加え、プラスチックの分別収集に対応するため、府中市リサイクルプラザが新たに稼働しています。

(3) ごみの最終処分

本市を含めた多摩地域25市1町のごみは、昭和55年設立された東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の谷戸沢処分場（昭和59年～）や二ツ塚処分場（平成10年～）で埋立処分を行ってきました。二ツ塚処分場では、埋立量を減らし、焼却灰の有効利用を図るために、平成18年4月から焼却灰をセメントとして再利用するエコセメント事業が始まりました。本市については、不燃残さの搬入は行っていないため、埋立処分量はゼロとなっています。また、組合名も「東京たま広域資源循環組合」に名称変更となっています。

2 ごみ処理フロー

(1) 燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの流れ

平成21年度末の本市のごみ処理・リサイクルフローを図表3-2に示します。

家庭から出る燃やすごみは、クリーンセンター多摩川で焼却処理されています。焼却施設では、焼却灰の一部を溶融化し、溶融スラグ・溶融メタル¹⁰として再生利用しています。また、残りの焼却灰は日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で、セメントとして再生されています。そのため、本市のごみ埋立処分量は、平成19年度以降ゼロとなっています。

燃やさないごみや粗大ごみは、府中市リサイクルプラザに搬入され、破碎処理後、金属類や燃やす分・燃やさない分の選別処理を行います。府中市リサイクルプラザの選別残さはクリーンセンター多摩川で焼却処理しています（暫定的に一部は、彩の国資源循環工場で処理、熱回収）。また、粗大ごみの中でもまだ使える家具類や自転車などは、修理・再生され、「リ

⁹ 中間処理：資料編65ページ参照

¹⁰ 溶融スラグ・溶融メタル：資料編65ページ参照

サちゃんショップ」や自転車販売店で販売されています。

なお、水銀を含む蛍光灯や乾電池といった有害ごみは府中市リサイクルプラザに搬入後、北海道の民間施設で処理を行っています。

(2) 資源の流れ

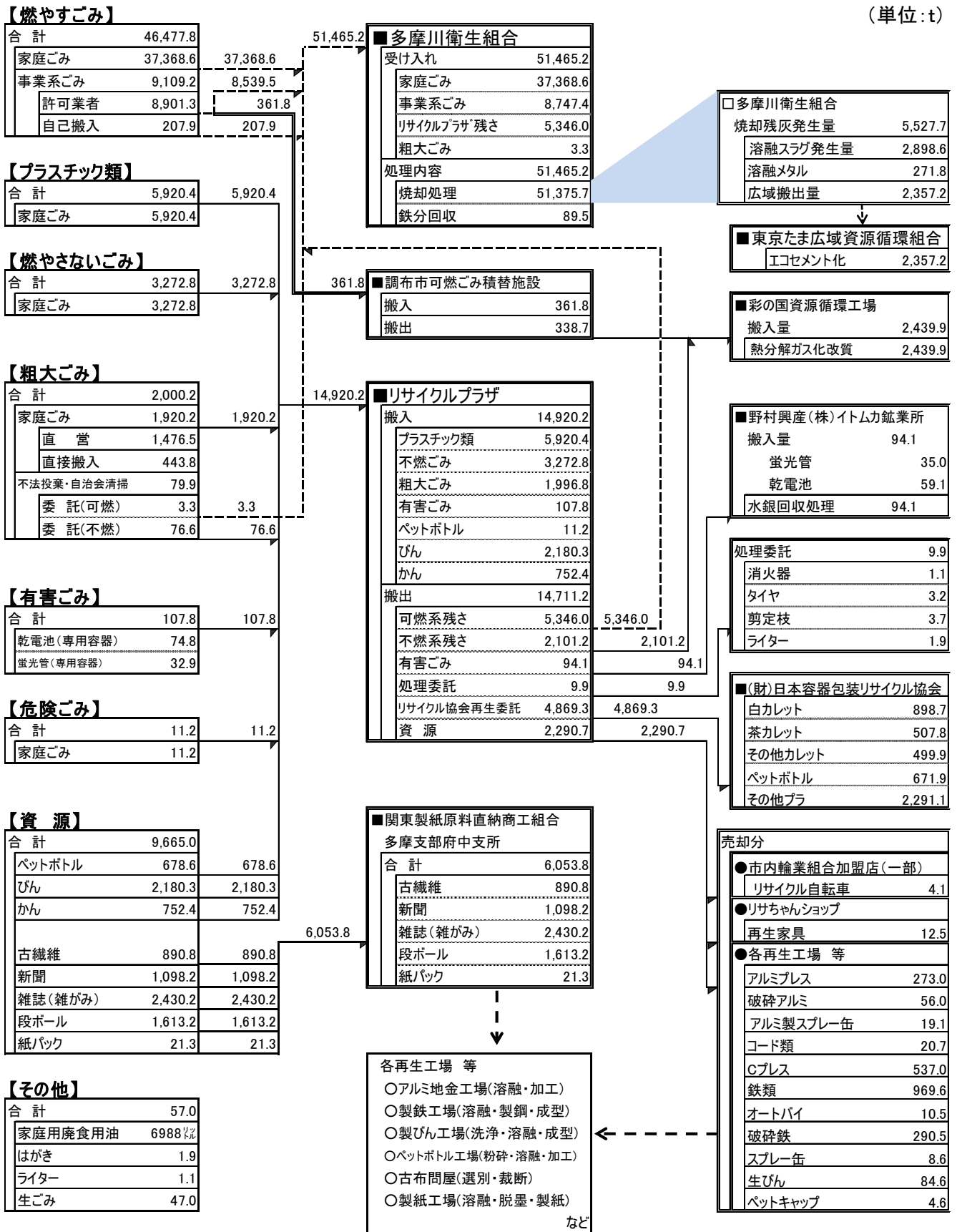
容器包装プラスチック、ペットボトル、びん・かん類は府中市リサイクルプラザに搬入され、異物などの選別処理を行います。選別後の資源のうち、容器包装プラスチック、ペットボトル、びん(カレット)は容器包装リサイクル法に基づき、国の指定法人「(財)日本容器包装リサイクル協会」に再商品化委託しています。リタ-ナルびん、かんは、民間再生工場へ売却し、リサイクルしています。

一方、新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パックといった紙類及び古布類は、民間処理施設の市内ストックヤードに搬入され、選別後、資源として製紙工場などに売却されています。

(3) 事業系ごみ

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)は自己処理が原則であり、事業系ごみを処理する場合は、許可業者に処理を依頼するか、クリーンセンター多摩川に自己搬入することとなります。なお、クリーンセンター多摩川の搬入割当量の超過分として、一部の事業系ごみを、暫定的に調布市にある可燃ごみ積替施設に搬入後、彩の国資源循環工場で処理、熱回収しています。

なお、少量排出事業者については、市に事前登録した事業者のみ、燃やすごみ、新聞、段ボール、雑誌・雑がみ、びん、かん、ペットボトルについて、それぞれ決められた排出方法により、排出することができます。また、平成22年7月からは、燃やさないごみ、容器包装プラスチックについても、それぞれの事業系有料袋で排出できるようになっています。



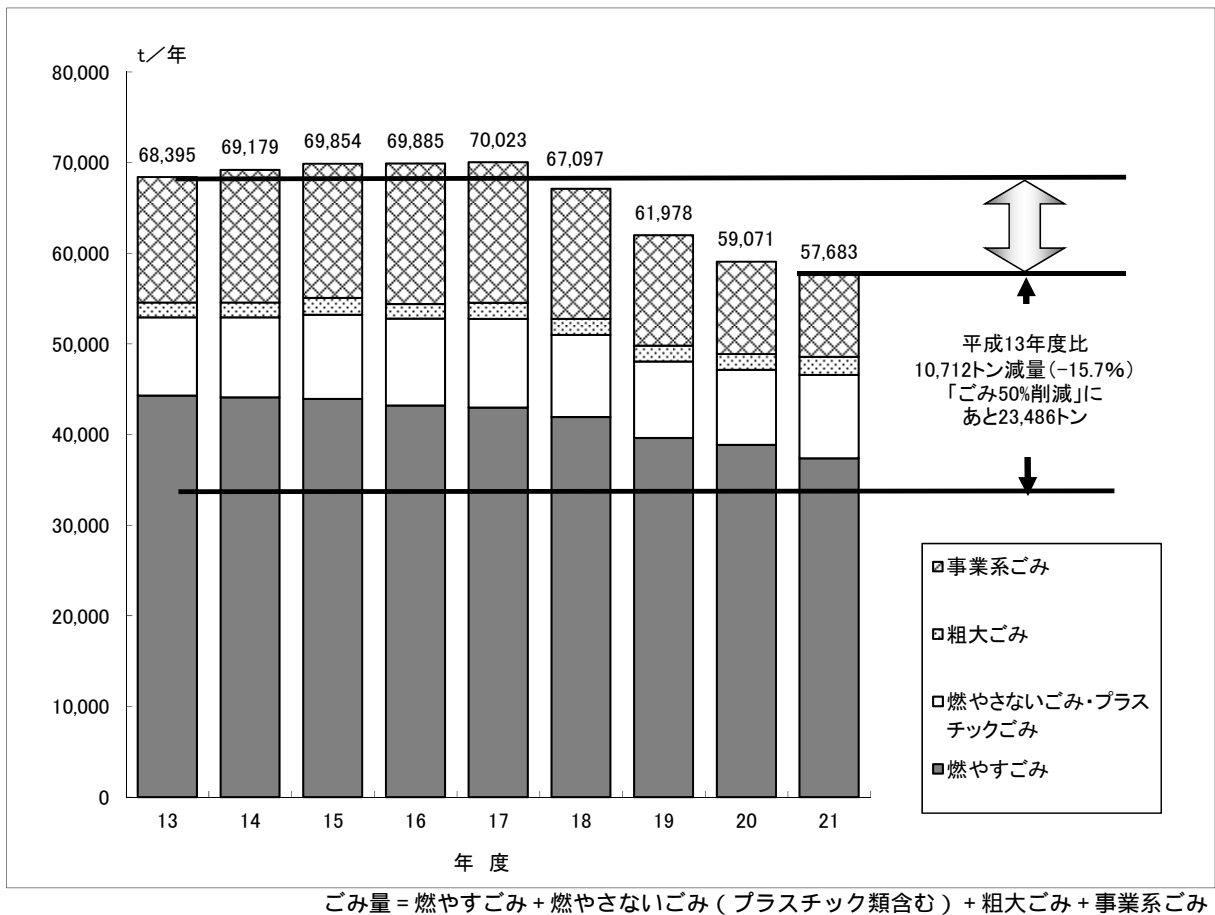
図表 3-2 本市のごみ処理・リサイクルフロー(平成21年度)

3 ごみや資源の排出、収集の状況

(1) ごみ収集実績

本市のごみ量(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ)の推移を図表 3-3 に示します。ごみ量は平成 17 年度に 70,023 トンとピークとなり、それ以降は徐々に減少し、平成 21 年度のごみ量は 57,683 トンとなっています。総合計画・環境基本計画に掲げる「10 年間でごみの 50%削減」の指標は、このごみ量を用い、平成 25 年度までに平成 13 年度比で、ごみ量を 50%削減することを目標としています。平成 21 年度は、平成 13 年度比で 10,712 トンの減量となっており、減量率は -15.7%となっています。この目標の達成に向けて、平成 25 年度までに、あと 23,486 トンの減量が必要となります。

ごみ量の内訳は、図表 3-5 のとおりです。

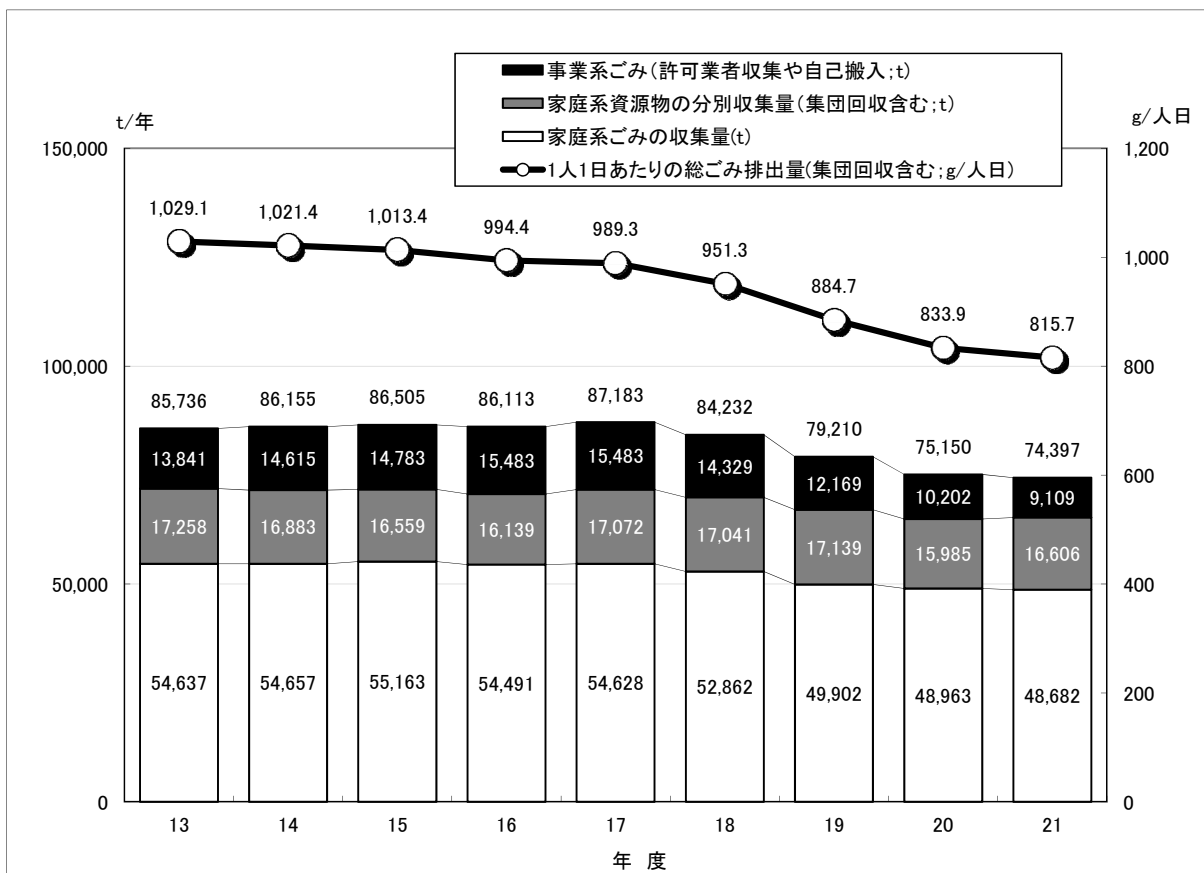


図表 3-3 平成 13 年度とのごみ量比較

(2) 資源や集団回収も含む総ごみ排出量の実績

本計画では、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみなどのごみに加え、資源や集団回収量を加えた量を、総ごみ排出量と呼びます。

図表 3-4 は、本市の総ごみ排出量と 1 人 1 日あたりの総ごみ排出量の推移です。本市の総ごみ排出量は、平成 17 年度をピークに減少傾向にあります。1 人 1 日あたりの総ごみ排出量でみると、平成 13 年度以降一貫して減り続けており、平成 21 年度は 13 年度の約 21% 減となっています。



図表 3-4 収集形態別総ごみ排出量(トン)と1人1日あたりの総ごみ排出量(g/人日)の推移

年間と 1 人 1 日あたりのごみ・資源の収集量の詳細は、図表 3-5 図表 3-6 に示すとおりです。なお、事業系ごみは、許可業者が自己搬入によりクリーンセンター多摩川に持ち込まれた燃やすごみの量となります。また、事業系有料袋などで排出する少量排出事業者のごみ・資源については、家庭系ごみ、家庭系資源の収集量に含まれます。

家庭系ごみ、家庭系資源は、それが減少傾向にありますが、集団回収量はほぼ横ばいとなっています。事業系ごみは、平成 19・20 年度と連続して 2,000 トン前後減少しています。これは、平成 19 年度の事業系ごみ処理手数料の改定などが影響しているものと考えられます。ただし、平成 22 年 2 月のダストボックス廃止により、これまでダストボックスに排出されていた事業系ごみが許可業者へ排出されるなど、今後は事業系ごみの量が増加することも考えられます。

4 ごみの組成

図表 3-7 は、平成 21 年 6～7 月に実施したごみの組成分析調査の結果で、市内 6 地域からダストボックスに排出されている燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックの中身を分析したものです。

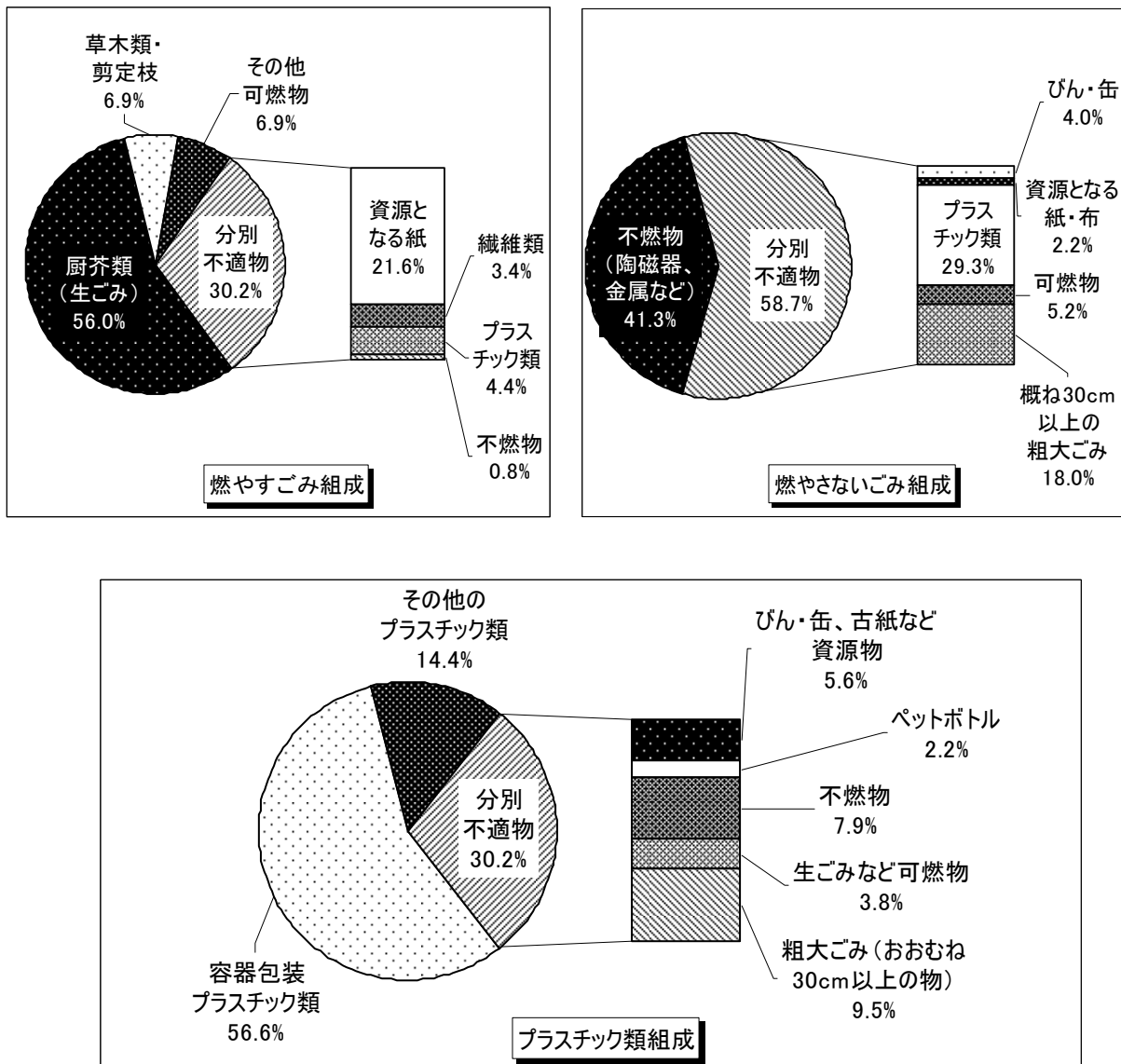
燃やすごみの半分以上は生ごみとなっています。また、資源や燃やさないごみといった「分別不適物」が約 3 割含まれています。分別不適物の中で最も多いのは、資源である新聞や雑誌、段ボールといった紙類で、合計 21.6%となっています。びん・かんなどの不燃系の資源は含まれておらず、緑色のダストボックスには新聞や雑誌などの資源が混入しやすいことが分かります。

一方、燃やさないごみには約 59%もの分別不適物が入っています。その主なものがプラスチック類と粗大ごみです。プラスチック類が多く含まれているのは、「燃やさないごみ」と「プラスチック類」を同じオレンジ色のダストボックスを使用し、期間ごとに品目を切り替えて収集していたため、いつでも排出可能なダストボックスに混在して出されていたと考えられます。また、粗大ごみが多いのは、粗大ごみの収集が有料申込制であるため、ダストボックスに入る物はダストボックスに出してしまうという意識が働いたものと考えられます。

プラスチック類は、約 3 割の分別不適物が含まれ、粗大ごみや燃やさないごみの他、びん・かんやペットボトルといった資源も多く含まれています。

ダストボックスの撤去、家庭ごみの有料化・戸別収集の実施で、ごみや資源の分別精度が向上することが期待されます。ごみを減らし、品質の高いリサイクルを行うには、分別精度の向上を一時的なものに終わらせず、排出者である市民や事業者と協力し、高い水準を維持していくことが必要です。

なお、組成分析調査の詳細については、資料編 25 ページ「資料 2 組成分析調査」を参照してください。



平成 21 年 6～7 月 湿ベース組成
戸建住宅・集合住宅・住商混合地域各 2 ヶ所、計 6 ヶ所の組成の加重平均値
図表 3-7 燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック類の組成

5 ごみの分別排出、排出管理

(1) 家庭ごみの分別区分

ア 市で収集するごみ

平成 21 年度末時点での家庭ごみの分別区分は、図表 3-8 のとおりとなっています。なお、平成 22 年 2 月 2 日からの収集方法の変更に伴い、分別区分についても、「プラスチック類」が「容器包装プラスチック」になるなどの変更を行っています。

分別区分	主な対象	備考
燃やすごみ	生ごみ/ティッシュ・レシートなどリサイクルできない紙/割り箸などの木製品/ペットのシート、ペットトイレの砂など	おむつや落ち葉・下草、せん定した枝葉は別途
燃やさないごみ	金属製品/プラスチック製品/ゴム・皮革/小型(30cm未満)の電気製品/せともの/その他複合材など	スプレー缶やライターは危険ごみ。蛍光管、乾電池などは有害ごみ
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製の容器・包装材で、主にプラスチックの識別表示が付いているもの。	
粗大ごみ	最大辺 40cm(電気製品は 30cm)以上のもの。長さ 80cm 以上の棒状のもの。	家電リサイクル法対象品、パソコンは除く
雑誌・雑がみ	雑誌、本、パンフレット、チラシ類、紙箱など	銀紙、防水加工紙、カーボン紙等は燃やすごみ
紙パック	飲料用の紙パック	アルミ箔などが付いているものは燃やすごみ
新聞	新聞紙	
段ボール	段ボール	
古布	古着・古布	布団・毛布は粗大ごみ ぬいぐるみやマットは大きさにより燃やすごみまたは粗大ごみ
びん	飲食料用のびん、化粧びん	
かん	飲食料用の金属缶	
ペットボトル	飲料・酒類・特定の調味料(しょう油やめんつゆなど)のペットボトル	
有害ごみ	乾電池、蛍光管、水銀体温計など、水銀を含むもの	
危険ごみ	スプレー缶、ライターなどガスが含まれるもの	
おむつ	子供用・介護用などのおむつ	ペット用は燃やすごみ
落ち葉・下草	45リットルまでの大きさの袋に入れたもの	1回の収集で3袋まで無料
せん定した枝葉	長さ 60cm、直径 30cm 以内の束にしたもの	1回の収集で5束まで無料
家庭廃食用油	使用済み食用油	

図表 3-8 家庭ごみの分別区分

イ 市で収集しないごみ

次のごみについては、市の収集対象とせず、販売店や専門の処理業者へ処理を依頼することとなっています。

(ア) 家電 6 品目 (小売店などに処理を依頼)

家電リサイクル法¹¹の対象となる洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機

(イ) パソコン (メーカーなどに処理を依頼)

資源有効利用促進法¹²に基づきメーカーで処理が義務付けられているパソコン本体、ディスプレイ

(ウ) 総排気量 125 c c 以上のオートバイ (廃棄二輪車取扱店などに処理を依頼)

(エ) 適正処理が困難なもの (処理業者などに処理を依頼)

プロパンガスボンベ、車・オートバイの部品、土砂・コンクリート、ピアノ、建築資材、バッテリー、消火器、廃油、たたみ、ブロックなど

(2) 家庭ごみの排出方法

ア 家庭系有料袋による排出

「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「容器包装プラスチック」の 3 品目は、家庭系有料袋による排出となっています。各品目の袋の大きさ、料金は下表のとおりとなっています。

品目 \ 大きさ	5 リットル (SS 袋)	10 リットル (S 袋)	20 リットル (M 袋)	40 リットル (L 袋)
燃やすごみ	10 円 / 袋	20 円 / 袋	40 円 / 袋	80 円 / 袋
燃やさないごみ	10 円 / 袋	20 円 / 袋	40 円 / 袋	80 円 / 袋
容器包装プラスチック	5 円 / 袋	10 円 / 袋	20 円 / 袋	40 円 / 袋

燃やさないごみ SS 袋、容器包装プラスチック SS 袋・S 袋は平成 22 年 12 月から取扱い

図表 3-9 家庭系有料袋の大きさ・料金

イ 資源やおむつ・せん定した枝葉などの排出

容器包装プラスチックを除いた資源やおむつ、せん定した枝葉などは無料収集となっています。古紙類はひもで十字に縛り、びん・かん・ペットボトルはそれぞれかご等の容器に入れて排出します。古布は透明・半透明の袋に入れてから十字に縛って排出しますが、濡れるとリサイクルできないため、雨の日は排出できないこととしています。おむつは透明・半透明の袋に入れ、燃やすごみの収集日に排出します。せん定した枝葉は長さ 60cm、直径 30 cm 以内の束にまとめ、粗大ごみと同様に申し込み、指定された日に出します。

¹¹ 家電リサイクル法：資料編 63 ページ参照

¹² 資源有効利用促進法：資料編 64 ページ参照

危険ごみや有害ごみは、かごなどの容器に入れるか透明・半透明の袋で出します。
家庭廃食用油は、月1回文化センターで回収しています。

ウ ごみ・資源の排出場所

戸建住宅は戸別収集となり、自宅敷地内の道路ぎわへの排出となります。集合住宅ではそれぞれの敷地内の集積場所にごみ・資源を排出します。

(3) 事業系ごみの分別区分

事業系ごみの分別区分は、基本的に家庭ごみと同じです(粗大ごみ、古布、有害ごみ、危険ごみ、おむつ、落ち葉・下草、せん定した枝葉、家庭廃食用油を除く)。ただし、自己搬入または許可業者に依頼する場合は、燃やすごみのみをクリーンセンター多摩川で受入れています。

(4) 事業系ごみの排出方法

ア 自己搬入・許可業者収集への排出

事業系ごみの処理責任は、廃棄物処理法の規定により事業者自身にあり、一般廃棄物をクリーンセンター多摩川で処理する場合には、自己搬入するか、許可業者に委託することが原則です。自己搬入した場合の事業系ごみの処理手数料は、府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に基づき、42円/kgとなっています。

イ 市の収集への排出

少量排出事業者については、事前登録した事業者のみ、事業系有料袋で排出された燃やすごみ・燃やさないごみ・容器包装プラスチック・少量の資源(新聞、段ボール、雑誌・雑がみ、びん、かん、ペットボトル)を排出することが可能です。事業系有料袋の料金及び1回あたり排出量の上限は、以下のとおりとなっています。

品目	大きさ	料金	排出量の上限
燃やすごみ	23リットル(M袋)	120円/袋	4袋/回
	45リットル(L袋)	250円/袋	2袋/回
燃やさないごみ	23リットル(M袋)	120円/袋	4袋/回
	45リットル(L袋)	250円/袋	2袋/回
容器包装 プラスチック	23リットル(M袋)	120円/袋	4袋/回
	45リットル(L袋)	250円/袋	2袋/回

図表 3-10 事業系有料袋の大きさ・料金

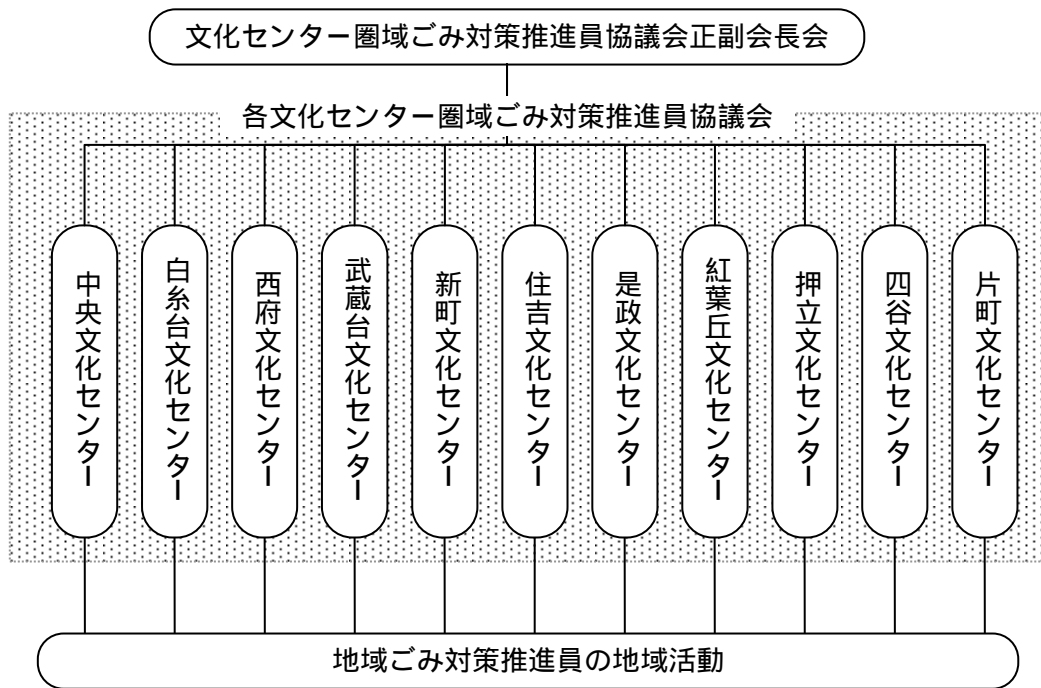
6 ごみ・資源の排出に関する指導

(1) 地域単位での指導

家庭や事業所から排出されるごみや資源の分別排出ルールを徹底するため、市職員による排出指導を実施しています。

また、自治会などから選出された地域ごみ対策推進員¹³と連携し、ごみの出し方の説明会や不法投棄パトロールなどを実施しています。

なお、地域ごみ対策推進員の間での情報交換や意見交換を進めるため、文化センター圏域ごみ対策推進員協議会正副会長が組織され、文化センター（11か所）圏域ごとの代表推進員が参加しています。



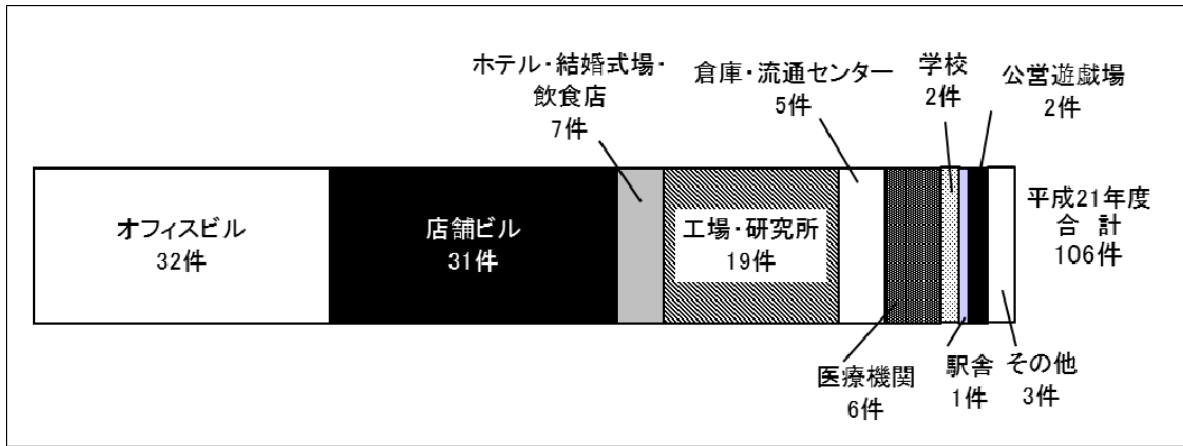
図表 3-11 文化センター圏域ごとのごみ対策推進活動組織

(2) 事業用大規模建築物の排出管理指導、ごみ減量・資源化指導

市内の大規模なオフィスビル、店舗、工場など、延べ床面積 1,000 m²以上の大規模建築物については、「府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」に基づき、廃棄物管理責任者の選任及び再生利用に関する計画書の提出が義務付けられています。

市は、提出された計画書に基づいて実態調査を行い、必要に応じてごみ減量や適正排出の指導を行っています。平成 21 年度の事業用大規模建築物（公共施設・福祉施設を除く）の件数は、合計で 106 件でした（図表 3-12）。

¹³ 地域ごみ対策推進員：資料編 65 ページ参照



図表 3-12 平成 21 年度 事業用大規模建築物内訳

7 ごみ・資源の収集体制

平成 21 年度末現在の分別区分ごとの収集主体、収集方法、収集頻度を図表 3-13 に示します。ごみや資源の収集主体は、粗大ごみ、せん定した枝葉を除き、すべて委託収集となっています。収集頻度は、燃やすごみが週 2 回、容器包装プラスチック・古布・紙パックが週 1 回となっています。新聞・段ボールについては集団回収などの民間リサイクルも可能なので、4 週に 1 回の収集頻度となっており、それ以外の品目については図表 3-13 とおり収集します。また、粗大ごみは、申込み制となっています。

このように多岐にわたる収集日の周知は、全戸に配付される「ごみ・資源の出し方カレンダー」で行います(図表 3-14)。

分別区分	収集主体	収集方法	収集頻度	備 考
燃やすごみ	委託収集	戸建住宅 戸別収集 集合住宅 集合住宅毎の集積場 所から収集	週に 2 回	おむつ、落ち葉・下草類 も同時収集
燃やさないごみ			2 週に 1 回	
容器包装 プラスチック			週に 1 回	
新聞・段ボール			各 4 週に 1 回	
雑誌・雑がみ			2 週に 1 回	
古布・紙パック			週に 1 回	
びん・かん・ ペットボトル			各 2 週に 1 回	
有害ごみ・危険ごみ			各 4 週に 1 回	
粗大ごみ	直営収集	戸別収集	申込み制 指定日収集	せん定した枝葉も同様 に指定日収集
家庭廃食用油	委託収集	公共施設での拠点回収	月に 1 回	

図表 3-13 ごみ・資源の収集体制

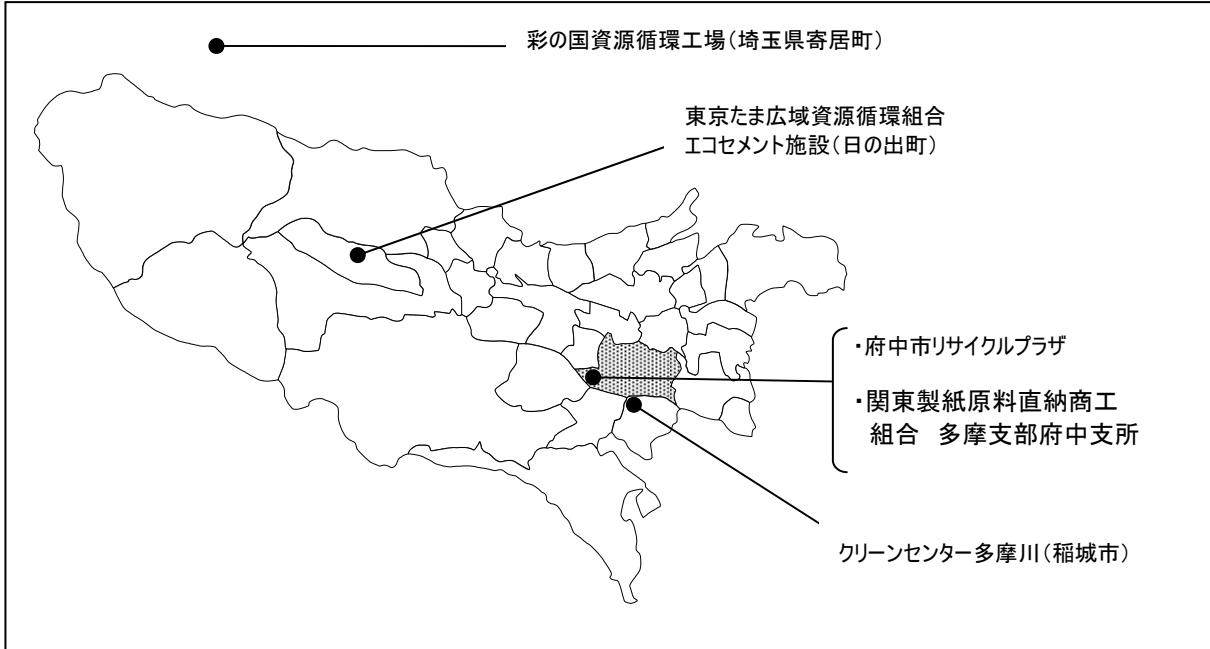
ごみ・資源は、収集日の朝 8 時までに出してください！

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
	1 びん 容器包装 プラスチック 危険ごみ	2 燃やす ごみ	3 段ボール 古布 紙パック	4 ペットボトル	5 燃やす ごみ	6
7	8 かん 容器包装 プラスチック	9 燃やす ごみ	10 雑誌・ 雑がみ 古布 紙パック	11 燃やさない ごみ	12 燃やす ごみ	13
14	15 びん 容器包装 プラスチック 有害ごみ	16 燃やす ごみ	17 新聞 古布 紙パック	18 ペットボトル	19 燃やす ごみ	20
21 春分の日	22 振替休日 かん 容器包装 プラスチック	23 燃やす ごみ	24 雑誌・ 雑がみ 古布 紙パック	25 燃やさない ごみ	26 燃やす ごみ	27
28	29 びん 容器包装 プラスチック 危険ごみ	30 燃やす ごみ	31 段ボール 古布 紙パック			

図表 3-14 「ごみ・資源の出し方カレンダー」の例

8 ごみの中間処理・リサイクル

府中市のごみの処理やリサイクルは以下の施設で行われています。



図表 3-15 府中市のごみ・資源を処理・リサイクルしている主な施設

(1) 府中市リサイクルプラザ

平成 18 年度から稼働の府中市リサイクルプラザは、燃やさないごみ・粗大ごみの破碎選別処理、びん・かん、ペットボトル、容器包装プラスチックの選別処理等を行う総合的なリサイクル拠点施設です。また、自転車や家具等の修理・再生事業も行っています。



所在地	府中市四谷 6 丁目 58 番地
敷地面積	20542.66 m ²
竣 工	平成 18 年 3 月 24 日
処理能力	49.5t/5 時間(日)
布団処理ライン	0.3t/5 時間
粗大・燃やさないごみ処理ライン	17.7t/5 時間
その他プラ製容器包装処理ライン	13.1t/5 時間
びん処理ライン	9.2t/5 時間
缶等金属処理ライン	9.2t/5 時間

図表 3-16 府中市リサイクルプラザの概要

(2) クリーンセンター多摩川

クリーンセンター多摩川は、一部事務組合である多摩川衛生組合(構成市:稲城市、狛江市、府中市、国立市)におけるごみの焼却、燃やさないごみ・粗大ごみ処理、灰溶融の機能を持つ総合的施設です。ごみの焼却エネルギーはボイラーに利用し発電し、余剰電力は電力会社に売電しています。また、灰溶融スラグは建設資材として有効利用しています。近年は建設需要の低迷などもあり、有効利用先の安定的な確保が課題となっています。



所在地	東京都稲城市大丸 1528 番地	
敷地面積	22,366.58 m ²	
竣工	平成 10 年 3 月	
施設能力		
焼却能力	450t/日(150t/24h×3基) 全連続燃焼式(ストーカ炉)	
溶融能力	50t/日(25t/24h×2基)	
発電能力	最大 6,000kw/h(蒸気タービン方式)	
余熱利用	場内給湯・冷暖房 場外への高温水(約 130)の供給	

図表 3-17 クリーンセンター多摩川の概要

(3) 東京たま広域資源循環組合エコセメント施設

東京たま広域資源循環組合は、多摩地域 25 市 1 町の自治体で構成され、ごみの不燃残さの処分を行う二ツ塚処分場の運営管理と、焼却残さのエコセメント化事業の 2 つの事業を実施しています。本市のごみの一部は、クリーンセンター多摩川の焼却残さとしてエコセメントにリサイクルされており、燃やさないごみの残さの搬入も行っていないため、埋立処分量はゼロとなっています。



所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地 (日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内)
敷地面積	施設用地面積約 4.6ha (二ツ塚処分場全体面積 約 59.1ha)
施設規模	焼却残さ(注1)等の処理量 約 300 トン(日平均)
	エコセメント生産量 約 430 トン(日平均)
処理対象物	多摩地域 25 市 1 町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰(注2)及び二ツ塚処分場に分割埋立(注3)された焼却残さ他
施設稼働	平成 18 年 7 月

注1 焼却残さ：焼却灰(焼却後の残さ物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)

注2 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

注3 分割埋立：埋立てられた焼却残さをエコセメント化施設稼働後に再処理(エコセメント化)を行うため平成 12 年 9 月より、焼却残さと不燃物をそれぞれエリア分けし、埋立を開始。

図表 3-18 エコセメント施設の概要

(4) その他民間施設の活用

ごみの焼却を行っているクリーンセンター多摩川は、処理能力に限りがあるため、一部の事業系ごみや府中市リサイクルプラザの選別残さの処分は、暫定的に彩の国資源循環工場に委託し、ごみの処理、熱回収を行っています。また、資源のうち、古紙類・古布類は民間処理業者で選別・保管され製紙工場等で再生されます。

9 ごみ排出抑制・資源リサイクルの取組

(1) 不用品の再使用(リユース)の取組

ア リサイクル用品の活用

府中グリーンプラザ分館 2 階にある「リサちゃんショップ」では、市民が持ち込む不用品を販売する「リサイクルマーケット」、不用品交換の情報を提供する「リサイクルバンク」、そして、粗大ごみから修理・再生した家具を販売する「リサイクルショップ」などの事業を行っています。これらの事業は、NPO 法人府中リサイクル推進協会に委託して実施しており、リサイクルマーケットやリサイクルショップの実績も下表のとおり、年々増加しています。平成 20・21 年度には府中市リサイクルプラザで再生家具の即売会を実施しました。

年度 \ 区分	来場者数	搬入者数	受付件数	販売件数	販売金額
H16	74,821 人	9,277 人	109,825 件	91,855 件	63,569,850 円
H17	73,250 人	9,745 人	114,408 件	95,254 件	65,141,000 円
H18	75,331 人	10,054 人	118,713 件	97,890 件	69,533,550 円
H19	78,265 人	10,183 人	121,244 件	100,138 件	71,604,350 円
H20	80,825 人	10,264 人	123,021 件	100,527 件	71,989,800 円
H21	83,714 人	10,183 人	114,416 件	96,550 件	65,648,750 円

図表 3-19 リサイクルマーケット実績

年度 \ 区分	売却点数	売却金額	売却品総重量
H16	634 点	986,800 円	17,539 kg
H17	596 点	779,000 円	15,087 kg
H18	545 点	783,100 円	15,440 kg
H19	535 点	744,500 円	14,188 kg
H20	733 点	976,200 円	15,245 kg
H21	700 点	655,700 円	12,726 kg

イベント会場での販売分を含む。

図表 3-20 リサイクルショップ(再生家具販売)実績

イ おもちゃの病院

おもちゃの修理・再生事業として、平成 21 年度には 12 回開催され、計 518 件の受付がありました。

[受付件数 / 実施回数]

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
439 / 15	515 / 15	551 / 14	474 / 12	483 / 12	518 / 12

図表 3-21 ものの有効活用啓発事業(おもちゃの病院)利用実績

ウ フリーマーケットの開催

市主催のフリーマーケットは、平成 2 年度に「フリーマーケット青空」を開催したのがはじまりで、現在開催については、府中市リサイクル推進協会に委託し、リサイクルフェスタ等を府中公園、すずかけ公園で年に 2~4 回開催しています。

年度	区分 月/日	会 場	出店数	備 考
平成 16 年度	7/31	府中グリーンプラザ	19	グリーンプラザフェア
	8/ 1	府中グリーンプラザ	19	グリーンプラザフェア
	8/28	すずかけ公園	66	リサイクルフェスタ 2004 フリーマーケット
平成 17 年度	11/3	すずかけ公園	95	リサイクルフェスタ 2004 フリーマーケット
	6/ 4	府中公園	94	リサイクルフェスタ 2005 フリーマーケット
	7/30	府中グリーンプラザ	17	グリーンプラザフェア
	7/31	府中グリーンプラザ	18	グリーンプラザフェア
平成 18 年度	11/5	すずかけ公園	93	リサイクルフェスタ 2005 フリーマーケット
	6/ 3	府中公園	98	リサイクルフェスタ 2006 フリーマーケット
	7/29	府中グリーンプラザ	14	グリーンプラザフェア
	7/30	府中グリーンプラザ	15	グリーンプラザフェア
平成 19 年度	6/ 2	府中公園	99	リサイクルフェスタ 2007 フリーマーケット
	11/3	すずかけ公園	99	リサイクルフェスタ 2007 フリーマーケット
平成 20 年度	6/ 7	府中公園	97	リサイクルフェスタ 2008 フリーマーケット
	11/ 1	すずかけ公園	99	リサイクルフェスタ 2008 フリーマーケット
平成 21 年度	6/ 7	府中公園	96	リサイクルフェスタ 2009 フリーマーケット
	10/31	すずかけ公園	100	リサイクルフェスタ 2009 フリーマーケット

図表 3-22 リサイクルマーケット実績

エ リサイクル自転車販売事業

粗大ごみで出された自転車を府中市リサイクルプラザで再生し、市内のリサイクル自転車取扱店（平成 21 年度末 13 店）で 6,000~15,000 円程度で販売しています。平成 21 年度の販売台数は 288 台でした。

年度	区分 販売台数	販売金額	販売店舗数
平成 16 年度	584 台	2,198,500 円	17 店
平成 17 年度	525 台	1,946,500 円	17 店
平成 18 年度	459 台	1,675,500 円	17 店
平成 19 年度	460 台	1,651,500 円	16 店
平成 20 年度	380 台	1,370,000 円	16 店
平成 21 年度	288 台	891,500 円	13 店

図表 3-23 リサイクル自転車販売実績

(2) 生ごみの減量・資源化のための事業

ア 家庭における生ごみの減量化

生ごみの家庭内での減量・資源化を図るため、市では生ごみ堆肥化容器及び処理機¹⁴の購入費補助を実施しています。過去6年間の補助実績は下表のとおりですが、家庭ごみの収集方法の変更に伴い、今後、家庭内での生ごみ減量化が活発になることが期待されます。

年度	堆肥化容器	生ごみ処理機	補助金額
H16	8件	41件	437,900円
H17	5件	56件	565,400円
H18	3件	64件	631,400円
H19	4件	54件	551,900円
H20	15件	59件	584,400円
H21	76件	189件	1,795,900円
備考	購入費の半額補助 (限度額10,000円)		

平成22年度から購入補助金の上限額が1万から5万円に改定されました。

図表 3-24 生ごみ減量化処理機器購入費補助事業の実績

イ 給食センターや小学校での生ごみ等有効活用(肥料化)

多量の生ごみを発生する公共施設等を中心に、生ごみを肥料化する事業を実施しています。事業は平成14年から始まり、6自治会からなる協力地区も含め、下表のとおり平成21年度では、年間約481トンの生ごみが肥料となっています(なお、協力地区については、家庭ごみの有料化に伴い、平成21年度中に廃止)。肥料化の処理は、専門業者に委託して実施しています。

単位: kg

年度	給食センター 2ヶ所	福祉施設 2ヶ所	保育所 15ヶ所	小学校 4ヶ所	協力地区 6ヶ所	回収量 合計	農工大 搬入量	処理量
H16	324,951	49,572	25,024	37,984	19,274	456,805	6,234	450,571
H17	326,721	47,784	24,880	34,057	29,456	462,898	6,441	456,457
H18	320,320	45,667	37,948	37,083	25,602	466,620	5,988	460,632
H19	310,341	42,129	34,138	38,458	31,362	456,428		456,428
H20	315,687	43,163	40,807	31,321	28,415	459,393		459,353
H21	354,378	38,806	39,611	28,282	19,557	480,634		480,634

図表 3-25 有機性有機物再生事業の実績

¹⁴ 生ごみ堆肥化容器及び処理機: 資料編 65 ページ参照

(3) 集団回収への支援

市では集団回収に対し、実施団体と資源回収業者に対する奨励金・補助金を交付しています。交付金額は図表 3-26 に示すとおりです。

対 象	実施団体に対する奨励金	資源回収業者に対する補助金
古繊維	10 円/kg	1 円/kg
古紙類	10 円/kg	1 円/kg
古鉄類	10 円/kg	-
びん類	10 円/本	1 円/本
紙パック	8 円/kg	1 円/kg

平成 21 年度末現在

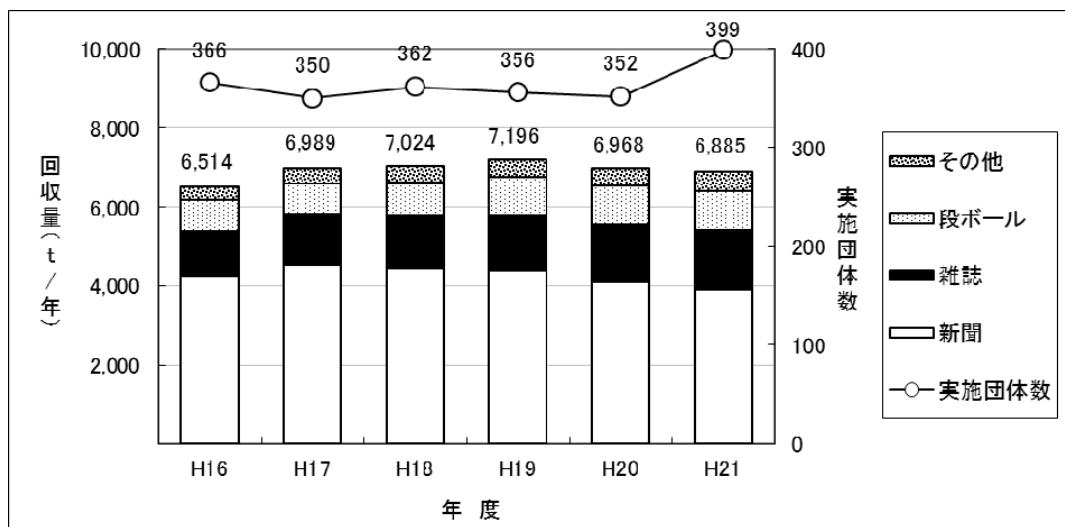
図表 3-26 集団回収への奨励金・交付金

また、集団回収実施団体数、回収量ともに、近年は横ばいの傾向となっています（図表 3-27、図表 3-28）。回収資源の内訳は、新聞・雑誌・段ボールといった古紙類で 90%以上を占めています。

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21
古 繊 維		200	248	264	287	284	322
新 聞		4,270	4,541	4,462	4,398	4,098	3,914
雑 誌		1,124	1,277	1,335	1,410	1,457	1,493
段ボール		791	787	825	939	973	993
紙パック				2	11	12	14
びん	(本)	55,720	52,715	49,882	48,930	32,888	29,651
	(トン)	42	40	37	37	25	22
か ん		88	96	99	115	118	127
合 計		6,514	6,989	7,024	7,196	6,968	6,885
実施団体数(団体)		366	350	362	356	352	399

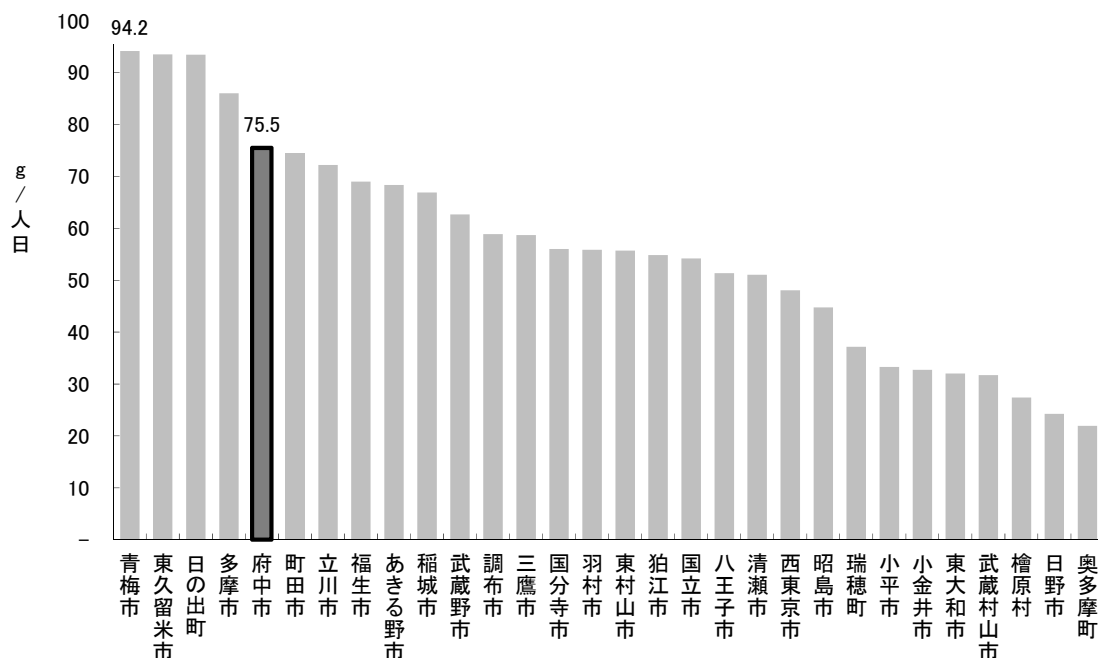
単位:トン

図表 3-27 集団回収量・実施団体数の推移



図表 3-28 集団回収量・実施団体数の推移 (グラフ)

平成 21 年度の回収量、6,885 トン / 年は、1 人 1 日あたりに換算すると、75.5g / 人日です。これは多摩地域の中で 5 番目に高い水準となっています。しかしながら、今後は資源の戸別収集が集団回収に与える影響について、留意していく必要があります。



図表 3-29 多摩地域における 1 人 1 日あたり集団回収量 (平成 21 年度)

(4) 家庭廃食用油の回収事業

家庭廃食用油の回収事業は、平成 5 年に「サンデーリサイクル事業」として始まりました。現在では、毎月第 4 日曜日に各文化センター (11 ケ所) で、家庭廃食用油の回収を実施しています。

区分	廃食用油	売却単価
平成 16 年度	5.9t(5,886 l)	50 円 / 18 l
増減率	- 6.3%	
平成 17 年度	6.9t(6,934 l)	50 円 / 18 l
増減率	17.8%	
平成 18 年度	6.0t(6,048 l)	50 円 / 18 l
増減率	-12.8%	
平成 19 年度	6.6t(6,624 l)	50 円 / 18 l
増減率	8.1%	
平成 20 年度	6.2t(6,210 l)	50 円 / 18 l
増減率	- 6.1%	
平成 21 年度	7.0t(6,988 l)	50 円 / 18 l
増減率	12.5%	

図表 3-30 家庭廃食用油の回収実績

(5) 市の率直的なリサイクル活動

市庁舎、文化センター、小中学校、幼稚園などから排出される OA 用紙、メモ用紙、雑がみ等は市の率直的なリサイクル活動として、分別しリサイクルを行っています。平成 21 年度は 98 施設から合計約 161 トンの OA 用紙などが回収されています。

単位：kg

区分 年度	本庁舎	第2庁舎	文化センター	小学校	中学校	幼稚園
平成 16 年度	69,589.1	1,907.9	4,221.8	42,402.4	23,391.0	794.3
平成 17 年度	47,507.0	5,553.0	3,982.0	44,490.0	24,197.0	668.0
平成 18 年度	69,870.0	3,300.0	4,066.0	53,987.0	32,579.0	632.0
平成 19 年度	66,259.0	1,860.0	4,969.0	48,230.0	30,590.0	1,064.0
平成 20 年度	54,620.0	4910.0	5834.0	41,424.0	25257.0	912.0
平成 21 年度	58,903.0	3,277.0	5,520.0	44,894.0	29,057.0	917.0

区分 年度	保育所	学童クラブ	その他	合計 (施設数)	本庁舎分に含まれている 「はがき・手紙」の回収量
平成 16 年度	4,081.6	4,552.4	12,119.5	163,060 (96)	1,199.5
平成 17 年度	4,280.0	4,439.0	13,224.0	148,340 (96)	1,360.0
平成 18 年度	4,784.0	2,346.0	13,176.0	184,740 (97)	1,231.0
平成 19 年度	4,208.0	1,724.0	23,517.0	182,421 (97)	1,305.1
平成 20 年度	4,611.0	1,497.0	11,505.0	150,570 (97)	1,435.0
平成 21 年度	4,324.0	1,352.0	10,901.0	161,050 (98)	1,905.0

図表 3-31 市庁舎等での OA 廃棄紙等回収実績

(6) PR・啓発のための事業

PR・啓発のための事業として、以下のようなイベントなどを展開しています。

- ・ 児童・生徒を対象としたごみ減量対策作品コンクール
- ・ 施設見学（リサイクルバスツアー、府中市リサイクルプラザ見学会）
- ・ ごみ減量ローラー作戦（地域に対するごみ減量、ごみの出し方説明会）
- ・ ごみ減量・リサイクル推進大会（年 1 回）の開催
- ・ 情報紙「府中のごみ」の発行
- ・ 府中市ごみ・資源の出し方カレンダー、府中市ごみ・資源分別辞書の発行
- ・ マイバッグキャンペーンの実施
- ・ リサイクルフェスタの実施（ごみ減量の PR 及びごみ減量化処理機器の紹介など）

第2節 ごみ処理・リサイクル事業の評価

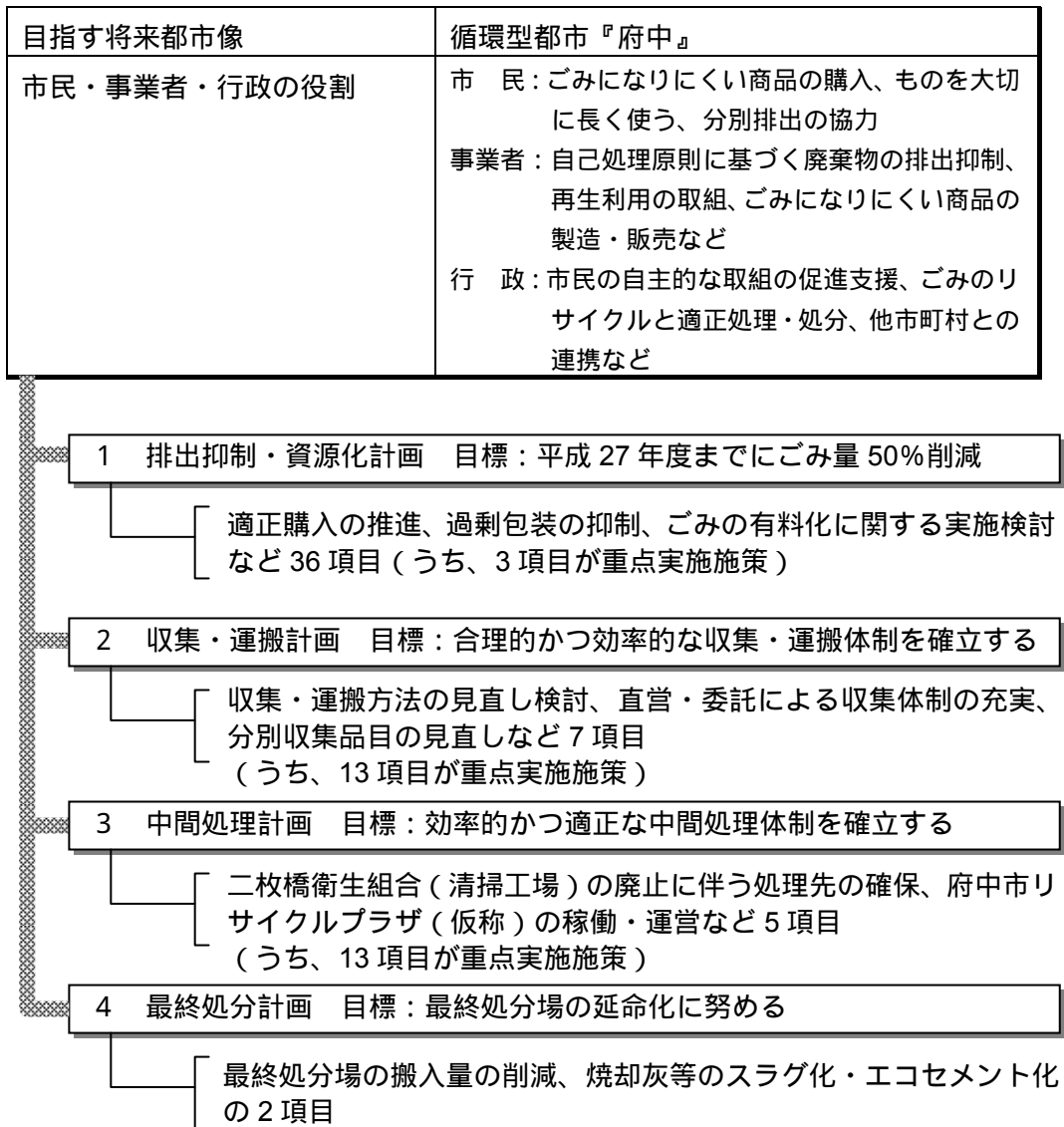
本節では、現行のごみ処理・リサイクル事業について、平成17年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の達成状況と国が策定した一般廃棄物処理基本計画策定指針の指標に基づき、評価を行います。評価項目は下表のとおりです。

評価項目	備考
1 平成17年度策定の一般廃棄物処理基本計画の達成状況 平成17年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の各計画項目をどの程度達成できたか。	
2 1人1日あたりの総ごみ排出量 平成21年度の1人1日あたりのごみ量は、多摩地域内でどの程度の水準にあるか。	「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）に基づく指標です。
3 リサイクル率 平成21年度のリサイクル率は、多摩地域内でどの程度の水準にあるか。	
4 廃棄物からのエネルギー回収量 平成20年度のごみ処理事業の中で廃棄物1トンあたりどの程度エネルギーが回収できたか。	
5 温室効果ガスの排出量 収集車両の運行やごみの焼却などにより、平成20年度のごみ処理・リサイクル事業で、どの程度の温室効果ガス（CO ₂ など）が排出されたか。	
6 市民の満足度 市民は、ごみや資源の分別収集などについてどの程度満足しているか（平成21年度の市民アンケート調査より）。	
7 廃棄物処理に係る経費 平成20年度のごみ処理・リサイクル事業で、部門ごと、品目ごとにどの程度経費がかかったか。	「一般廃棄物会計基準（平成19年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）に基づき算定しました。

図表 3-32 ごみ処理・リサイクル事業の評価項目

1 平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の達成状況

平成 17 年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間（中間目標年度は平成 22 年度）となっています。計画全体の目指す都市像は「循環型都市『府中』」であり、市民・事業者・行政それぞれの役割の下、「発生抑制・資源化計画」「収集・運搬計画」「中間処理計画」「最終処分計画」の各計画が定められています（図表 3-33）。



図表 3-33 平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の施策体系

「排出抑制・資源化計画」「収集・運搬計画」「中間処理計画」「最終処分計画」の評価の概要を以下にまとめます。なお、評価の詳細は資料編 42 ページの資料 4 を参照してください。

(1) 排出抑制・資源化計画

全体目標として「平成 27 年度までにごみ量 50%以上削減」が掲げられています。平成 21 年度のごみ量は、13 年度比で約 16%減とごみ量は減少しています。しかし、ごみ 50%削減に向けて、平成 22 年 2 月から実施した家庭ごみの収集方法の変更に伴う効果を検証し、さらなるごみ減量・リサイクル推進の取組が必要です。

「ごみの有料化に関する実施検討」「(事業系ごみ) 処理手数料の改定の実施」「プラスチック類の分別収集の実施」という 3 つの重点実施施策は、既に実施済みです。ただし、事業系ごみの処理手数料については、今後も事業系ごみの排出状況を見ながら、引き続き適正な手数料水準について検討する必要があります。

また、36 の計画項目の中で、生ごみの減量・資源化に関するものについては、数値指標が達成されたかどうかを評価するのは困難ですが、アンケート調査などによると生ごみの家庭内処理を実施している世帯はまだ少数派であることから、家庭内での減量・資源化を促す施策は引き続き推進が必要と考えられます。また市全体で集めた生ごみを資源化するために、引き続き調査・研究していきます。

レジ袋の削減や過剰包装の抑制といった販売・消費スタイルの変革に関わる項目については、アンケート調査を見ても、市民の側では一定の意識の定着が見られます。今後とも、販売店との連携を強化しつつ、取組を進めることが必要です。

(2) 収集・運搬計画

計画項目中、「直営・委託による収集体制のあり方の検討」「粗大ごみの申込方法の検討」については未着手ですが、緊急性を要しないため、当面現行体制を維持していくという評価としています。

(3) 中間処理計画

中間処理に係る計画も概ね実施していますが、平成 22 年 2 月からごみ収集方法の見直しに対応した効率的な資源選別プロセスの検討や、家具や自転車などの一層の再使用の推進などが必要です。

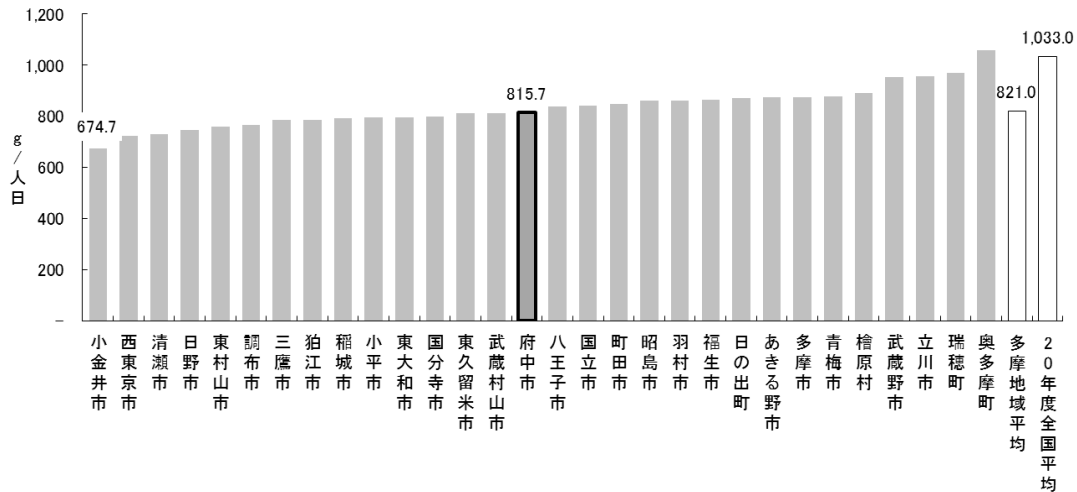
(4) 最終処分計画

本市は平成 19 年度より埋立処分量ゼロを達成し、これからも継続していきます。

2 1 人 1 日あたりの総ごみ排出量

図表 3-34 に見るとおり、本市の平成 21 年度の 1 人 1 日あたり総ごみ排出量は 815.7g/人日で、多摩地域 30 市町村内では 12 番目に少なく、多摩地域平均 821g/人日をやや下回っています。この 1 人 1 日あたりの総ごみ排出量は、事業系ごみや市で収集した資源、集団回収も含む量です。

平成 21 年度は、年度途中の平成 22 年 1 月まで、ダストボックスによる収集を行っていたため、不法投棄のごみも混入していると考えられますが、市民や事業者のごみをなるべく出さないという努力がこの結果につながっているものと考えられます。



図表 3-34 多摩地域各市町村の1人1日あたりの総ごみ排出量（平成21年度）

3 リサイクル率

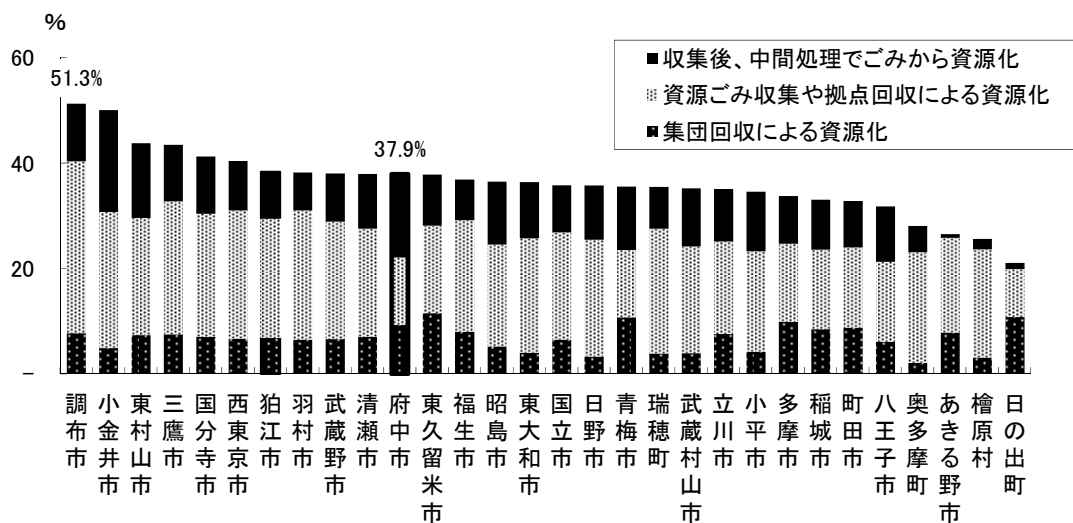
図表 3-35 に見るとおり、平成21年度のリサイクル率（ ）は37.9%と、多摩地域内では11番目に高い水準でした。また、リサイクルの内容を、

- ・ 集団回収による資源化
- ・ 資源ごみ収集や拠点回収による資源化
- ・ 収集後、中間処理でごみから資源化

の3つに分けると、図表 3-35 に見るように、本市は他市町村に比べ、「収集後、中間処理でごみから資源化」の割合が多く、「資源ごみ収集や拠点回収による資源化」の割合が低いことが特徴です。

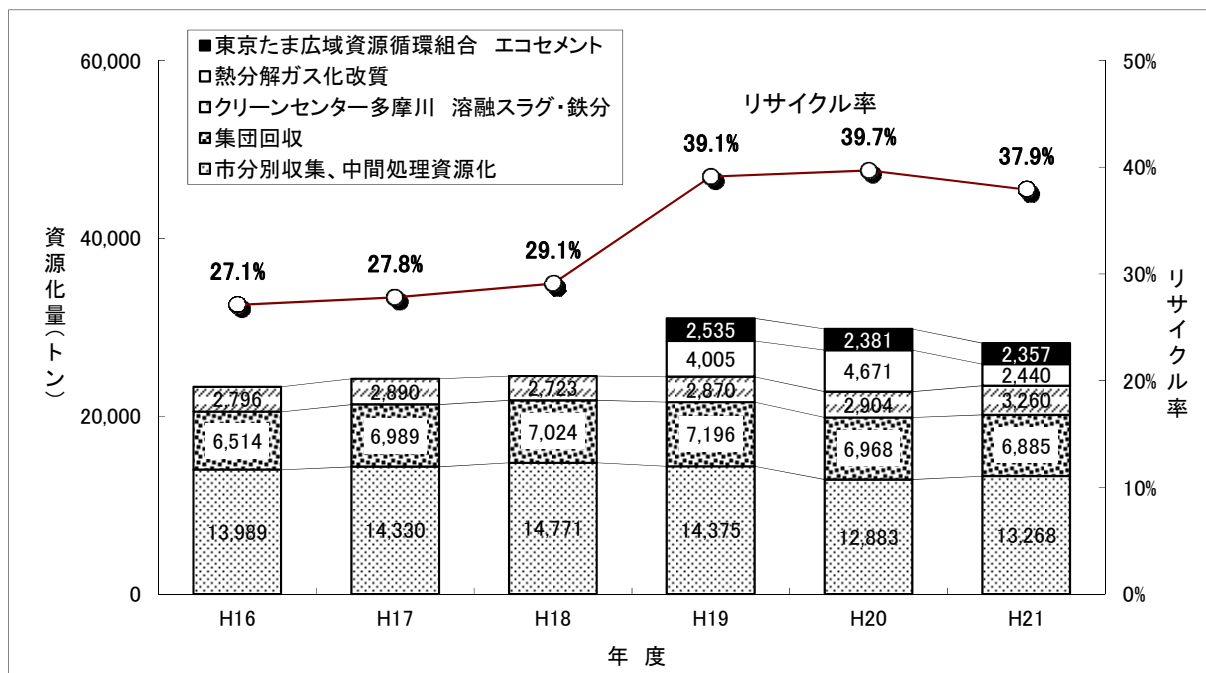
リサイクル率は、次の計算式で計算されます。

$$\left(\text{リサイクル率}(\%) = \frac{\text{資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収量}} \times 100 \right)$$



図表 3-35 多摩地域各市町村のリサイクル率（平成21年度）

本市の手法別にみたごみ資源化量の推移を図表 3-36 に示します。リサイクル率は平成 19 年度以降大幅に上昇していますが、これはエコセメントや熱分解ガス化改質¹⁵といった中間処理による資源化量が向上したためであり、平成 21 年度は熱分解ガス化改質処理量の減少により、リサイクル率もやや低下しています。



図表 3-36 本市の手法別資源化量の推移

4 廃棄物からのエネルギー回収量

多摩川衛生組合の焼却施設では、ごみ焼却エネルギーを利用して発電を行っており、その規模は平成 20 年度実績で年間約 3 万 4 千メガワット（熱量換算で約 1 億 2 千 4 百万 MJ）となっています。

府中市分のエネルギー回収量を焼却量按分で推定した結果は、下表に見るように年間約 6,111MJ であり、これは、集合住宅に居住する 2 人世帯が年間に使う電気やガス、石油のエネルギー（約 2600MJ/世帯・月、経済産業省・環境省「国民の行動の目安」平成 17 年 7 月より）の約 2,000 世帯分に相当します。

府中市分(※)	61,110,773 MJ
ごみ・資源物 1 トンあたり	813 MJ/t

多摩川衛生組合実績値より、府中市分のごみ焼却量で按分

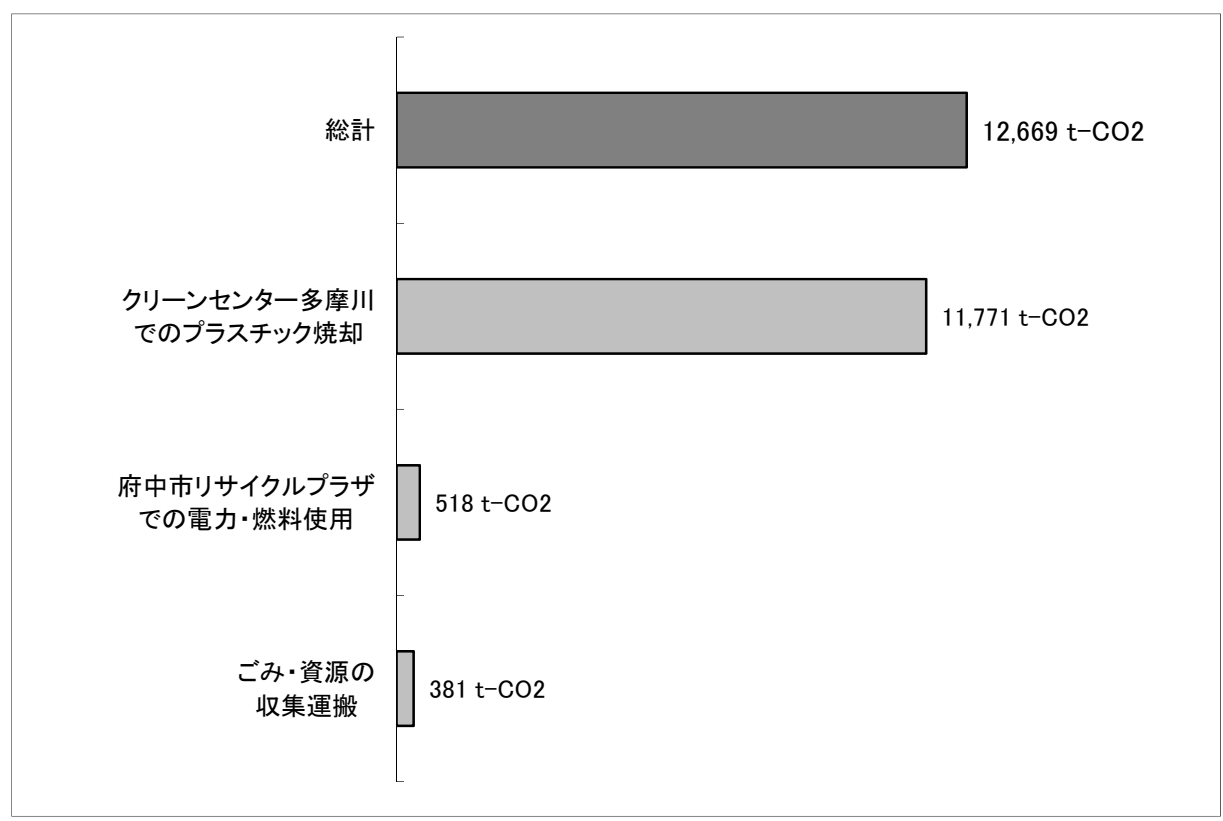
図表 3-37 本市のごみからのエネルギー回収量（平成 20 年度実績）

¹⁵ 熱分解ガス化改質処理：資料編 65 ページ参照

5 温室効果ガスの排出量

ごみの収集運搬に必要な燃料、ごみ処理施設の稼働に必要な電力など、ごみ処理・リサイクル事業に伴い使われるエネルギーにより、CO₂をはじめとする温室効果ガスが排出されます。中でも多いのは、プラスチックごみの焼却による CO₂ 排出量です。CO₂ 削減を進めるには、プラスチックの排出抑制やリサイクルを進め、プラスチック焼却量を減らすことが必要です。

なお、温室効果ガス排出量算定の詳細については、資料編 39 ページを参照してください。



- ・ ごみ・資源の収集運搬に伴う温室効果ガス排出量は収集運搬車両の総走行距離より推定
- ・ 府中市リサイクルプラザでの温室効果ガス排出量は、電気・ガスの使用量から推定
- ・ クリーンセンター多摩川での温室効果ガス排出量は、ごみの組成分析調査から燃やすごみに混入しているプラスチックの割合で、府中市分の推定プラスチック焼却量を推定

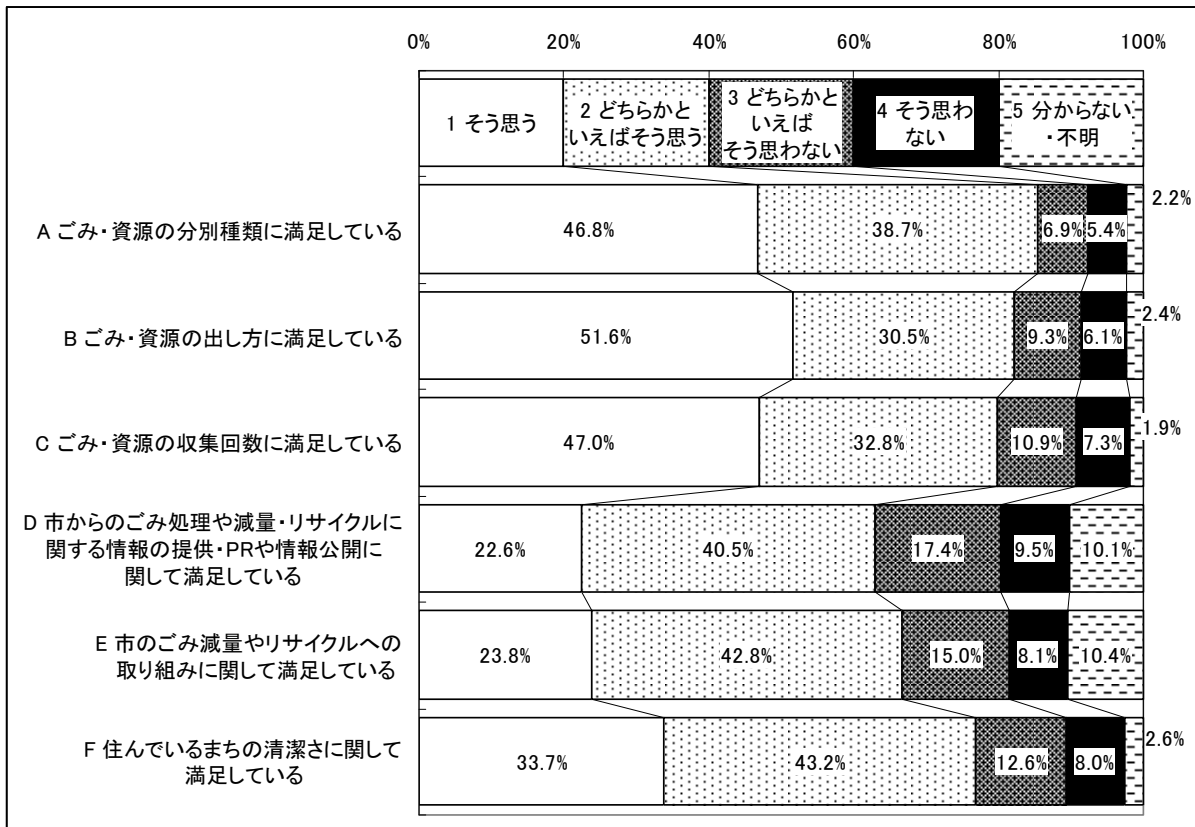
図表 3-38 ごみ処理・リサイクル事業にかかる温室効果ガス排出量の推定値（平成 20 年度）

6 市民の満足度

平成 21 年 9 月に行った市民アンケート調査では、ごみや資源の分別、出し方、収集回数に関してはいずれもほぼ 8 割の方が「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答しています。また、ごみ問題に関する情報提供・PR やごみ減量・リサイクルへの市の取組に関しては、満足度は 63%～67%とやや低下しています。

このアンケート調査は、まだダストボックス収集が行われた時期に行われたものであるため、ダストボックス廃止後の市民の満足度については今後チェックが必要ですが、市からの情報発信や取組については、本アンケート調査の結果も踏まえ、改善に取り組んでいく必要があるといえます。

なお、市民アンケート調査の詳細については、資料編 1 ページ、資料 1 を参照してください。



図表 3-39 現在のごみ・資源の収集などに関する満足度（平成 21 年度市民アンケート調査）

7 廃棄物処理に係る経費

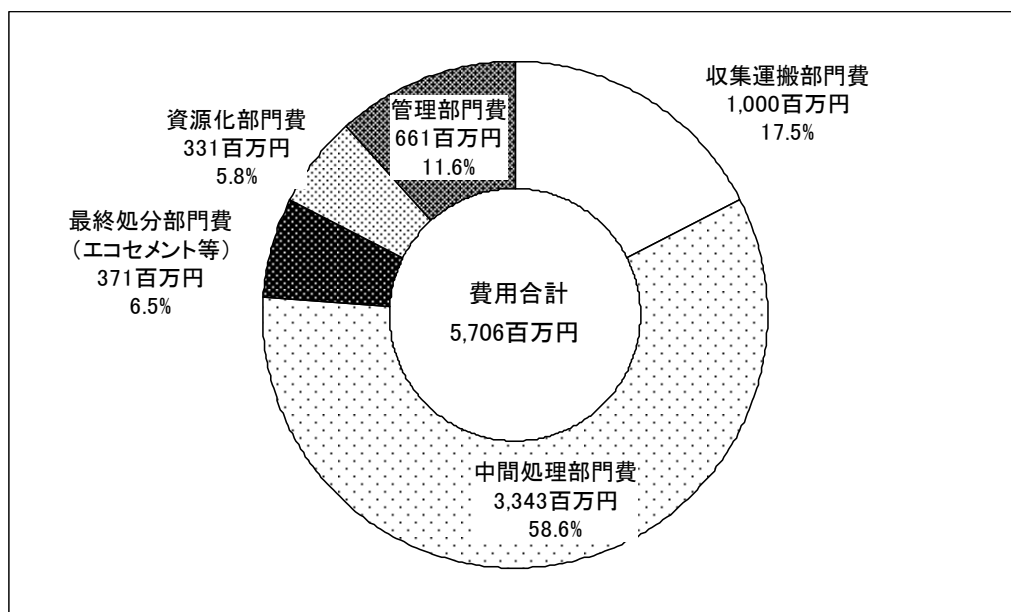
(1) 部門別経費

図表 3-40 は、環境省の「一般廃棄物会計基準」に基づき算定した平成 20 年度の部門別経費です。費用合計は約 57 億円で、その中には市の決算書には現れない設備や車両の減価償却費、市職員の退職金引当なども含まれています。したがって、平成 20 年度の決算数値とは一致していません。

部門別に最も多いのは中間処理部門費で、約 33 億 4 千万円と全体の 58.6% を占めています。これは燃やすごみの焼却を行っている多摩川衛生組合への負担金が主体ですが、暫定的に実施している埼玉県の彩の国循環工場へのごみ処理委託費も一部含まれているため、家庭ごみの有料化・戸別収集の実施により、燃やすごみの減量が進めば、中間処理部門経費の削減に繋がることが期待されます。

ごみや資源の収集運搬に係る経費は、約 10 億円で全体の約 17.5% を占めています。本市では、粗大ごみ収集以外は全て委託収集のため、委託収集の費用が主体となっています。

次いで多いのは管理部門費で、約 6 億 6 千万円で全体の約 11.6% となっています。これには「ごみ・資源の出し方カレンダー」作成などの広報費のほか、管理部門の職員人件費などが含まれています。最終処分部門は約 3 億 7 千万円の費用がかかっていますが、本市の最終処分量はゼロであり、これはほとんどが東京たま広域資源循環組合への負担金の中のエコセメント化に伴う費用です。その他、府中市リサイクルプラザにおける資源化費用が約 3 億 3 千万円となっています。

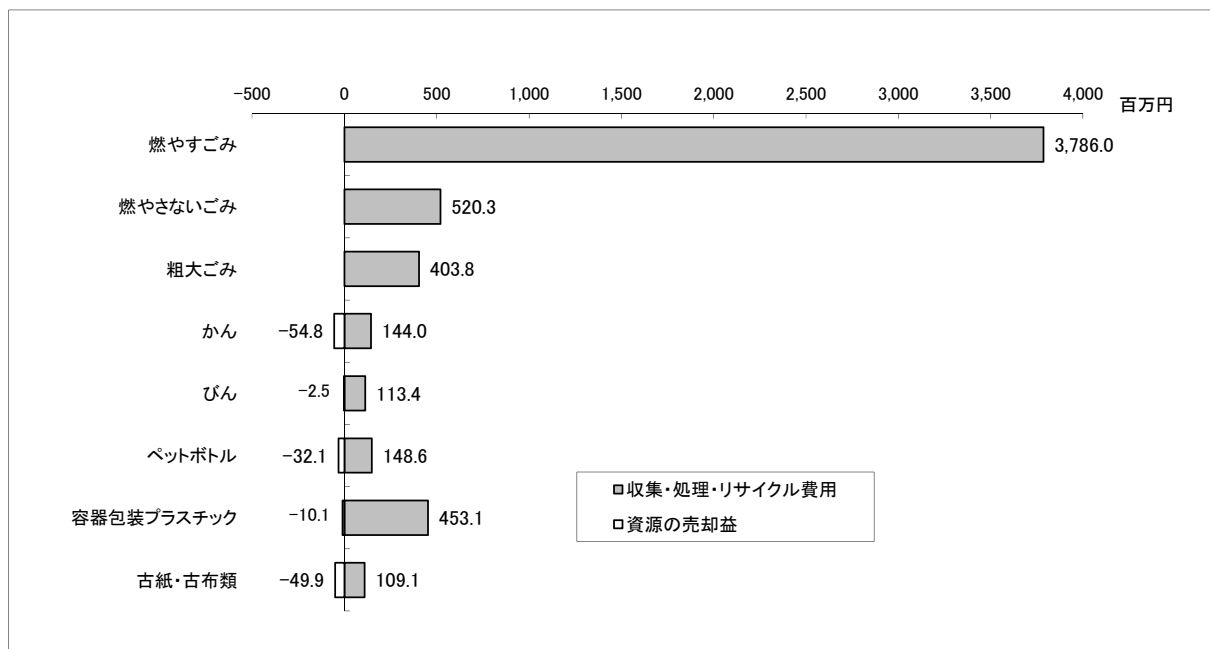


図表 3-40 廃棄物会計分析によるごみ処理費用の部門別内訳 (平成 20 年度)

(2) ごみ・資源別費用

次に、主なごみ・資源の品目別にかかった費用を図表 3-41 に示します。最も多いのは、燃やすごみの収集・運搬、中間処理、エコセメント化にかかる費用で、約 37 億 9 千万円、全ごみ処理・リサイクル事業経費（約 57 億円）の約 2/3 を占めています。ごみ処理・リサイクル事業にかかる経費を抑制するには、まず、燃やすごみの減量が大事であることが分かります。

一方、かん、びん、ペットボトルや古紙・古布類といった資源はそれぞれ 1 億円強と、それほど大きな経費はかかっていません。容器包装プラスチックは、府中市リサイクルプラザでの選別処理に費用がかかるため、約 4 億 5 千万円と費用が大きくなっています。また、資源は売却収入があり、特にかん（主にアルミ缶）や古紙・古布類、ペットボトルの売却益が大きくなっています。



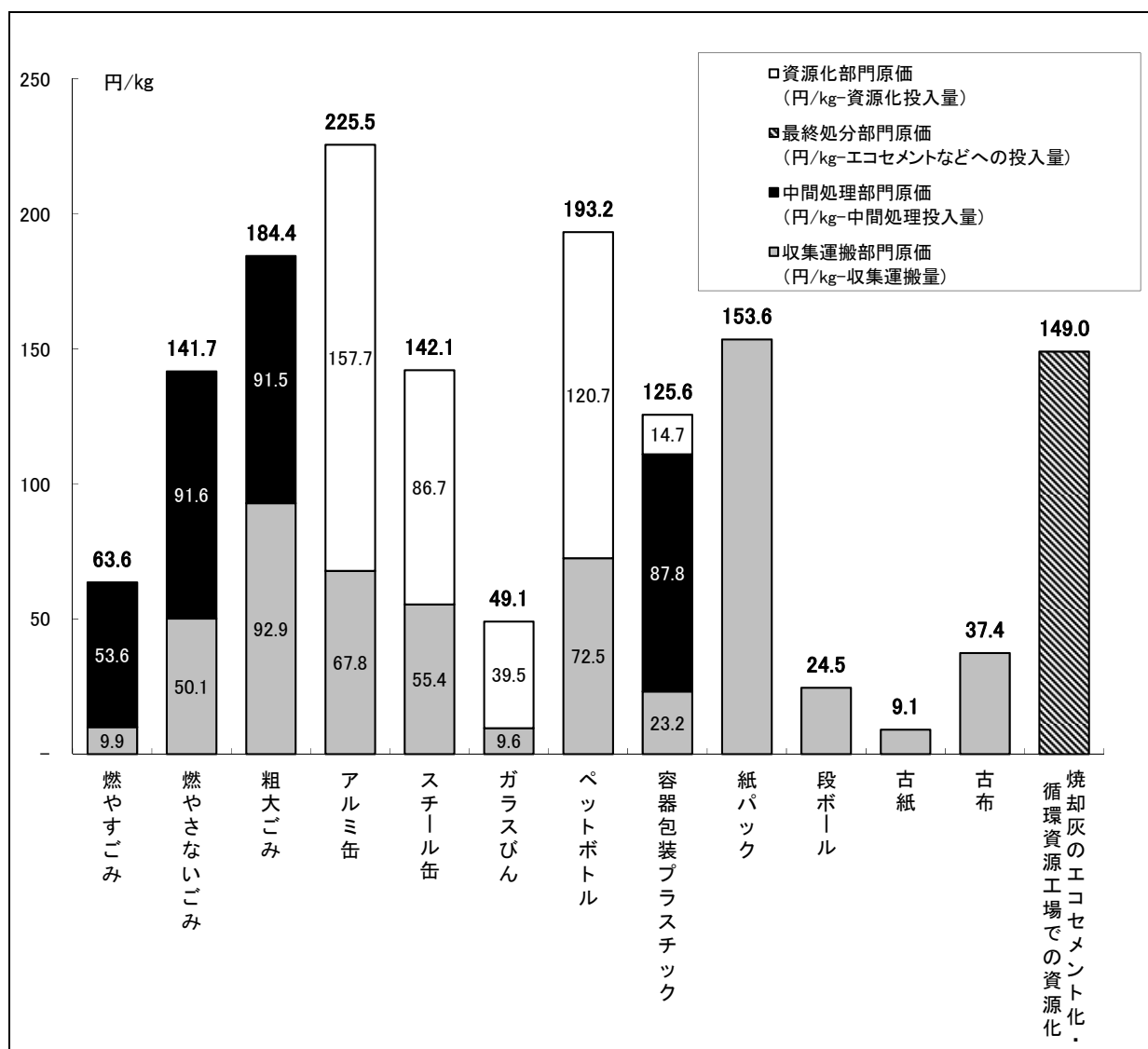
図表 3-41 廃棄物会計分析によるごみの種類別処理・リサイクル費用（平成 20 年度）

(3) ごみ・資源の品目別原価

図表 3-42 は、主なごみ・資源の品目別にキログラムあたりいくらの経費がかかったかを原価計算したものです。

総額では多大な費用がかかっている「燃やすごみ」はキログラムあたりで見ると収集・運搬原価が 9.9 円/kg、中間処理原価が 53.6 円/kg程度と、比較的安くなっています。逆に燃やさないごみや粗大ごみ、かん、ペットボトル、紙パックといった品目は、比重が軽やかさばるため、キログラムあたりの原価は比較的高くなっています。また、かんやびん、ペットボトル、容器包装プラスチックといった資源は、府中市リサイクルプラザでの中間処理や資源化にかかる原価の割合が高くなっています。平成 22 年 2 月のごみ収集方法の見直しに伴い、資源の分別精度が高くなれば、中間処理・資源化にかかる原価が抑制され、資源回収量が増

えても、資源化にかかる全体経費の抑制につながることを期待されます。



図表 3-42 廃棄物会計分析によるごみ処理・リサイクル原価計算（平成20年度）

第3節 ごみ処理基本計画見直しに向けた課題

第3章のまとめとして、これまで見てきた現状からごみ処理基本計画見直しに向けた検討課題を整理します。

1 さらなるごみ排出抑制の推進

現代社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムを前提に成り立っている面があることは否定できません。家庭ごみの有料化・戸別収集によりごみの排出量が抑制され、リサイクルが進んでも、社会の仕組みそのものまで変わるものではありません。

しかしながら、「食べ物の消費期限切れや食べ残しを少なくする」「生ごみをひと絞りする」「レジ袋を断る」といった、ほんの少しの行動の変化でも、多くの市民の力が集まれば、確実にごみの減量になり、環境負荷の抑制になります。そして、ものを作り、販売する事業者が、このような消費者の変化をとらえ、ごみの減量に向けた商品・サービスを提供するようになっていくことが望ましい方向です。

市としては、このような生活スタイルや事業活動に少しずつでも変わっていけるよう、地域の中で市民や事業者との連携を深めるための施策を進めることが必要です。

2 ごみ収集方法の見直しによる効果の持続

ごみ収集方法の見直しにより期待される効果としては、

- ・ ごみ・資源の分別が徹底され、燃やすごみ・燃やさないごみの収集量が減り、資源の収集量が増える。
- ・ ごみの排出量全体が抑制される。
- ・ ごみ減量に取り組む人は、有料化による負担が少なくなる、事業系ごみが家庭ごみに混入せず、適正に排出・処理される、など公平性が保たれる。

といったことが挙げられます。

本章で扱ってきたデータは、平成21年度までのもので、ごみ収集方法の変更による成果が反映されているものではありません。収集方法変更後の平成22年8月時点では、前年度比で20%以上のごみ量が減少しています(詳細については資料編63ページ資料6を参照)。

今後は、収集方法の変更に伴い、期待された効果が得られたかどうかの検証を行っていくことが重要となります。また、「効果を持続させるためには、市民・事業者・行政の不断の努力が必要である」ことを前提に、効果を持続させるための諸施策を展開することが必要です。

3 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

事業系ごみはここ数年減少傾向をたどっていますが、これは許可業者による収集や自己搬入されたごみ量であり、ダストボックスに排出されていた事業系ごみの量は把握できておらず、この量に含まれていません。

今後、ダストボックスの廃止により、ダストボックスに排出されていた事業者のごみが許可業者による収集や自己搬入に出され、事業系ごみが増加する可能性もあります。また、少量排出事業者については、引き続き市の収集に排出され、ごみ収集量を押し上げる原因となる可能性もあります。

今後の事業系ごみ量の推移を留意し、その排出状況の把握に努めるとともに、事業者によるごみ減量・資源化が推進されるよう、排出指導を行うなどの施策を進めることが必要です。

4 新たな資源化システムの導入

ダストボックス収集では、収集したごみの中に混ざった分別不適物を分別するため、府中市リサイクルプラザで多くの費用をかけて、機械選別・手選別を行っていました。また、そこから得られる資源についても、汚れが付着しているなど、品質の高いものではありませんでした。しかし、ごみ収集方法の見直しにより、今後は、分別排出の精度が高まり、ごみの中間処理や資源化の効率が高まることが期待されます。また、リサイクルの効率化という観点からは、民間主体で行われ、本市では高い回収水準を維持している集団回収への支援も引き続き必要です。

さらに、ごみ 50%削減に向け、ごみ減量・リサイクルを推進するため、新たな資源化システムの導入の検討も必要です。特に、生ごみなどの有機性資源の資源化は、本市でも様々な取組を行ってきたところですが、学校や保育所、一部住宅などを対象とした小さな規模にとどまっています。生ごみは、ごみの中で最も大きな部分を占めるため、今後とも様々な資源化方策について検討していくことが必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の基本的な枠組み

1 ごみ処理基本計画の目標

ごみ処理基本計画の目標は、以下の3点です。これは、「府中市環境基本計画」(平成15年5月)、「循環型社会の形成に向けたごみ改革の実施方針」(平成21年1月)を受けたものです。

- 目標1 ごみ50%削減
- 目標2 リサイクル率日本一の実現
- 目標3 すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現

2 目標達成に向けた検討課題

平成22年2月のごみ収集方法の見直しは、上記の目標に向けた大きな一歩となりました。さらに今後は、前章の第3節に掲げた以下の4つの課題の解決に向けた取組を重点施策とし、取り組んでいく必要があります。

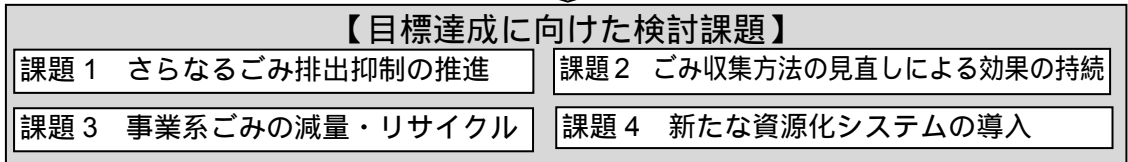
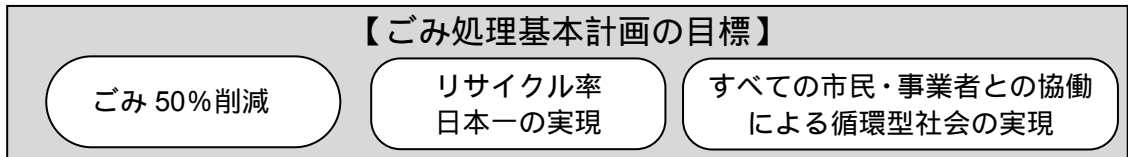
- 課題1 さらなるごみ排出抑制の推進
- 課題2 ごみ収集方法の見直しによる効果の持続
- 課題3 事業系ごみの減量・リサイクル
- 課題4 新たな資源化システムの導入

3 ごみ処理基本計画の施策体系と重点施策

ごみ処理基本計画は、ごみや資源の排出抑制から分別排出、収集・運搬、処理・処分に至るすべての過程を対象とした計画であり、その施策体系は図表4-1に示すとおりです。

また、上記4つの課題の解決に向け、平成21年1月に本計画の改定や新規の施策・事業に伴い、必要となる条例等の改正などの基礎資料としてとりまとめた「循環型社会形成に向けたごみ改革の実施方針」の「目標に向けて強化すべき施策」としたものを、特に取り組むべき施策として、重点施策と位置付けることとします。

なお、本計画の目標、「ごみ50%削減」「リサイクル率日本一の実現」の具体的な指標や、「すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現」に向けた計画の推進運営体制については、第5章に示すこととします。



図表 4-1 ごみ処理基本計画の体系

第2節 ごみ排出抑制のための施策

1 事業者による取組の促進

(1) マイバッグ持参運動の継続

市民団体・販売店等により推進しているマイバッグ持参運動は、家庭ごみの有料化以降、持参率の上昇がみられます。このような成果を継続させるために、この運動を継続し、市民に対してレジ袋の削減を呼びかけます。

また、この運動を更に発展させるためには、マイバッグを持参しない無関心層などへのアプローチが不可欠です。そのため、今後は、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点ではなく、デザインの良さや機能性などの情報を収集し広報するなど、様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼びかけます。

(2) マイボトル持参運動の検討と試行

ごみの発生抑制を推進し、買い物の時からごみ減量の意識づけをしていく新たな取組として、マイボトル持参運動を進めます。

また、10～15年後の将来像として、市内の多くの販売店がリユース・リサイクルの拠点となるよう、市内の買い物客は、マイバッグはもちろん、飲料についてもマイボトルを持参し、中身だけを購入するといったライフスタイルへの転換を目指します。

その一つの取組として、市民団体・販売店・商店街・メーカー・市が連携し、マイボトルに対応した飲料給水機器などの設置について検討・試行を行います。

(3) 容器包装使用量の削減など、販売事業者に対する働きかけ

市内の販売店と協議を行いながら、以下の取組を販売事業者に促します。

ア レジ袋の削減、ばら売りの推進など容器包装使用量の削減

イ 詰め替え容器や再生品、グリーンマーク¹⁶商品など、環境に配慮した商品の積極販売
削減の働きかけの対象となる販売店は、スーパーマーケット等の大型店や商店会などから始め、徐々に拡大します。

また、「ごみが少ない売り方」や「店頭回収の品目が豊富」といった市民や事業所に有益な情報を、積極的にPRします。

(4) リサイクル推進協力事業所制度の見直し

販売店との協議を続ける中で、市民・事業者との協定や覚書の締結など、販売店の取組成果を公表・チェックする仕組みづくりを検討します。これに伴い、従来のリサイクル推進協力事業所制度の見直しを図ります。

¹⁶ グリーンマーク：資料編 64 ページ参照

(5) 事業活動のグリーン化の推進

すでに市内の大規模事業所等では、ISO14001¹⁷の認証取得など、環境に配慮した事業活動の推進が取組まれているところです。今後、こういった取組をさらに広げるため、環境省の中小事業所向けの認証「エコアクション21」¹⁸の取得を呼びかけるなど、事業活動に伴う廃棄物の削減や自らの商品・サービスのグリーン化を進めます。

(6) 国や関係機関に対する要望

拡大生産者責任¹⁹の考えに基づき、生産者や販売者へ流通・販売等の各段階におけるごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すため、他自治体や各種団体等と連携し、都や国へ要請を行います。

¹⁷ ISO：資料編 63 ページ参照

¹⁸ エコアクション21：資料編 63 ページ参照

¹⁹ 拡大生産者責任：資料編 63 ページ参照

2 市民による取組の促進

(1) 【重点施策】生ごみ減量の推進

「食材を多く買すぎない」、「食べ残しをしない」、「生ごみは一絞りして水分をとる」といった生ごみそのものの発生を抑制するため、料理や買い物の工夫など自ら実践できる方法や「食」に関する情報など、「食を知る・楽しむ」などの視点も踏まえた PR や広報を行います。

また、生ごみの排出抑制を推進するため、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入に対する補助制度を継続します。また、家庭内での生ごみ処理を継続してもらうよう、生ごみ処理の実践方法の啓発を行うなど、地域ごみ対策推進員などの協力を得ながら、市民参加による取組の継続と拡大を進めます。

(2) 容器包装材の発生抑制の推進

買い物際のマイバッグ持参やばら売り・量り売りでの商品購入、店頭回収の利用など、容器包装廃棄物の発生抑制の取組を市民に呼びかけます。

(3) フリーマーケットや不用品交換活動の支援

フリーマーケットの開催や不用品交換など、市民による日常の再利用(リユース)活動の支援を行います。また、NPO 法人が運営参加する「リサちゃんショップ けやき」活動の継続など、市民団体主体によるリユース活動の推進を支援します。

3 取組を支える制度・しくみの充実

(1) PR・広報の充実

ごみ広報紙「府中のごみ」の発行や市ホームページの充実など、市民の参加も得ながら、ごみに関するPR・広報の充実を図ります。

また、様々な機会でごみに関する情報を発信するため、ごみ以外の分野で発行する「広報誌」や「各課からのお便り」などを活用し、ごみに関する情報を掲載していくよう関係機関と連携します。

(2) 【重点施策】将来世代への環境・ごみ教育の実施

環境学習講座やリサイクル教室の開催、児童・生徒に対する出張授業の開催など、市民と協力しながら環境教育・環境学習を進めます。

当面は、リサイクルフェスタや文化センターまつりなど既存の取組を継続して実施するとともに、地域ごみ対策推進員などのごみ減量を実践する市民が、市が実施する出前講座等に積極的に参加するなど、取組の拡充を図ります。

(3) 地域ごみ対策推進事業の推進

地域のごみ対策推進員をごみの3R推進のリーダーとして位置づけ、研修の充実や地域単位の取組項目の設定など、地域単位での3R活動の充実を図ります。

(4) 市民の3R活動を支えるための新たな制度の検討

従来から行う生ごみの減量や再生品の利用、集団回収の促進など、市民や地域でのグループ単位の3R活動を推進するため、必要な支援制度について検討します。

また、更なる市民の3R活動の推進に向け、支援対象をリサイクル活動からリデュース・リユース活動へ拡充した新たな制度を検討します。

<支援対象の拡充案>

- ・地域単位の総ごみ量発生量（少ない地域に報償）
- ・マイバックやマイボトルの持参率（高い地域に報償）
- ・フリーマーケットの開催数・出店数、売買点数（高い地域に報償）
- ・ポイ捨て発生率（少ない地域に報償） など

第3節 ごみ分別排出管理のための施策

1 家庭ごみの排出管理

(1) 分別区分と排出方法

家庭ごみの分別区分・排出方法は下表のとおりとします。なお、ごみ・資源の処理方法の変更や、新たな資源化の調査研究の状況に応じて、分別区分・排出方法について検討し、見直しを行います。

分別区分	内容	排出方法	備考
燃やすごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類、木類など	家庭系有料袋	有料
おむつ	子供用・介護用などのおむつ	透明・半透明の袋	無料
落ち葉・下草	落ち葉・下草		一定量まで無料
燃やさないごみ	金属・ガラス製品、ゴム・皮革類、プラスチック製品など	家庭系有料袋	有料
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル法対象のプラスチック製容器包装	家庭系有料袋	有料
新聞	新聞紙	ひもで十字に縛る	無料
段ボール	段ボール	ひもで十字に縛る	
紙パック	飲料用の紙パック	ひもで十字に縛る	
雑誌・雑がみ	雑誌、本、パンフレット、チラシ類など	雑誌：ひもで十字に縛る 雑がみ：雑誌に挟むか、(紙袋に入れ)ひもで十字に縛る。 シュレッダー紙：紙袋又は透明・半透明の袋	
古布	古着、古布	透明・半透明の袋	
びん	飲食料用のびん	かご等の容器	
かん	飲食料用の金属缶		
ペットボトル	容器包装リサイクル法指定のペットボトル		
有害ごみ	蛍光管・乾電池・水銀体温計	かご等の容器、または透明・半透明の袋	
危険ごみ	スプレー缶・ライター		
粗大ごみ	最大辺 40cm(電気製品は 30cm) 以上のもの		家電リサイクル法 6 品目、パソコンは除く
せん定した枝葉	せん定した枝葉	結束して排出	一定量まで無料
家庭廃食用油	使用済み食用油	公共施設の拠点への持ち込み	無料

図表 4-2 家庭ごみの分別区分と排出方法

(2) 【重点施策】分別排出ルールの徹底

各種 PR・啓発事業や地域ごみ対策推進員との協力により、各家庭による正しいごみの排出を働きかけます。特に燃やすごみの中に、多く含まれている資源化できる紙類や、排出区分が分かりにくい容器包装プラスチックの分別などの啓発を充実します。

また、集合住宅に対しては、住民の転出入が多いため、転入時の指導を徹底し、管理者・家主と十分な連携を図って、住民へ正しいごみの排出を働きかけていきます。なお、市条例による廃棄物管理責任者の選任の規定がない10世帯以下の集合住宅などについては、地域ごみ対策推進員など地域住民等と連携し、市指導員による指導を強化します。

ルール違反で排出されるごみについては、収集作業員はルール違反シールを貼り収集せず、市指導員が違反者に対して指導を行います。

一方、管理者や家主、居住者の協力により、良好な分別排出が維持されている集合住宅に対しては、その取組や成果を紹介するなどの情報を提供し、住民協力の重要性を周知します。

(3) 【重点施策】集団回収の拡充

市による資源の分別収集・リサイクルは、一定の費用がかかるため、市場性のある資源については、可能な限り民間の活力の中でリサイクルすることで、市の処理費用の低減につながり、さらに市民のごみ減量意識の啓発にもつながります。

本市の1人あたりの集団回収量は、多摩地域の中でも高い水準にあります。今後は、戸別収集の開始に伴った影響や集団回収実施者の高齢化などの影響により、回収量の減少が懸念されます。集団回収量の高い水準を維持・拡充するため、集団回収の利点や排出場所などを市民に周知するとともに、より多くの市民が集団回収を利用するための動機づくりや施策を検討します。

(4) 【重点施策】店頭回収の促進

市による資源の分別収集・リサイクルは、一定の費用がかかります。住民が自ら、食品トレイやペットボトルを買ったお店に持ち込み、事業者(販売者)がリサイクルすることは、市の処理費用の低減につながり、事業者にとっても容器包装リサイクル法での費用負担の軽減や環境に配慮した事業者という企業イメージの向上につながります。こうした店頭での資源回収を促進していくために、エコポイントの導入などにより住民の協力を促し、店舗での回収体制を支援するとともに、積極的に取り組む事業者の情報を提供します。

2 事業系ごみの排出管理

(1) 事業系ごみの排出区分

事業系ごみは自己処理を原則としますが、1回の排出量が10キログラム未満の少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋による排出・収集を行うこととします。

(2) 【重点施策】事業系ごみの排出指導の徹底

延べ床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物（約 100 事業者）に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別の指導を徹底します。

また、事業系有料袋で市のごみ収集に排出する事業者（約 2,800 事業者）は登録制とし、適切な指導を行います。ルール違反のごみについては、家庭ごみと同様に収集対象外とし、市指導員による指導を徹底します。その他、許可業者による収集や自己搬入を行う事業者に対しても、市指導員による排出指導や中間処理施設での搬入ごみ検査を行うなど、適正なごみの排出と分別を徹底します。

事業系ごみは、これまでダストボックスに混入して排出されていたものも相当量あると推測されます。そのため、ダストボックスの廃止後、一時的に事業系ごみ量（許可業者による収集量、自己搬入量）が増加することも考えられます。

事業系ごみは、自らの責任で処理することが原則です。許可業者収集や自己搬入を利用している事業所はもちろんのこと、登録の上、市の収集にごみ・資源を排出している少量排出事業者に対しても登録制度などを活用して実態を把握し、ごみの減量・リサイクルを各事業者に徹底します。

(3) 資源回収ルートの整備

総ごみ排出量の減量には、事業系ごみの減量とリサイクルの推進が不可欠です。延べ床面積 1,000 m²以上の大規模建築物は、再生利用に関する計画書の提出などにより古紙などの資源化を進めており、事業者が自ら責任を果たしています。しかし、少量排出事業者の古紙類は、家庭ごみにおける集団回収などの仕組みがないこともあり、決められた量まで市が無料で収集しています。事業系ごみの自己処理責任を徹底するために、古紙類などについては、事業者自らが問屋などへ持込みを行う、商店街単位で古紙回収業者に委託し資源化を行う、などの取組を促します。

また、積極的にごみ減量やリサイクルに取り組む事業者を紹介することにより、市民の関心を高め、事業者の取組を喚起します。

3 不法投棄対策の推進

不法投棄を防止するためには、不法投棄をさせない環境をつくるのが大切です。きれいな場所には、不法投棄をしにくいため、地域住民へボランティアによる清掃の協力を呼びかけ、きれいな環境を保つとともに、投棄された場合には、迅速に片付けるなどの対応が必要となります。特に、不法投棄が多い地域については、地域との連携を強化し、不法投棄防止パトロールなどの対策を講じます。また、ごみ排出ルールの徹底とマナーの向上を継続して呼びかけるとともに、不法投棄の発生状況などの情報発信を行い、不法投棄に対する関心を地域全体で高めていく取組を進めます。

4 適正処理困難物等の処理

(1) 法定処理困難物等の適正処理

国が指定する適正処理困難物（スプリング入りマットレスを除く）、家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法に従い処理を行うもの（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫など）、各業界の自主回収品（消火器、二次電池など）、中間処理施設等の受入基準に適さないもの（畳、コンクリート製品など）については、本市では処理を行わないこととし、処理業者を紹介するなど排出者へ適正な排出を促します。

(2) 在宅医療廃棄物の処理

家庭から排出される在宅医療廃棄物については、在宅医療の増加に伴い、排出方法の見直しを検討する必要があるため、その性状や感染性等の状況により、関係機関等と協議し、排出方法の見直しを図ります。

第4節 ごみ・資源の収集・運搬のための施策

1 家庭ごみの収集運搬体制の確立

ごみ・資源の収集運搬体制は下表のとおりとします。なお、廃棄物会計分析や市民意識調査により収集運搬事業の効率性・利便性の定期的なチェックを行い、必要に応じて収集頻度や区域割りを見直すこととします。

分別区分	収集方法	収集頻度	収集主体	収集車両	備考
燃やすごみ	戸建住宅 戸別収集	週に2回	委託収集	パッカー車	「おむつ」「落ち葉・下草」も同時収集
燃やさないごみ		2週に1回		パッカー車	
容器包装プラスチック	週に1回	パッカー車			
新聞・段ボール	各4週に1回	パッカー車			
雑誌・雑がみ	2週に1回	パッカー車			
古布・紙パック	各週に1回	パッカー車			
びん	2週に1回	平ボディー車			
かん・ペットボトル	各2週に1回	パッカー車			
有害ごみ・危険ごみ	各4週に1回	平ボディー車			
粗大ごみ・せん定した枝葉	公共施設での 拠点回収	申込みによる 指定日収集		直営収集	平ボディー車
家庭廃食用油		月1回	委託収集	平ボディー車	

図表 4-3 収集運搬体制

2 事業系ごみの収集運搬体制の確立

事業系ごみは市に登録した少量排出事業者のごみのみ収集運搬を実施します。

3 手数料の見直し

家庭ごみの収集有料化導入の効果について適宜チェックを行い、必要に応じて収集手数料の見直しを行います。事業系ごみについても同様に排出状況を適宜チェックし、必要に応じて処理手数料の見直しを行うこととします。

4 収集運搬による環境負荷の低減

収集運搬体制の効率化によりエネルギー消費量の低減を進めるとともに、低公害車の導入を継続し、環境負荷の削減を図ります。

5 安全かつ安定的な収集運搬体制の確保

ごみ・資源の収集運搬作業においては、交通法規を遵守し、事故等を起こさないよう安全な収集作業に努めるとともに、収集作業員への指導を行います。

また、ライターやスプレー缶などの危険ごみが、他のごみに混入し、パッカー車で収集を行った場合、収集車両の火災や爆発事故を引き起こす要因となります。このような事故を防ぐため、危険ごみの分別の徹底を周知し、安全かつ安定的なごみ・資源の収集体制を確保します。

第5節 中間処理・最終処分のための施策

1 分別区分ごとの中間処理方法の確立

分別区分ごとの中間処理方法は下表のとおりとします。

分別区分	中間処理方法	処理主体
燃やすごみ（おむつ、落ち葉・下草含む）	焼却処理・エネルギー回収	広域処理 （クリーンセンター多摩川）
燃やさないごみ	破碎・選別・減容処理	市処理 （府中市リサイクルプラザ）
粗大ごみ	破碎・選別・減容処理 再生用可能なものは修理・再生	
容器包装プラスチック	選別・圧縮処理	
びん、かん、ペットボトル	選別・圧縮処理	
紙類・古布	選別処理	市委託業者による選別・売却
せん定した枝葉	チップ化处理	市委託業者による資源化

図表 4-4 中間処理方法

2 府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討

府中市リサイクルプラザが、事故等により施設の運転ができなくなった場合、燃やさないごみ、粗大ごみ、容器包装プラスチック・びん・かんなどの資源の処理に支障をきたしてしまいます。本市のごみ・資源を安定的に処理するため、府中市リサイクルプラザの安定操業に努めます。

また、各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら、必要に応じて効率化を検討します。

3 クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル

クリーンセンター多摩川の運営は、一部事務組合である多摩川衛生組合で行っていますが、事故等により施設の運転ができなくなった場合、燃やすごみの処理に支障をきたしてしまいます。本市のごみを安定的に処理するため、クリーンセンター多摩川の安定操業に努めるよう、構成市として働きかけを行います。

また、クリーンセンター多摩川で焼却したごみの焼却灰は、スラグ化し、有効利用していますが、灰溶融はエネルギーコストの増大やスラグの用途などが、全国的な課題となっていることを勘案しながら、今後の進め方については組合の中で検討する必要があります。また、スラグ化できない飛灰については東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設によりセメント化し、有効利用します。

4 最終処分量ゼロの継続

資源分別と中間処理後の資源化による最終処分量ゼロを今後とも継続します。また、クリーンセンター多摩川や東京たま広域資源循環組合との連携・協力により、焼却灰の溶融スラグやエコセメントの有効利用先の安定的な確保を図ります。

5 中間処理施設等の非常事態時における相互支援

府中市リサイクルプラザやクリーンセンター多摩川など、本市における非常事態時や他市のごみ処理に係る非常事態時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なごみ処理事業を維持できるよう努めます。

6 新たな資源化の調査研究

(1) 【重点施策】せん定した枝葉の資源化

せん定した枝葉については、民間処理施設を活用して資源化(チップ化や炭化など)を進めます。

(2) 【重点施策】生ごみ等資源化施設の調査研究

生ごみは、ごみ量に占める割合が高いため、さらなるごみ減量・リサイクルの推進に向けては、この資源化に着手することが必要です。そのため、他市と共同で生ごみの資源化に向けた調査研究を行います。また、市内で食の資源循環を行うため、給食残さの一部を堆肥化し、市内農家などで活用する実験を行います。

引き続き、本市の都市形態に合った生ごみの資源化の方法について、新たな技術導入の可能性も視野に置きながら、他市と連携して調査研究を進めます。

第5章 ごみ処理基本計画の推進に向けて

第1節 ごみ排出抑制・リサイクルの目標値

環境基本計画目標年度である平成25年度と本計画期間の目標年度である平成32年度のごみ排出抑制・リサイクルの目標値は以下のとおりです（詳細は資料編52ページ、資料5参照）。

1 ごみ量の目標

ごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ）を、平成13年度に対して、以下のとおり削減します。

環境基本計画目標年度（平成25年度）：50%

目標年度（平成32年度）：54%

2 総ごみ排出量の目標

資源物や集団回収も含む市民1人1日あたりの総ごみ排出量を以下のとおり抑制します。

環境基本計画目標年度（平成25年度）：691g/人日

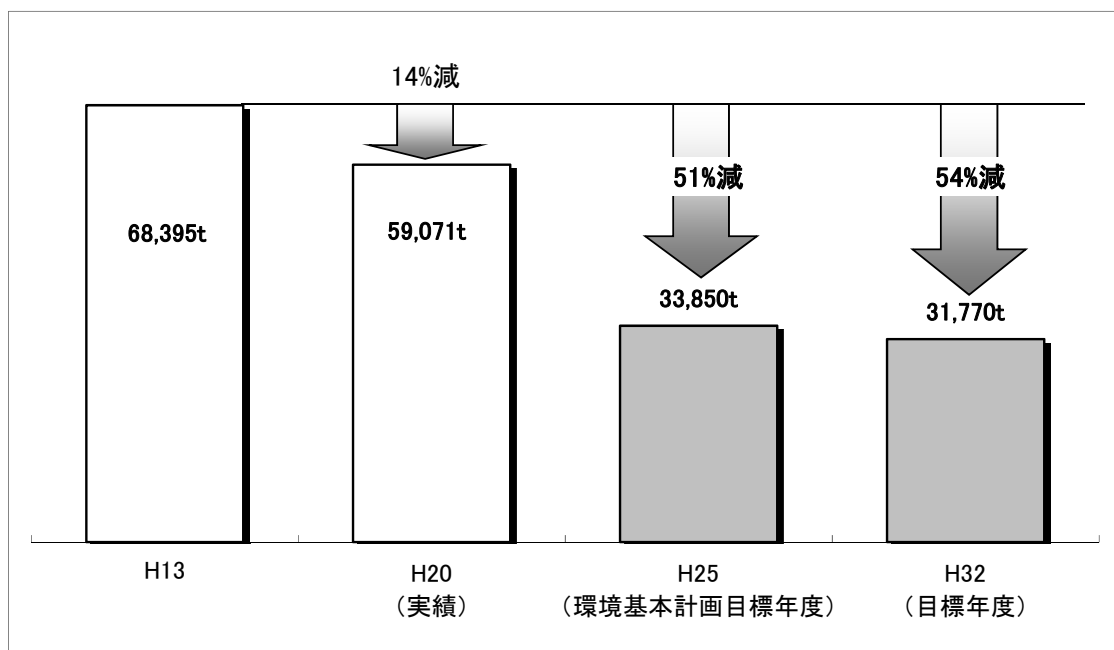
目標年度（平成32年度）：678g/人日

3 リサイクル率の目標

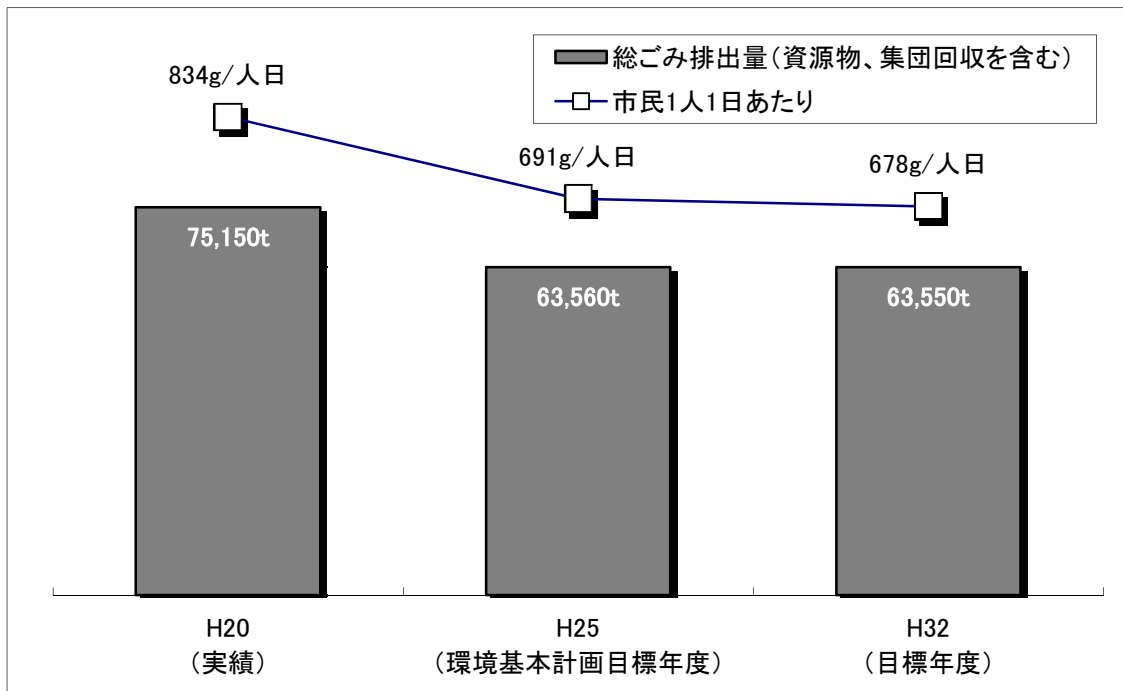
リサイクル率の目標を以下のとおりとし、同規模の都市内におけるリサイクル率日本一を目指します。

環境基本計画目標年度（平成25年度）：55%

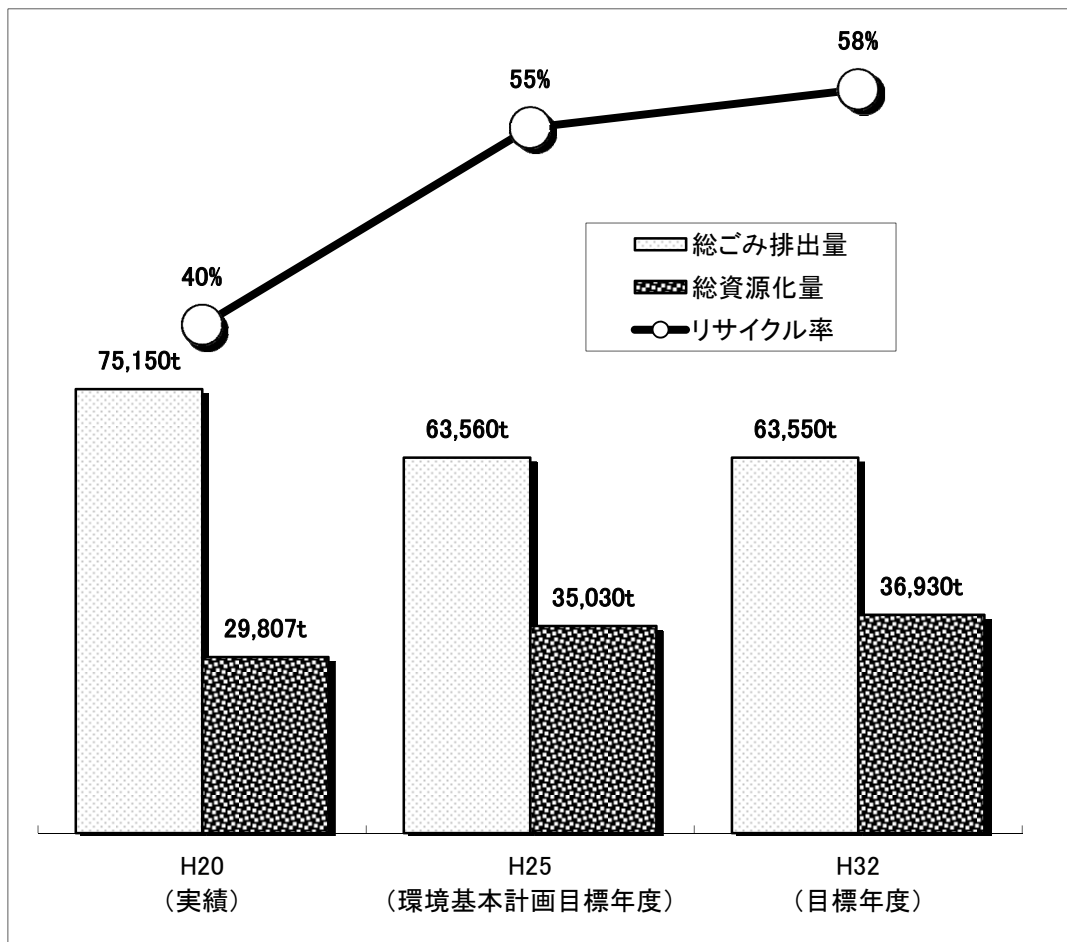
目標年度（平成32年度）：58%



図表 5-1 ごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ）の目標



図表 5-2 総ごみ排出量の目標



図表 5-3 リサイクル率の目標

第2節 計画推進体制

本計画の推進は行政のみではできません。様々な取組において市民や事業者の皆さんと連携・協力しながら進めていく必要があります。そこで、以下の3点を基本方針として、計画の推進体制づくりを進めます。

地域ごみ対策推進員等を中心とした地域でのごみ減量・資源化活動をより一層充実させること
生ごみ減量など、様々な取組テーマに関わる市民・事業者・団体との連携を深めること
の地域活動と の市民・事業者・団体の活動との間で情報を共有し、連携を図ることができるようにすること

1 地域活動の充実

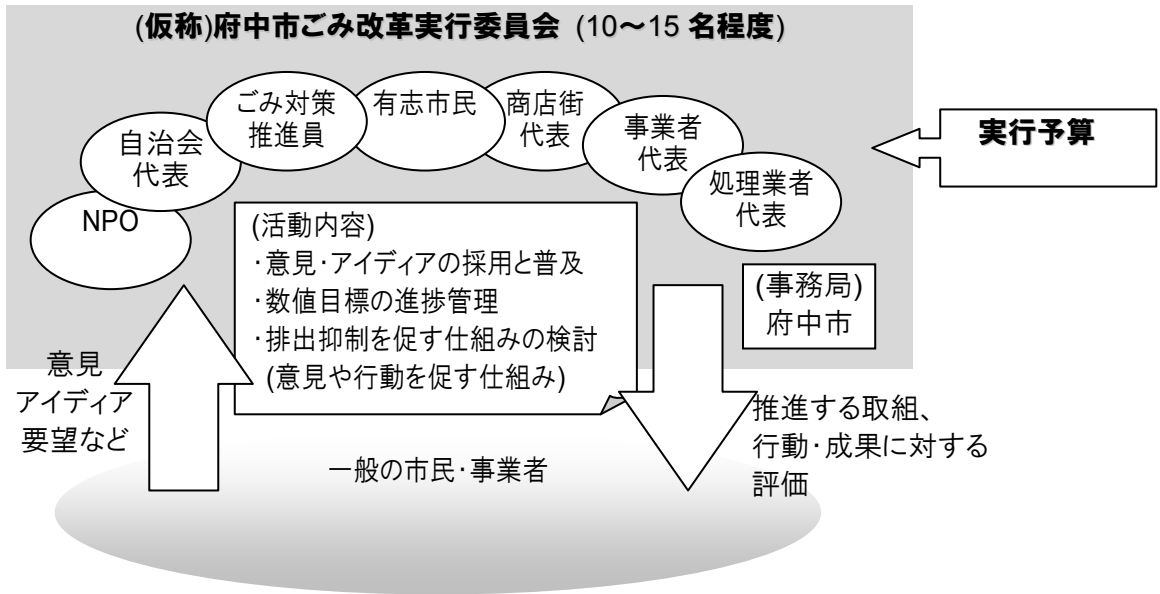
地域ごみ対策推進員、文化センターを圏域としたごみ対策推進員協議会の活動を通じ、地域におけるごみ減量・資源化の取組を充実します。

特に本計画に掲げられている以下の項目については、研修等を通じて推進員間の理解を深め、地域の状況に応じた創意工夫ある取組につながるよう促します。

- ・ 分別排出ルールの徹底
- ・ 生ごみ減量の推進
- ・ 集団回収の拡充
- ・ 不法投棄対策の推進

2 市民・事業者・団体との連携

本計画の各種施策を推進するにあたり、学識経験者、市民、事業者などで構成する「(仮称)府中市ごみ改革実行委員会」を設置し、進捗状況をチェックしながら、具体的な行動計画などを協議します。また、NPO 法人府中リサイクル推進協会やマイバッグ持参運動実行委員会など既存団体との連携を図るとともに、次項3で述べる「連携の場」を通じて計画推進に参画する個人・事業者・団体の輪を広げます。



図表 5-4 計画推進体制イメージ

3 「連携・共有の場」(仮称「循環型社会推進フォーラム」)の設置

現在実施されている年1回の「ごみ減量・リサイクル推進大会」をさらに充実させ、前項1、2に関わる主体が情報を共有し、計画の推進に向けて連携し合う場とします。

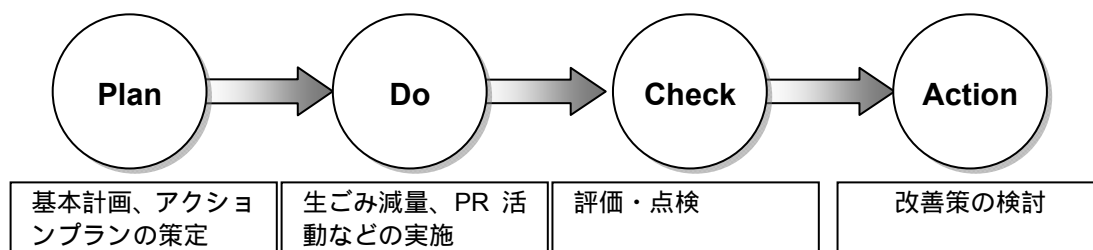
例えば、「ごみ減量・リサイクル推進大会」に加え、年に1回程度のフォーラムを開催し、ごみ減量やリサイクルに関係する団体や個人が一堂に集い合い、それぞれの活動の報告や連絡を行います。その他に毎回テーマを決めて、関係者によるレクチャーや研修を行うなど、啓発の機会として活用するよう努めます。

第3節 PDCAによる計画推進

市が行う事業については、効率性を考慮した事業運営が求められています。ごみ処理事業においても、事業に係る経費を把握し、費用対効果を踏まえた施策展開を行うとともに、それらの施策が環境負荷の低減やごみの減量に効果をもたらすよう効率的かつ効果的な事業展開を図ります。

本計画の推進にあたり、ごみ排出抑制・リサイクルの目標及び環境負荷に係る指標などを参考に、各種施策についての進捗状況を評価・点検し、必要に応じて改善を図ります。

事業に係る経費については、国が策定する一般廃棄物会計基準を取り入れるなど、客観的な把握に努めることで、事業運営のあり方やごみ減量施策などに関する費用対効果の検証を行います。また、重点施策等の推進にあたっては、より詳細なアクションプランを策定するものとします。



図表 5-5 PDCA サイクルによる計画の推進

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 し尿・汚泥処理の現状

1 し尿・汚泥収集人口及び世帯数の推移

平成12年度から平成21年度までの過去10年間における水洗式、くみ取り式及び単独浄化槽の収集人口及び世帯数の推移を図表6-1に示します。平成21年度現在の世帯水洗化率は99.93%に達しており、くみ取り式及び単独浄化槽の使用世帯割合は0.07%です。

年度	区分	水洗式		くみ取り式		単独浄化槽式	
		世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
平成12年度		99,158	223,256	139	348	172	484
	普及率	99.69%	99.63%	0.14%	0.16%	0.17%	0.22%
平成13年度		101,977	227,440	123	319	129	347
	普及率	99.75%	99.71%	0.12%	0.14%	0.13%	0.15%
平成14年度		104,265	230,177	101	266	102	268
	普及率	99.81%	99.77%	0.10%	0.12%	0.10%	0.12%
平成15年度		106,189	232,815	96	199	100	260
	普及率	99.82%	99.80%	0.09%	0.09%	0.09%	0.11%
平成16年度		105,716	233,645	89	182	99	256
	普及率	99.82%	99.81%	0.08%	0.08%	0.09%	0.11%
平成17年度		107,312	235,995	78	159	94	240
	普及率	99.83%	99.83%	0.07%	0.06%	0.08%	0.10%
平成18年度		112,280	242,304	77	145	44	158
	普及率	99.90%	99.87%	0.06%	0.06%	0.04%	0.07%
平成19年度		113,974	244,416	71	122	34	84
	普及率	99.92%	99.91%	0.05%	0.05%	0.03%	0.03%
平成20年度		115,632	246,978	64	123	33	82
	普及率	99.94%	99.95%	0.05%	0.05%	0.03%	0.03%
平成21年度		117,346	249,819	51	104	31	73
	普及率	99.93%	99.93%	0.04%	0.04%	0.03%	0.03%

出典：府中のごみ

図表 6-1 生活排水収集の方式別普及状況

2 し尿・浄化槽汚泥発生量

平成12年度から平成21年度までの過去10年間におけるくみ取り及び単独浄化槽からのし尿・浄化槽汚泥発生量の推移は、図表6-2に示すとおりです。平成21年度現在、し尿・浄化槽汚泥発生量は460klとなっており、年々発生量は減少しています。

単位:kl

区分 年度	対 象			合 計
	一般世帯し尿	事業系し尿	浄化槽汚泥	
H12	373	270	67	710
H13	343	254	63	660
H14	261	225	73	559
H15	260	262	65	587
H16	223	281	36	540
H17	242	276	42	560
H18	198	278	47	523
H19	185	287	31	503
H20	176	269	25	470
H21	177	252	31	460

出典：府中のごみ

図表 6-2 し尿・浄化槽汚泥発生量

3 収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法については、図表6-3に示すとおりです。

種類	区分	収集運搬体制	収集回数
し尿	一般家庭	委託	1回/月
	事業所等	委託	随時
浄化槽汚泥	一般家庭	委託	随時
	事業所等	委託	随時

図表 6-3 収集・運搬方法

4 処理・処分

収集されたし尿・浄化槽汚泥は公共下水道に投入しています。

第2節 生活排水処理基本計画

1 し尿・汚泥処理計画

(1) し尿・汚泥処理の目標

本市では、下水道の面整備が完了しています。したがって、生活排水処理は仮設便所を除き100%水洗化を目指し、すべて下水道で処理することを目標とします。

(2) し尿・汚泥の処理主体

公共下水道の整備を維持しつつ、未水洗化世帯に対して、水洗化の導入を図ります。今後のし尿、汚泥処理主体は、図表 6-4 に示すとおりです。

処理施設	生活排水の対象	処理主体(計画)
下水道	し尿及び生活排水	東京都及び府中市

図表 6-4 し尿、汚泥処理主体

(3) 市民に対する広報・啓発活動

本市では、完全水洗化率100%の達成をめざして、市の広報等による未水洗化世帯に水洗化への切り替えの呼びかけ等を継続して実施する。

2 し尿・浄化槽汚泥処理量

し尿・汚泥処理量の推計結果は図表 6-5 に示すとおりです。

単位:kl

区分 年度	対 象			合 計
	一般世帯し尿	事業系し尿	浄化槽汚泥	
H22	177	265	31	473
H23	142	265	25	432
H24	106	265	19	390
H25	71	265	12	348
H26	35	265	6	306
H27	0	265	0	265
H28	0	265	0	265
H29	0	265	0	265
H30	0	265	0	265
H31	0	265	0	265
H32	0	265	0	265

- ・一般世帯し尿及び浄化槽汚泥は、平成22年度は平成21年度実績を採用し、平成23年度以降は、平成27年度に水洗化100%を達成すると想定した。
- ・事業系し尿は、平成12～21年度の実績平均値を採用した。

図表 6-5 し尿・汚泥処理量の推計

資料編

資料編目次

資料 1	市民アンケート調査概要	資 1
1.1	調査概要	資 1
1.2	回答者について.....	資 2
1.3	回答者の世帯状況.....	資 4
1.4	ごみ処理サービスの満足状況	資 8
1.5	家庭ごみの有料化・戸別収集について	資 9
1.6	ごみの減量やリサイクルに関する取組.....	資 14
1.7	資源の集団回収について	資 16
1.8	買い物の際のごみ減量.....	資 19
1.9	市が取り組むべき施策.....	資 22
資料 2	組成分析調査	資 25
2.1	組成分析調査の概要	資 25
2.2	組成分析結果	資 25
2.3	全市平均組成の算出	資 30
資料 3	一般廃棄物処理システム指針等のデータ	資 37
3.1	市人口の将来予測（基本計画第 1 章）.....	資 37
3.2	ごみ処理・リサイクル事業に伴う温室効果ガスの排出量算定方法.....	資 39
資料 4	平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート	資 42
資料 5	ごみ減量・リサイクル目標の設定	資 52
5.1	目標設定までの流れ	資 52
5.2	ステップ 1：ごみ収集方法変更前のごみ排出構造の推計.....	資 53
5.3	ステップ 2：収集方法の変更によるごみ減量・リサイクル効果の推計.....	資 55
5.4	ステップ 3：各種施策の推進によるごみ減量・リサイクル目標の設定.....	資 56
5.5	ごみ減量・リサイクル目標のまとめ	資 57
資料 6	ダストボックス廃止後のごみ量推移（速報値）.....	資 62
資料 7	用語集.....	資 63

資料1 市民アンケート調査概要

1.1 調査概要

(1)調査方法

平成 21 年 8 月 1 日現在の住民基本台帳から無作為に抽出した 2,000 世帯に調査票を郵送及び回収し、分析を行いました。調査票は無記名回答としています。

(2)調査期間

平成 21 年 9 月 1 日に調査票を送付し、平成 21 年 9 月 18 日を送付締切としていましたが、平成 21 年 10 月 23 日到着分までを集計対象としました。

(3)回収状況

資料 1-1 にアンケートの回収状況を示します。1,042 件を有効回答として集計の対象としています。

	合計
①発送数	2,000 件
②宛先不明等	14 件
③母数 ①-②	1,986 件
④回収数	1,042 件
⑤回収率 ④÷③×100	52.5%
⑥有効回答数	1,042 件
⑦有効回答率 ⑥÷③×100	52.5%

資料 1-1 アンケートの回収状況

(4)報告書の共通事項

四捨五入の関係上、表やグラフ中の比率の合計値が 100%にならない場合があります。

1.2 回答者について

回答者の概要は以下のとおりです。

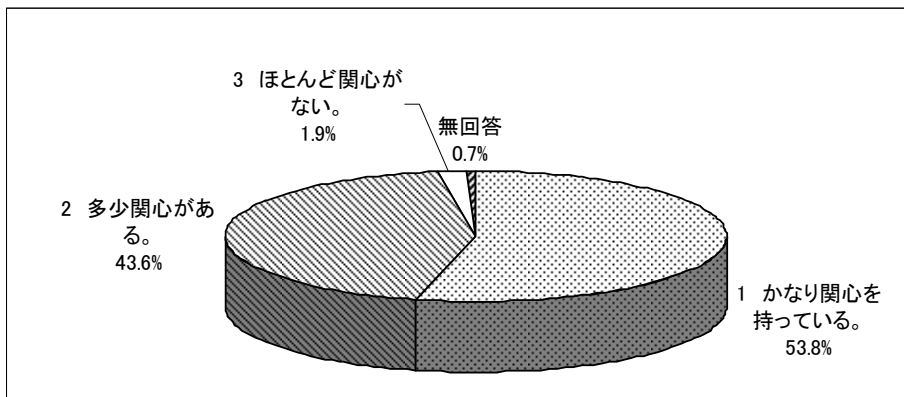
(1)ごみ問題への関心度

問 1 (1) あなたは、ごみ問題に関心がありますか。(は1つずつ)

ごみ問題に「かなり関心がある」「多少関心がある」を併せると 97.4%と、回答者のほとんどがごみに関心のある層となっています。

選択肢	回答数	回答割合
1 かなり関心を持っている。	561	53.8%
2 多少関心がある。	454	43.6%
3 ほとんど関心がない。	20	1.9%
無回答	7	0.7%
合計	1,042	100.0%

資料 1-2 問 1 (1)回答結果



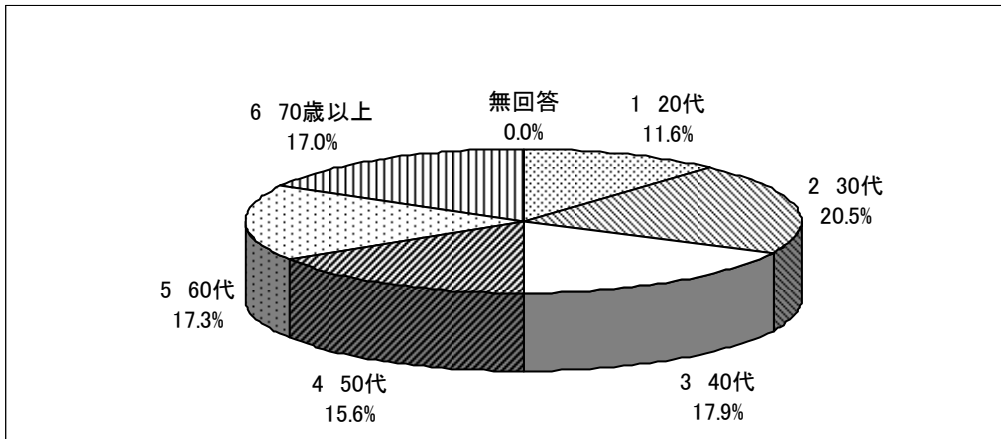
資料 1-3 問 1 (1)回答結果

(2)年齢

回答者の年齢層は、20代がやや低く 30代がやや多いほかは、ほぼ全世代均等となっています。

選択肢	回答数	回答割合
1 20代	121	11.6%
2 30代	214	20.5%
3 40代	187	17.9%
4 50代	163	15.6%
5 60代	180	17.3%
6 70歳以上	177	17.0%
無回答	0	0.0%
合計	1,042	100.0%

資料 1-4 問 1 (2)回答結果



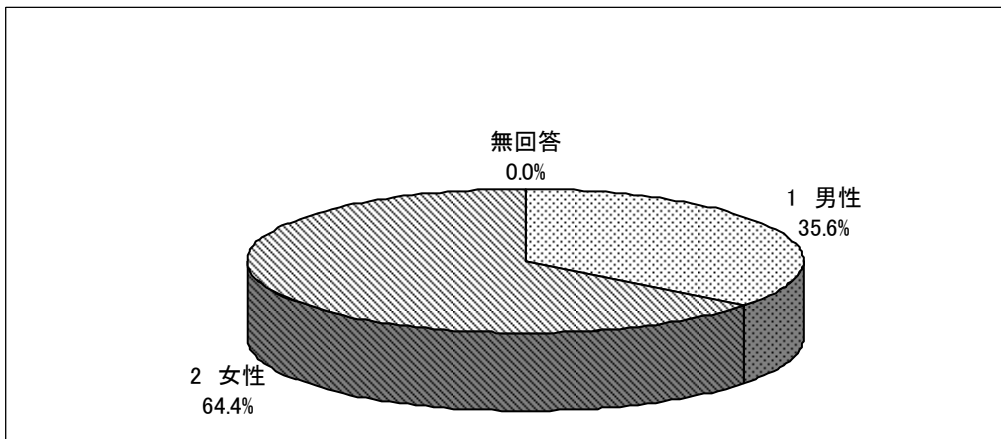
資料 1-5 問 1 (2)回答結果

(3)性別

回答者の性別は、女性が 64.4%と多くなっています。

選択肢	回答数	回答割合
1 男性	371	35.6%
2 女性	671	64.4%
無回答	0	0.0%
合計	1,042	100.0%

資料 1-6 問 1 (3)回答結果



資料 1-7 問 1 (3)回答結果

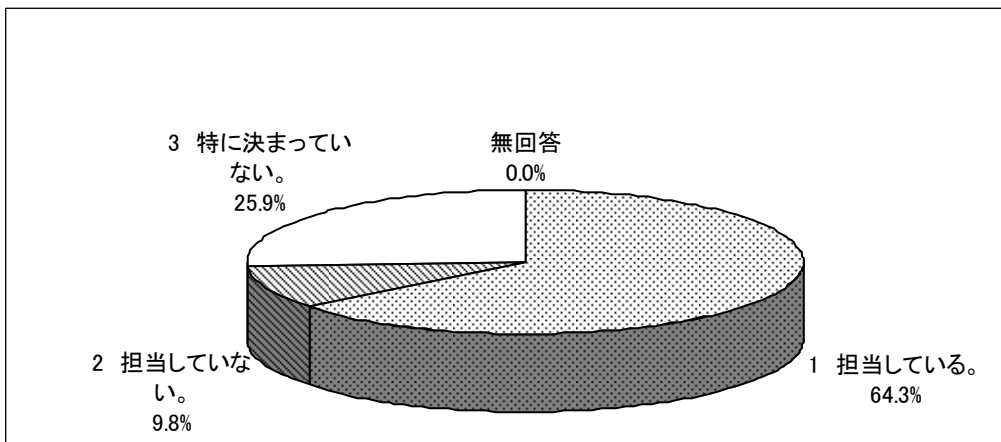
(4)ごみ出し担当

問 1 (4) あなたは、ご家庭内で普段ごみ出しを担当されていますか。

回答者の 64.3%が、家庭内でのごみ出しを担当されている方となっています。

選択肢	回答数	回答割合
1 担当している。	670	64.3%
2 担当していない。	102	9.8%
3 特に決まっていない。	270	25.9%
無回答	0	0.0%
合計	1,042	100.0%

資料 1-8 問 1 (4)回答結果



資料 1-9 問 1 (4)回答結果

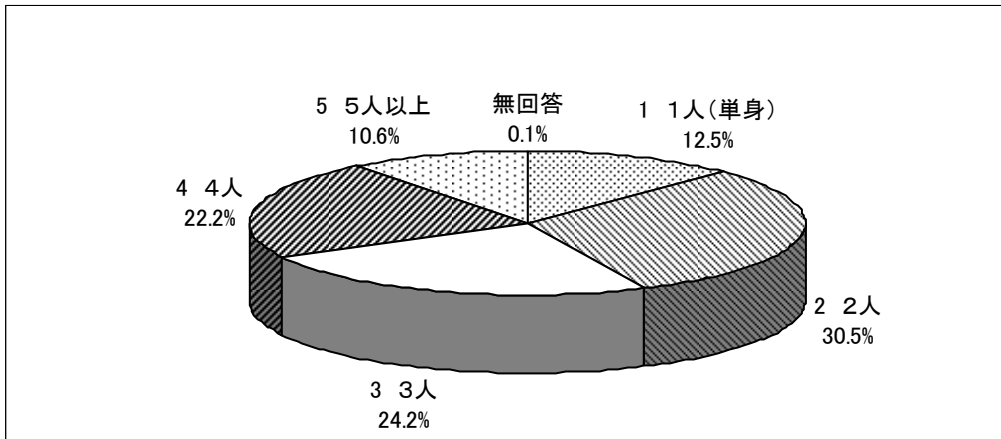
1.3 回答者の世帯状況

(1)家族人数

回答者の 12.5%が単身世帯、30.5%が 2 人世帯です。平成 21 年 1 月時点での住民基本台帳人口では、単身世帯が 41.7%、2 人世帯が 23.6%ですので、単身世帯の回答率がやや低いことが分かります。

選択肢	回答数	回答割合
1 1人(单身)	130	12.5%
2 2人	318	30.5%
3 3人	252	24.2%
4 4人	231	22.2%
5 5人以上	110	10.6%
無回答	1	0.1%
合計	1,042	100.0%

資料 1-10 問 2 (1)回答結果



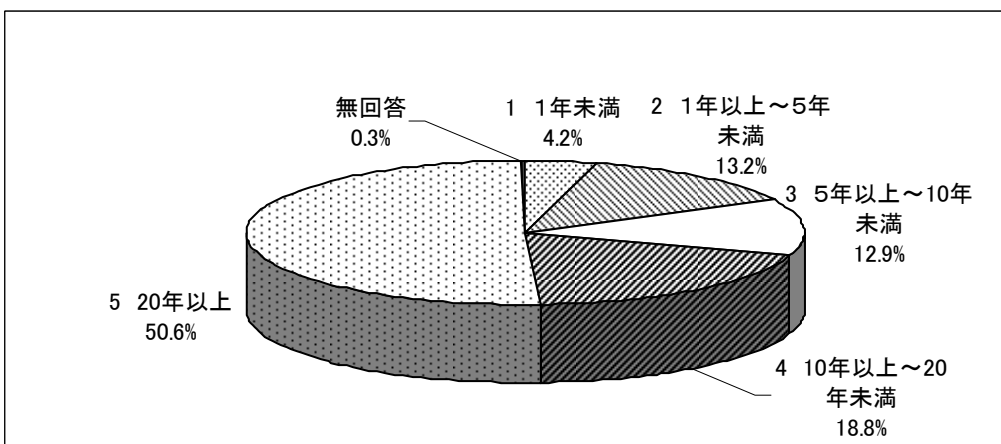
資料 1-11 問2(1)回答結果

(2)府中市の居住年数

回答者の50.8%が20年以上、18.8%が10～20年府中市に居住していると回答しており、比較的居住年数の長い方の回答が多くなっています。

選択肢	回答数	回答割合
1 1年未満	44	4.2%
2 1年以上～5年未満	138	13.2%
3 5年以上～10年未満	134	12.9%
4 10年以上～20年未満	196	18.8%
5 20年以上	527	50.6%
無回答	3	0.3%
合計	1,042	100.0%

資料 1-12 問2(2)回答結果



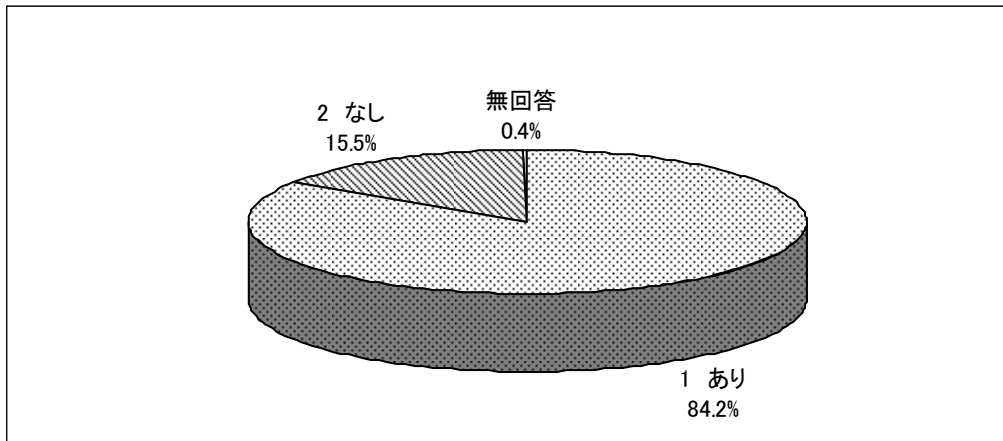
資料 1-13 問2(2)回答結果

(3)他の市町村の居住経験

回答者の 84.2%が府中市以外の市町村に居住したことがあると回答しています。

選択肢	回答数	回答割合
1 あり	877	84.2%
2 なし	161	15.5%
無回答	4	0.4%
合計	1,042	100.0%

資料 1-14 問 2 (3)回答結果



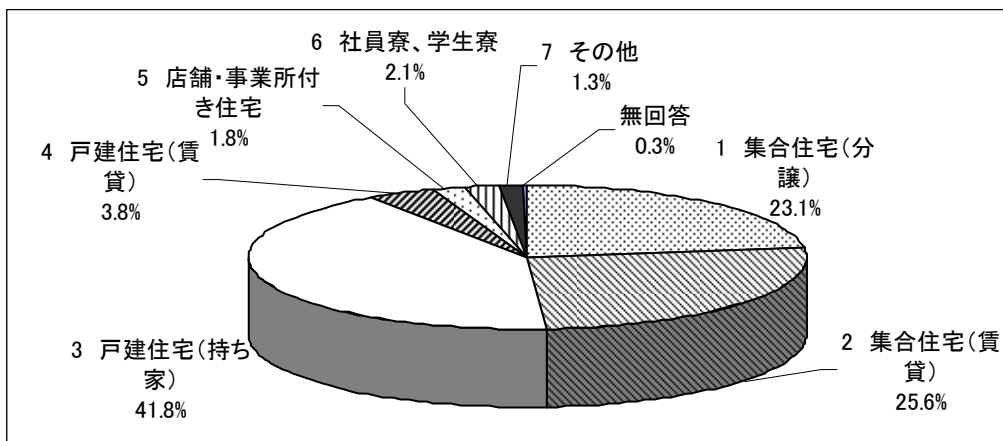
資料 1-15 問 2 (3)回答結果

(4)住居形態

住まいの形態では、集合住宅が分譲、賃貸合わせて 48.7%、戸建住宅が持ち家、賃貸合わせて 45.6%となっています。平成 17 年の国勢調査では、共同住宅居住世帯が約 64%ですので、戸建住宅に住んでいる方の回答がやや多くなっています。

選択肢	回答数	回答割合
1 集合住宅(分譲)	241	23.1%
2 集合住宅(賃貸)	267	25.6%
3 戸建住宅(持ち家)	436	41.8%
4 戸建住宅(賃貸)	40	3.8%
5 店舗・事業所付き住宅	19	1.8%
6 社員寮、学生寮	22	2.1%
7 その他	14	1.3%
無回答	3	0.3%
合計	1,042	100.0%

資料 1-16 問 2 (4)回答結果



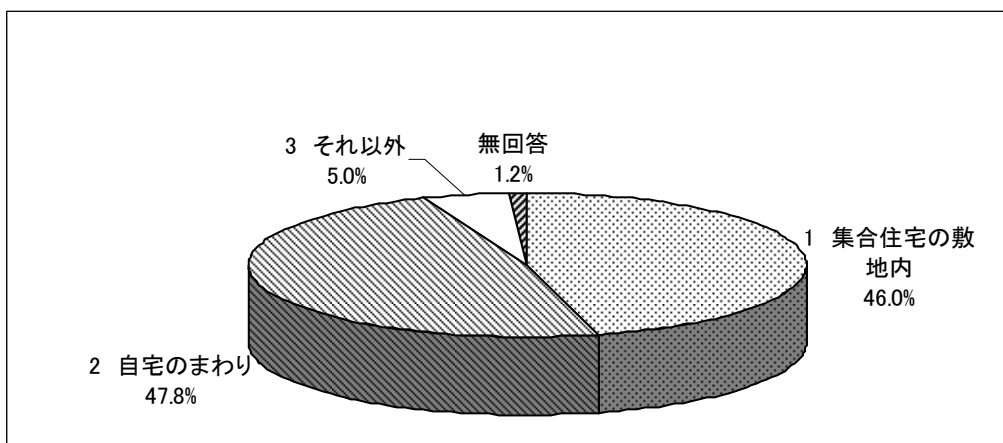
資料 1-17 問2(4)回答結果

(5)ダストボックスの設置場所

ダストボックスの設置場所は、集合住宅の敷地内が 46.9%、自宅周辺が 47.8%と、ほぼ居住形態に沿った回答となっています。

選択肢	回答数	回答割合
1 集合住宅の敷地内	479	46.0%
2 自宅のまわり	498	47.8%
3 それ以外	52	5.0%
無回答	13	1.2%
合計	1,042	100.0%

資料 1-18 問2(5)回答結果



資料 1-19 問2(5)回答結果

1.4 ごみ処理サービスの満足状況

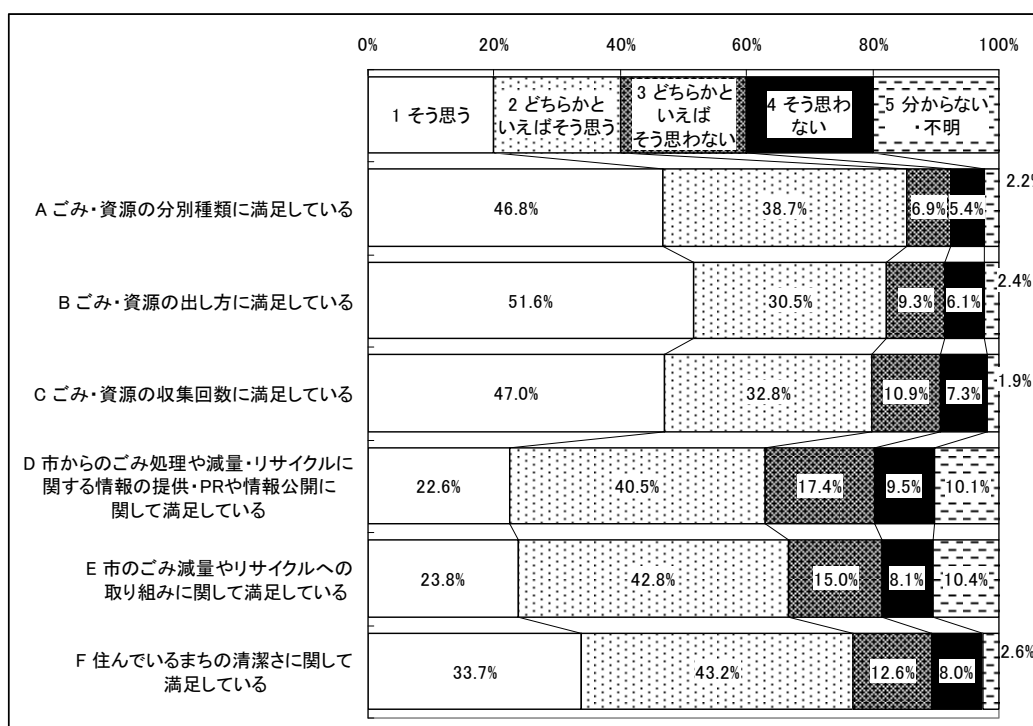
問3 あなたは、現在の府中市のごみ処理サービスについて、どの程度満足していますか。それぞれあてはまる欄に を1つずつつけてください。

問3では、本市の清掃・リサイクル事業に対する満足度を尋ねました。

ごみや資源の分別、出し方、収集回数に関してはいずれも約8割の方が「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答しています。また、ごみ問題に関する情報提供・PRやごみ減量・リサイクルへの市の取組に関しては、満足度は63%～67%とやや低下しています。

設問	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらかといえばそう思わない	4 そう思わない	5 分からない	無回答	合計
A ごみ・資源の分別種類に満足している	488	403	72	56	14	9	1,042
B ごみ・資源の出し方に満足している	538	318	97	64	13	12	1,042
C ごみ・資源の収集回数に満足している	490	342	114	76	12	8	1,042
D 市からのごみ処理や減量・リサイクルに関する情報の提供・PRや情報公開に関して満足している	235	422	181	99	90	15	1,042
E 市のごみ減量やリサイクルへの取組に関して満足している	248	446	156	84	89	19	1,042
F 住んでいるまちの清潔さに関して満足している	351	450	131	83	18	9	1,042

資料 1-20 問3 回答結果（件数）



資料 1-21 問3 回答結果（割合）

1.5 家庭ごみの有料化・戸別収集について

問4では、平成22年2月2日に予定していたダストボックス廃止、家庭ごみの有料化・戸別収集の実施について尋ねました。

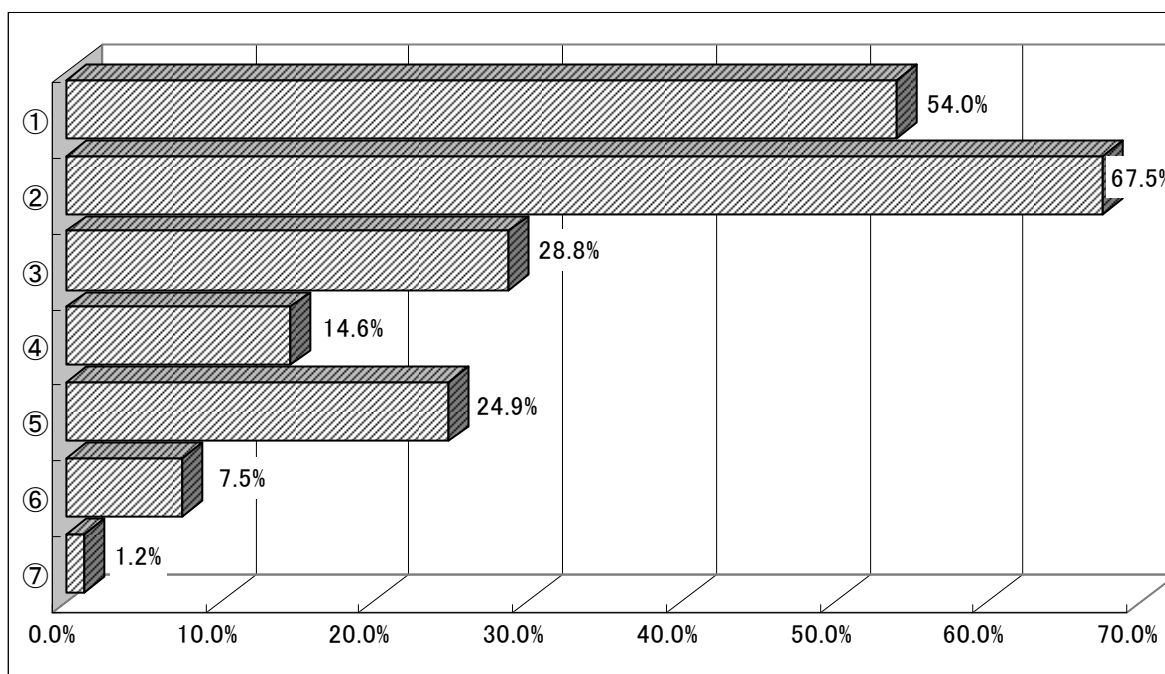
(1)ごみの出し方が変わることを知ったきっかけ

問4(1) あなたは、平成22年2月2日にごみの出し方が変わることを何で知りましたか。
(あてはまるものすべてに)

ごみ収集方法の変更については、「ポスター、横断幕」や広報紙によって知ったという回答が多くなっています。また、「知らなかった」という回答も1.2%ありました。

選択肢(複数回答)	回答数	回答割合
1 まちや公共施設に貼られているポスター、横断幕	563	54.0%
2 市の広報紙「広報ふちゅう」	703	67.5%
3 ごみ情報紙「府中のごみ」	300	28.8%
4 新聞記事などマスコミ報道	152	14.6%
5 家族や知人から聞いた	259	24.9%
6 その他	78	7.5%
7 知らなかった	12	1.2%
回答数(n=)	1,042	

資料 1-22 問4(1)回答結果



資料 1-23 問4(1)回答結果

なお、「その他」と回答した方 78 件の自由記入内容は、以下のとおりとなっています。

- ・ ダストボックスに貼られたシールやポスター（40 件）
- ・ 町会や自治会の回覧板や連絡（12 件）
- ・ マンション内の回覧板や連絡（4 件）
- ・ 駅でティッシュを配っていた（3 件）
- ・ 集合住宅の会合やお知らせ（2 件）
- ・ イベント等
- ・ ウェブサイト
- ・ ケーブルテレビ
- ・ このアンケートで具体的な日頃を知った
- ・ 地域ごみ対策推進員をやっていたため
- ・ 市議会議事録
- ・ 市民祭りなどのイベントでの広報活動
- ・ 市役所からの説明会
- ・ 他市の情報で無くなると聞いていた
- ・ ネットの書き込み
- ・ 府中駅で PR している人たちがいた
- ・ ポストに入っていた資料から

(2)ごみの出し方が変わることのイメージ

問 4 (2) 平成 22 年 2 月 2 日からダストボックスは廃止され、ごみ・資源の排出場所が戸建住宅は玄関前など、集合住宅は敷地内の集積所になります。この変更で想定されるイメージについて、あなたがいまお考えのものに をつけてください。(はそれぞれ 1 つ)

「24 時間ごみを出せず、不便になる」「カラスや猫の被害が増える」という否定的なイメージについては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答が 8 割を超えており、「ごみ出しが楽になる」「まちの景観が良くなる」といった肯定的なイメージを大きく上回っています。

また、「各世帯の責任感が高まる」「不法投棄が減る」といったイメージに対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が拮抗しているものの、約 7 割の方が肯定する結果となっています。

設問	選択肢	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらかといえばそう思わない	4 そう思わない	5 分からない	無回答	合計
A	24時間ごみを出せず、不便になる	700	184	35	98	11	14	1,042
B	ごみ出しがラクになる	50	96	197	646	30	23	1,042
C	まちの景観が良くなる	99	152	189	515	68	19	1,042
D	カラスや猫の被害が増える	645	229	43	61	54	10	1,042
E	各世帯のごみ出しルールに対する責任感が高まる	380	336	102	150	60	14	1,042
F	通りがかりの人や事業所の人による不法投棄が減る	335	292	102	237	65	11	1,042

資料 1-24 問4(2)回答結果(件数)

設問	選択肢	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらかといえばそう思わない	4 そう思わない	5 分からない	無回答	合計
A	24時間ごみを出せず、不便になる	67.2%	17.7%	3.4%	9.4%	1.1%	1.3%	100.0%
B	ごみ出しがラクになる	4.8%	9.2%	18.9%	62.0%	2.9%	2.2%	100.0%
C	まちの景観が良くなる	9.5%	14.6%	18.1%	49.4%	6.5%	1.8%	100.0%
D	カラスや猫の被害が増える	61.9%	22.0%	4.1%	5.9%	5.2%	1.0%	100.0%
E	各世帯のごみ出しルールに対する責任感が高まる	36.5%	32.2%	9.8%	14.4%	5.8%	1.3%	100.0%
F	通りがかりの人や事業所の人による不法投棄が減る	32.1%	28.0%	9.8%	22.7%	6.2%	1.1%	100.0%

資料 1-25 問4(2)回答結果(割合)

(3)有料化のイメージ

問4(3) 家庭ごみは有料化され、市指定の有料袋でごみを排出します。対象は、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「容器包装プラスチック」の3種類で、紙やびんなどの資源や有害ごみ等は無料です。この変更で想定されるイメージについて、あなたがいまお考えのものにつけてください。(はそれぞれ1つ)

問4(3)では、有料化についてA~Gまでの7つのイメージについてそう思うかどうかを尋ねました。いずれのイメージについても「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という肯定的な回答が、否定的な回答を上回っていますが、中でも「家計の負担になる」「指定袋を買う手間がかかる」といったイメージを肯定する回答が多くなっています。

また、「資源の分別でごみが減る」「レジ袋をもらわないようになる」「ごみが出ない物を

買うようになる」「集団回収や店頭回収に出すようになる」といったイメージに対しても、概ね6~7割の方が肯定的な回答を寄せています。

設問	選択肢	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらかといえばそう思わない	4 そう思わない	5 分からない	無回答	合計
A	有料化で家計の負担になる	561	334	63	62	12	10	1,042
B	ごみの不法投棄が増える	354	303	159	112	101	13	1,042
C	資源をきちんと分別することで、ごみが減る	290	381	148	165	46	12	1,042
D	お店のレジ袋を貰わないようになる	291	299	171	220	46	15	1,042
E	市指定袋を買う手間がかかる	618	273	59	73	9	10	1,042
F	詰替え製品などごみが出ないものを買うようになる	381	362	115	129	43	12	1,042
G	集団回収や店頭回収に資源を出すようになる	350	375	112	109	82	14	1,042

資料 1-26 問4(3)回答結果(件数)

設問	選択肢	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらかといえばそう思わない	4 そう思わない	5 分からない	無回答	合計
A	有料化で家計の負担になる	53.8%	32.1%	6.0%	6.0%	1.2%	1.0%	100.0%
B	ごみの不法投棄が増える	34.0%	29.1%	15.3%	10.7%	9.7%	1.2%	100.0%
C	資源をきちんと分別することで、ごみが減る	27.8%	36.6%	14.2%	15.8%	4.4%	1.2%	100.0%
D	お店のレジ袋を貰わないようになる	27.9%	28.7%	16.4%	21.1%	4.4%	1.4%	100.0%
E	市指定袋を買う手間がかかる	59.3%	26.2%	5.7%	7.0%	0.9%	1.0%	100.0%
F	詰替え製品などごみが出ないものを買うようになる	36.6%	34.7%	11.0%	12.4%	4.1%	1.2%	100.0%
G	集団回収や店頭回収に資源を出すようになる	33.6%	36.0%	10.7%	10.5%	7.9%	1.3%	100.0%

資料 1-27 問4(3)回答結果(割合)

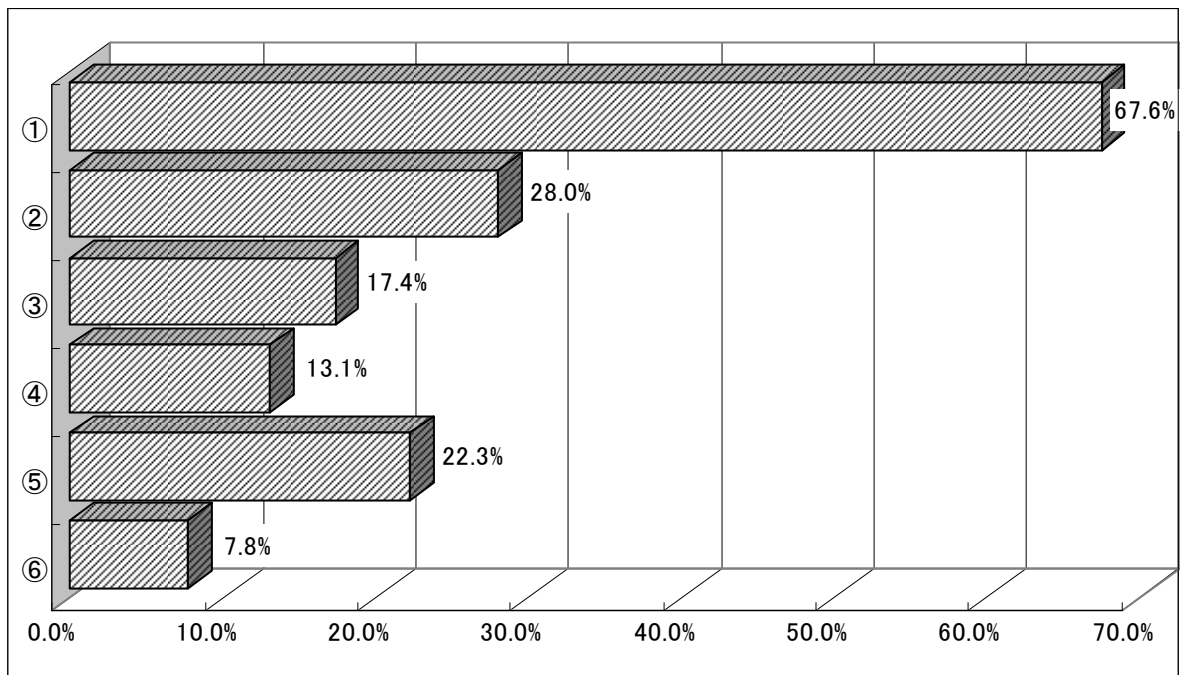
(4)充実してほしい情報提供

問4(4) 本市のごみ・資源の出し方やごみ問題の情報について、より充実してほしいものがあれば、該当するものにつけてください。(はいくつでも)

充実して欲しい情報提供の内容については、ごみ情報紙「府中のごみ」が最も多く67.6%となっています。次いで「市ホームページの情報の充実」28.0%、「携帯電話を使ったお知らせサービス」22.3%などとなっています。

選択肢(複数回答)	回答数	回答割合
1 ごみ情報紙「府中のごみ」の充実	704	67.6%
2 市のホームページの情報の充実	292	28.0%
3 ごみ問題に関する資料などが充実した情報室の整備	181	17.4%
4 ごみ問題に関する講座や勉強会などの充実	137	13.1%
5 携帯電話を使ったごみ・資源収集日などのお知らせサービス	232	22.3%
6 その他	81	7.8%
回答数(n=)	1,042	

資料 1-28 問4(4)回答結果



資料 1-29 問4(4)回答結果

なお、「その他」の81件の回答では、

- ・ アパートの住人や新聞を取っていない人にもすべて行き届くようにして欲しい
- ・ 違反者への徹底した指導
- ・ 駅等、人通りの多い所でアピールする
- ・ 各自治会より、町内への回覧
- ・ ごみ出しに関する分別等のより詳しい資料の配布をして欲しい

などの自由回答が寄せられました。

1.6 ごみの減量やリサイクルに関する取組

問5では、回答者やその家族の、ごみの減量やリサイクルに関する取組の現状について尋ねました。

(1)ごみ減量やリサイクルで気をつけていること

問5(1) あなたやご家族は、買い物など日常生活の中で、「ごみ減量」や「リサイクル」に関して気をつけていることがありますか。以下の各項目について、現在の状況(1～5)のどれか1つにそれぞれ を付けてください。

問5(1)では、買い物や日常の消費生活の中で取り組めることとして、A～Mまでの13項目について取組度合いを尋ねました。「かなり取り組んでいる」という回答割合が高いのは、「生ごみの水切り」「食物の食べ残し、賞味期限切れを出さない」といった生ごみ減量に関する取組で、「少し取り組んでいる」と合わせると7割以上の方が取組を行っています。

設問	選択肢	1 かなり取り組んでいる	2 少し取り組んでいる	3 どちらともいえない	4 あまり取り組んでいない	5 まったく取り組んでいない	無回答	合計
A	お店では、レジ袋など余分な包装をなるべく断る。	311	398	111	147	64	11	1,042
B	過剰に包装された食料品や日用品は買わないようにする。	165	303	340	150	71	13	1,042
C	食料品や日用品はばら売りを利用するなど、無駄に買わないようにする。	206	319	286	158	60	13	1,042
D	紙コップ、ペーパータオル、割り箸など使い捨て製品を買わない。	290	334	228	127	50	13	1,042
E	ビールや飲料などは、洗って再び使えるリターナルびんの物を買う。	102	134	288	295	207	16	1,042
F	トイレトペーパーなど紙製品はなるべく再生紙を買う。	325	265	215	153	76	8	1,042
G	商品を買うときにはエコマーク等確かめて、環境保護に配慮する。	103	225	297	253	152	12	1,042
H	生ごみの水切りを十分に行う。	476	381	112	46	17	10	1,042
I	食べ残しをしない。買った商品を賞味期限切れにしないようにする。	455	369	136	59	15	8	1,042
J	生ごみをコンポスト容器や生ごみ処理機で処理している。	80	43	49	97	759	14	1,042
K	トレイや牛乳パック、ペットボトルなどは、お店の店頭回収に出す。	344	177	99	169	240	13	1,042
L	不用品でもまだ使える物はフリーマーケット等に出す。	102	173	124	196	431	16	1,042
M	地域やサークル、団体活動で、ごみ問題やリサイクル活動に取り組む。	61	103	146	179	542	11	1,042

資料 1-30 問5(1)回答結果(件数)

設問	選択肢	1 かなり取り組んでいる	2 少し取り組んでいる	3 どちらともいえない	4 あまり取り組んでいない	5 まったく取り組んでいない	無回答	合計
A	お店では、レジ袋など余分な包装をなるべく断る。	29.8%	38.2%	10.7%	14.1%	6.1%	1.1%	100.0%
B	過剰に包装された食料品や日用品は買わないようにする。	15.8%	29.1%	32.6%	14.4%	6.8%	1.2%	100.0%
C	食料品や日用品はばら売りを利用するなど、無駄に買わないようにする。	19.8%	30.6%	27.4%	15.2%	5.8%	1.2%	100.0%
D	紙コップ、ペーパータオル、割り箸など使い捨て製品を買わない。	27.8%	32.1%	21.9%	12.2%	4.8%	1.2%	100.0%
E	ビールや飲料などは、洗って再び使えるリターナルびんの物を買う。	9.8%	12.9%	27.6%	28.3%	19.9%	1.5%	100.0%
F	トイレトーパーペーパーなど紙製品はなるべく再生紙を買う。	31.2%	25.4%	20.6%	14.7%	7.3%	0.8%	100.0%
G	商品を買うときにはエコマーク等確かめて、環境保護に配慮する。	9.9%	21.6%	28.5%	24.3%	14.6%	1.2%	100.0%
H	生ごみの水切りを十分に行う。	45.7%	36.6%	10.7%	4.4%	1.6%	1.0%	100.0%
I	食べ残しをしない。買った商品を賞味期限切れにしないようにする。	43.7%	35.4%	13.1%	5.7%	1.4%	0.8%	100.0%
J	生ごみをコンポスト容器や生ごみ処理機で処理している。	7.7%	4.1%	4.7%	9.3%	72.8%	1.3%	100.0%
K	トレイや牛乳パック、ペットボトルなどは、お店の店頭回収に出す。	33.0%	17.0%	9.5%	16.2%	23.0%	1.2%	100.0%
L	不用品でもまだ使える物はフリーマーケット等に出す。	9.8%	16.6%	11.9%	18.8%	41.4%	1.5%	100.0%
M	地域やサークル、団体活動で、ごみ問題やリサイクル活動に取り組む。	5.9%	9.9%	14.0%	17.2%	52.0%	1.1%	100.0%

資料 1-31 問5(1)回答結果(割合)

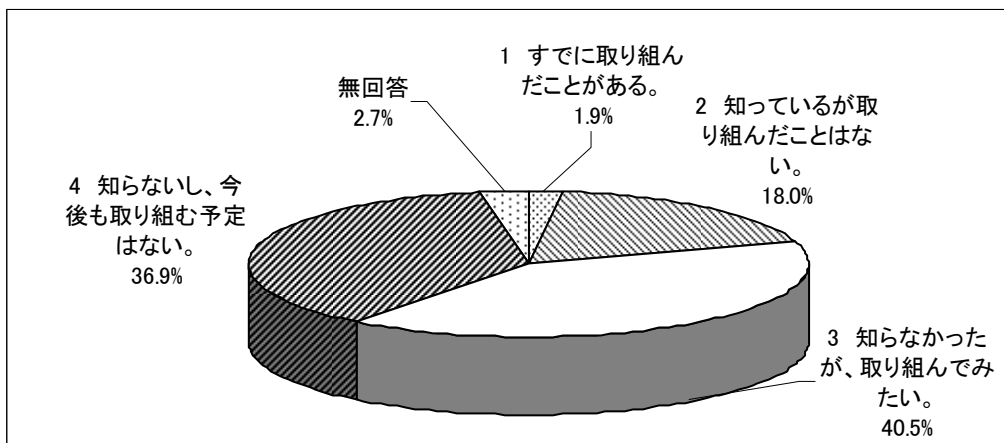
(2)環境家計簿について

問5(2) あなたは、環境家計簿をご存じですか。

約20%の方が環境家計簿を知っていたと回答し、うち1.9%は取り組んだことがあると回答しています。また、「知らなかったが取り組んでみたい」との回答は40.5%ありました。

選択肢	回答数	回答割合
1 すでに取り組んだことがある。	20	1.9%
2 知っているが取り組んだことはない。	188	18.0%
3 知らなかったが、取り組んでみたい。	422	40.5%
4 知らないし、今後も取り組む予定はない。	384	36.9%
無回答	28	2.7%
合計	1,042	100.0%

資料 1-32 問5(2)回答結果



資料 1-33 問 5 (2)回答結果

1.7 資源の集団回収について

問 6 では古紙類など資源の集団回収について尋ねました。

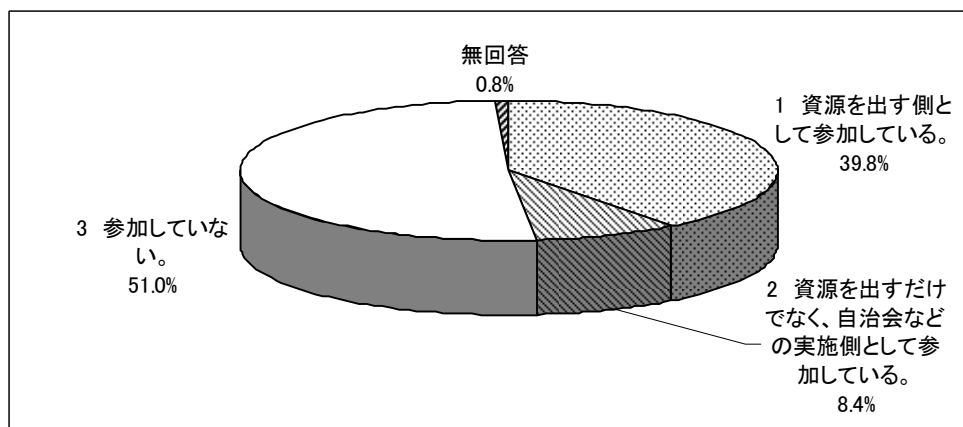
(1)集団回収への参加

問 6 (1) あなたのご家庭では、地域の集団回収に参加されていますか。(は 1 つ)

「参加していない」という回答が 51%で「参加している」という回答を上回っています。本市は多摩地域の中でも、比較的 1 人あたりの集団回収量が多い市ですが、集団回収量を増加させる余地は残っていると言えます。

選択肢	回答数	回答割合
1 資源を出す側として参加している。	415	39.8%
2 資源を出すだけでなく、自治会などの実施側として参加している。	88	8.4%
3 参加していない。	531	51.0%
無回答	8	0.8%
合計	1,042	100.0%

資料 1-34 問 6 (1)回答結果



資料 1-35 問 6 (1)回答結果

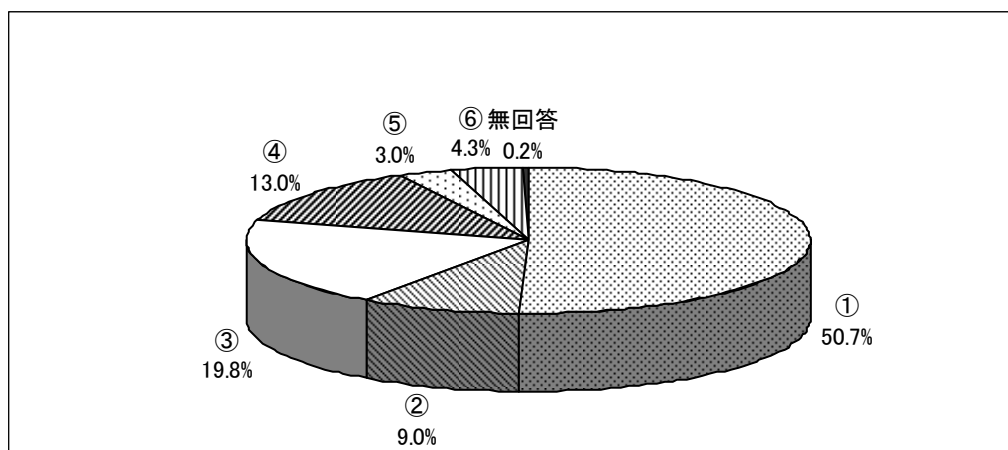
(2) 集団回収に参加していない理由

問 6 (2) 集団回収に参加されていない方にお聞きします。その理由は何ですか。(最も強い理由 1 つに)

集団回収に参加していない理由としては、「市の資源収集を利用しているから」という回答が 50.7% と最も多くなっています。

選択肢	回答数	回答割合
1 市の資源収集を利用しているから。	269	50.7%
2 自分が住む地域では集団回収が行われていないから。	48	9.0%
3 地域で集団回収が行われているかどうかを知らないから。	105	19.8%
4 新聞販売店など民間の回収を利用しているから。	69	13.0%
5 新聞、びん、缶など資源物があまり出ないから。	16	3.0%
6 その他	23	4.3%
無回答	1	0.2%
合計	531	100.0%

資料 1-36 問 6 (2) 回答結果



資料 1-37 問 6 (2) 回答結果

(3) 古紙リサイクルの方向性

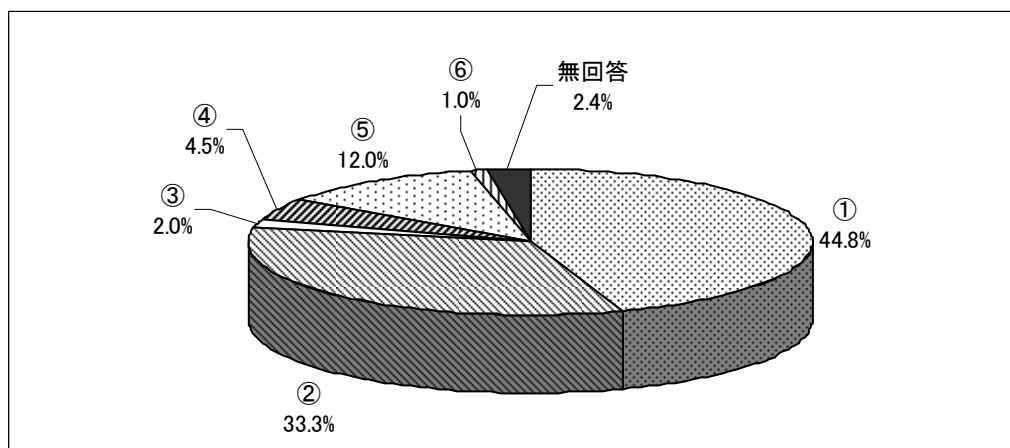
問 6 (3) 集団回収は、市で収集を行うより費用が安く済み、地域団体にもお金が入ります。市では、平成 22 年 2 月 2 日以降、古紙類の収集を新聞 (4 週に 1 回) 雑誌・雑がみ (2 週に 1 回) 段ボール (4 週に 1 回) 紙パック (週 1 回) に切り替えますが、将来的に、本市の古紙のリサイクルは、どのような方向が望ましいでしょうか。あなたのお考えに近いものを以下から 1 つお選びください。(は 1 つ)

問 6 (3) では、資源の収集方法の変更を見据え、さらに将来的に古紙のリサイクルはどのような方向性であるべきかを尋ねました。その結果は、「古紙の分別収集を継続すべき」44.8%、「古紙の分別収集を継続しつつ、集団回収や販売店回収の利用を促すべき」33.3% と、市の分別収集サービスの継続を前提とする意見が多くなっています。

「市の分別収集週は廃止し、販売店回収、集団回収に任せるべき」という意見は 4.5%と少数にとどまっています。

選択肢	回答数	回答割合
1 販売店回収や集団回収を利用できない市民の利便性を考え、今後とも古紙の無料の分別収集を続けるべきだ。	467	44.8%
2 古紙の無料分別収集を続けるべきだが、なるべく販売店回収や集団回収を利用するよう促すべきだ。	347	33.3%
3 古紙の分別収集を続けるべきであるが、新聞社に返すなどの民間ルートや集団回収があるのだから、古紙類を有料収集にすべきだ。	21	2.0%
4 市の古紙回収は廃止し、販売店回収や集団回収に任せるべきだ。	47	4.5%
5 何とも言えない。わからない。	125	12.0%
6 その他	10	1.0%
無回答	25	2.4%
合計	1,042	100.0%

資料 1-38 問 6 (3)回答結果



資料 1-39 問 6 (3)回答結果

なお、「その他」10件の自由回答の内訳は以下のとおりとなっています。

- ・ 今まで通り自治会でやって欲しい
- ・ 置く場所がないので、今まで通り週1回にして欲しい
- ・ 自治会にも出したいがやはり利便性を考える
- ・ 実施される方法で良いと思う
- ・ 市の回収が分からない。面倒になり燃やすごみに捨てると思う
- ・ 収集方法よりも古紙などの資源の回収頻度を現状より少なくする事はリサイクルの気持ちが減る。リサイクルさせたいなら、24時間いつでも資源を出せるようリサイクルしやすい環境を作るべき
- ・ 集団回収をしているので今まで通りでよいと思う
- ・ 土浦ナンバーや横浜ナンバーのトラックが新聞だけ夜中集めている

1.8 買い物の際のごみ減量

問7では、レジ袋やトレイの減量など、日常の買い物の際のごみ減量について尋ねました。

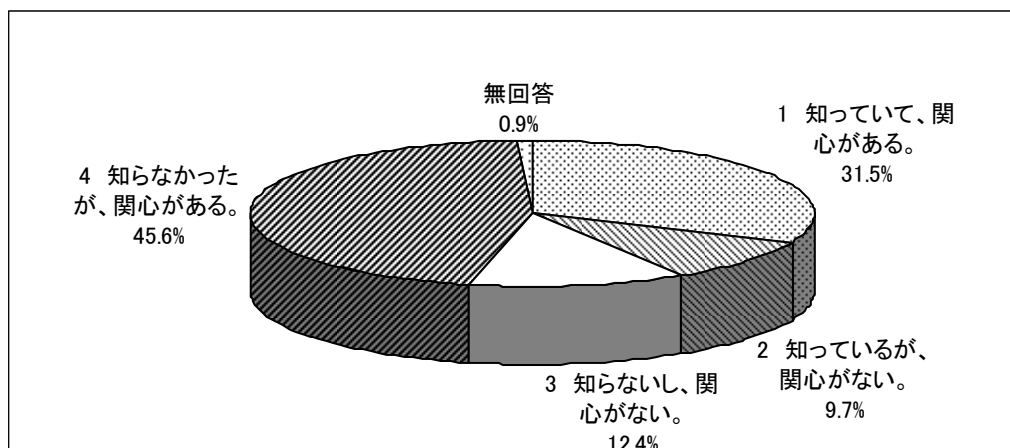
(1)マイバッグデー

問7(1) 市では、毎月5日を「マイバッグデー」とし、商店街やスーパーマーケットなどで、マイバッグ持参の呼びかけなどを行うレジ袋削減のキャンペーンを行っています。このことをご存じでしたか。(は1つ)

市のマイバッグ持参の取組については、6割近くの方が「知らなかった」と回答しています。ただ、「知らなかったが関心がある」という回答が45.6%となっているため、取組方法を工夫することにより、マイバッグ持参率を向上させる余地はあります。

選択肢	回答数	回答割合
1 知っていて、関心がある。	328	31.5%
2 知っているが、関心がない。	101	9.7%
3 知らないし、関心がない。	129	12.4%
4 知らなかったが、関心がある。	475	45.6%
無回答	9	0.9%
合計	1,042	100.0%

資料 1-40 問7(1)回答結果



資料 1-41 問7(1)回答結果

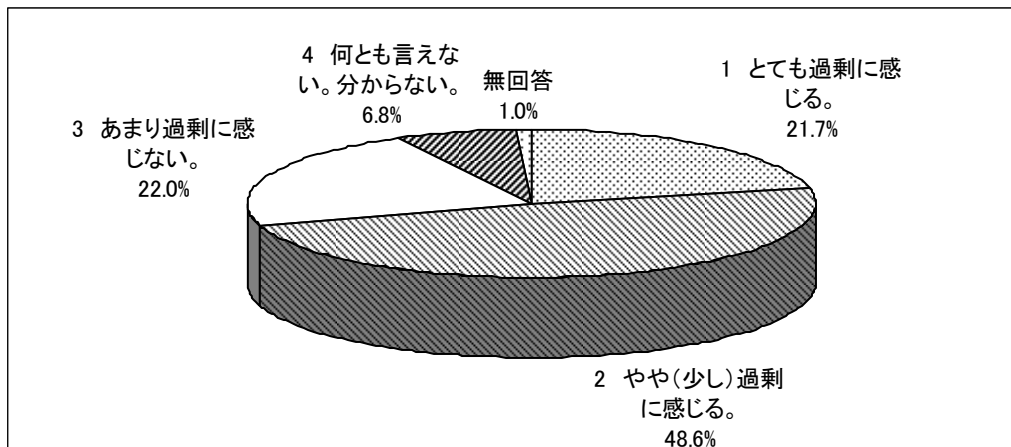
(2)トレイやラップ

問7(2) お店で買う生鮮食料品の多くは、トレイやラップが付けられていますが、あなたはこれについてどう思いますか。

生鮮食料品等に付けられているトレイやラップについては、約7割の方が「とても」もしくは「やや」過剰に感じていると回答しています。収集方法の変更により、容器包装プラスチックも有料化の対象品目となりますので、販売店などの協力を得て過剰包装の抑制に取り組むことが必要です。

選択肢	回答数	回答割合
1 とても過剰に感じる。	226	21.7%
2 やや(少し)過剰に感じる。	506	48.6%
3 あまり過剰に感じない。	229	22.0%
4 何とも言えない。分からない。	71	6.8%
無回答	10	1.0%
合計	1,042	100.0%

資料 1-42 問7(2)回答結果



資料 1-43 問7(2)回答結果

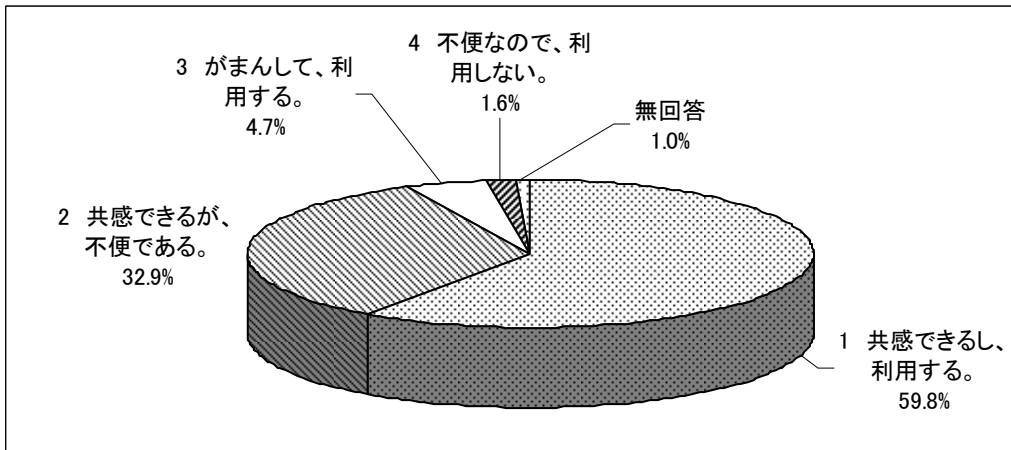
(3)トレイ・レジ袋の減量に取り組む店舗

問7(3) ごみ減量に協力し、トレイやレジ袋減量に取り組むお店に対して、あなたはどう思いますか。

トレイやレジ袋の減量に取り組む店舗に対しては、「共感できるし、利用する」という意見が約6割と最も多くなっており、「不便なので利用しない」という回答は1.6%とごく少数にとどまっています。

選択肢	回答数	回答割合
1 共感できるし、利用する。	623	59.8%
2 共感できるが、不便である。	343	32.9%
3 がまんして、利用する。	49	4.7%
4 不便なので、利用しない。	17	1.6%
無回答	10	1.0%
合計	1,042	100.0%

資料 1-44 問7(3)回答結果



資料 1-45 問7(3)回答結果

1.9 市が取り組むべき施策

問8では、今後市が取り組んでいくべき施策について、大きく4つの分野に分けて意見を伺いました。

(1) まちの美化や分別ルールの徹底

まちの美化や分別ルールの徹底といった分野では、「不法投棄に対する取り締まりの徹底」に強く取り組むべきという意見が81.6%と最も多くなっており、家庭ごみや事業所ごみの分別排出ルールの徹底も6割以上の方が「強く取り組むべき」と回答しています。

設問	選択肢	1 強く取り組むべき	2 どちらかといえば取り組むべき	3 あまり取り組まなくてもよい	4 分らない	無回答	合計
A	不法投棄に対する取り締まりを徹底する。	850	153	7	14	18	1,042
B	自治会や町会のまち美化の取り組みをより一層支援する。	519	400	53	40	30	1,042
C	家庭ごみの分別排出のルールを徹底する。	640	327	34	17	24	1,042
D	事業所ごみの分別排出のルールを徹底する。	718	234	20	40	30	1,042
E	市指定収集業者以外の資源回収業者を取り締まる。	388	332	150	142	30	1,042

資料 1-46 問8(1)回答結果(件数)

設問	選択肢	1 強く取り組むべき	2 どちらかといえば取り組むべき	3 あまり取り組まなくてもよい	4 分らない	無回答	合計
A	不法投棄に対する取り締まりを徹底する。	81.6%	14.7%	0.7%	1.3%	1.7%	100.0%
B	自治会や町会のまち美化の取り組みをより一層支援する。	49.8%	38.4%	5.1%	3.8%	2.9%	100.0%
C	家庭ごみの分別排出のルールを徹底する。	61.4%	31.4%	3.3%	1.6%	2.3%	100.0%
D	事業所ごみの分別排出のルールを徹底する。	68.9%	22.5%	1.9%	3.8%	2.9%	100.0%
E	市指定収集業者以外の資源回収業者を取り締まる。	37.2%	31.9%	14.4%	13.6%	2.9%	100.0%

資料 1-47 問8(1)回答結果(割合)

(2)資源リサイクルや不用品の有効利用

「不用品交換やフリーマーケットの支援」「修理・再生サービスの充実」「生ごみの分別収集」の3施策について、いずれも「強く取り組むべき」「どちらかといえば取り組むべき」を合わせて8割前後の回答となっています。ただし、生ごみの分別収集については、「あまり取り組まなくても良い」という意見が11.6%とやや高くなっています。

設問	選択肢	1 強く取り組むべき	2 どちらかといえば取り組むべき	3 あまり取り組まなくてもよい	4 分らない	無回答	合計
A	市民の不用品交換やフリーマーケット等の活動を支援する。	368	486	98	77	13	1,042
B	家具や自転車などの修理・再生サービスをより充実させる。	470	461	53	43	15	1,042
C	生ごみを分別収集し、資源化する。	426	387	121	92	16	1,042

資料 1-48 問8(2)回答結果(件数)

設問	選択肢	1 強く取り組むべき	2 どちらかといえば取り組むべき	3 あまり取り組まなくてもよい	4 分らない	無回答	合計
A	市民の不用品交換やフリーマーケット等の活動を支援する。	35.3%	46.6%	9.4%	7.4%	1.2%	100.0%
B	家具や自転車などの修理・再生サービスをより充実させる。	45.1%	44.2%	5.1%	4.1%	1.4%	100.0%
C	生ごみを分別収集し、資源化する。	40.9%	37.1%	11.6%	8.8%	1.5%	100.0%

資料 1-49 問8(2)回答結果(割合)

(3)市民との協力体制づくり

「市民活動の拠点づくり」「市民参加の組織づくり」という2施策は、いずれも「どちらかといえば取り組むべき」が4割強となっており、不法投棄対策などと比べると消極的な肯定となっています。

設問	選択肢	1 強く取り組むべき	2 どちらかといえば取り組むべき	3 あまり取り組まなくてもよい	4 分らない	無回答	合計
A	市民が気軽に使えるような、市民活動の拠点を市内に作っていく。	266	500	116	141	19	1,042
B	気軽に参加でき、勉強できるような市民参加の組織を作る。	201	488	164	165	24	1,042

資料 1-50 問8(3)回答結果(件数)

設問	選択肢	1 強く取り組むべき	2 どちらかといえば取り組むべき	3 あまり取り組まなくてもよい	4 分からない	無回答	合計
A	市民が気軽に使えるような、市民活動の拠点を市内に作っていく。	25.5%	48.0%	11.1%	13.5%	1.8%	100.0%
B	気軽に参加でき、勉強できるような市民参加の組織を作る。	19.3%	46.8%	15.7%	15.8%	2.3%	100.0%

資料 1-51 問 8 (3)回答結果 (割合)

(4)ごみを出さない社会づくり

循環型社会に向けた社会政策分野では、「販売店への店頭回収等の働きかけ」「次世代に向けての環境教育」に「強く取り組むべき」という意見が多くなっています。

設問	選択肢	1 強く取り組むべき	2 どちらかといえば取り組むべき	3 あまり取り組まなくてもよい	4 分からない	無回答	合計
A	ごみに対する事業者の責任を強化するよう、国に法制度の整備を求める。	477	371	57	111	26	1,042
B	市内販売店にレジ袋や過剰包装を少なくするよう働きかける。	481	431	78	33	19	1,042
C	販売店に店頭回収や不用品の引取サービスを充実するよう働きかける。	603	355	34	31	19	1,042
D	環境にやさしい買い物ガイドを作るなど、市民に対し「ごみを出さない生活」の啓発をもっと進める。	449	444	84	45	20	1,042
E	長い目で見て消費者の意識が変わるように、将来の世代へ環境教育に力を入れる。	605	366	25	28	18	1,042

資料 1-52 問 8 (4)回答結果 (件数)

設問	選択肢	1 強く取り組むべき	2 どちらかといえば取り組むべき	3 あまり取り組まなくてもよい	4 分からない	無回答	合計
A	ごみに対する事業者の責任を強化するよう、国に法制度の整備を求める。	45.8%	35.6%	5.5%	10.7%	2.5%	100.0%
B	市内販売店にレジ袋や過剰包装を少なくするよう働きかける。	46.2%	41.4%	7.5%	3.2%	1.8%	100.0%
C	販売店に店頭回収や不用品の引取サービスを充実するよう働きかける。	57.9%	34.1%	3.3%	3.0%	1.8%	100.0%
D	環境にやさしい買い物ガイドを作るなど、市民に対し「ごみを出さない生活」の啓発をもっと進める。	43.1%	42.6%	8.1%	4.3%	1.9%	100.0%
E	長い目で見て消費者の意識が変わるように、将来の世代へ環境教育に力を入れる。	58.1%	35.1%	2.4%	2.7%	1.7%	100.0%

資料 1-53 問 8 (4)回答結果 (割合)

資料2 組成分析調査

2.1 組成分析調査の概要

(1)実施日

平成 21 年 6 月 29 日～7 月 14 日

(2)分析対象

燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック類（いずれもダストボックス排出）

(3)調査地点

戸建住宅地域、集合住宅地域、住商混合地域から各 2 地点、計 6 地点

2.2 組成分析結果

(1)サンプル重量

下表のとおりサンプル回収後、よく混ぜた上で半分以下に分析対象を絞り込む作業（縮分作業）を行い、分析しました。

単位:kg

地域番号	地域分類	回収重量	縮分廃棄重量	組成分析重量	縮分率
1	戸建住宅	460.40	315.84	144.56	31.4%
2	戸建住宅	350.79	247.48	103.31	29.5%
3	集合住宅	122.79	41.75	81.04	66.0%
4	集合住宅	345.05	235.10	109.95	31.9%
5	住商混合	313.53	221.83	91.70	29.2%
6	住商混合	316.74	146.46	170.28	53.8%

資料 2-1 燃やすごみの回収重量、縮分後分析した重量

単位:kg

地域番号	地域分類	回収重量	縮分廃棄重量	組成分析重量	縮分率
1	戸建住宅	283.30	143.54	139.76	49.3%
2	戸建住宅	191.05	89.06	101.99	53.4%
3	集合住宅	127.91	64.39	63.52	49.7%
4	集合住宅	119.95		119.95	100.0%
5	住商混合	240.59	101.73	138.86	57.7%
6	住商混合	128.98	44.09	84.89	65.8%

資料 2-2 燃やさないごみの回収重量、縮分後分析した重量

単位:kg

地域番号	地域分類	回収重量	縮分廃棄重量	組成分析重量	縮分率
1	戸建住宅	123.10		123.10	100.0%
2	戸建住宅	84.66	35.94	48.72	57.5%
3	集合住宅	58.25	22.19	36.06	61.9%
4	集合住宅	93.65	33.71	59.94	64.0%
5	住商混合	152.88		152.88	100.0%
6	住商混合	103.47	43.20	60.27	58.2%

資料 2-3 プラスチック類の回収重量、縮分後分析した重量

(2)組成分析結果

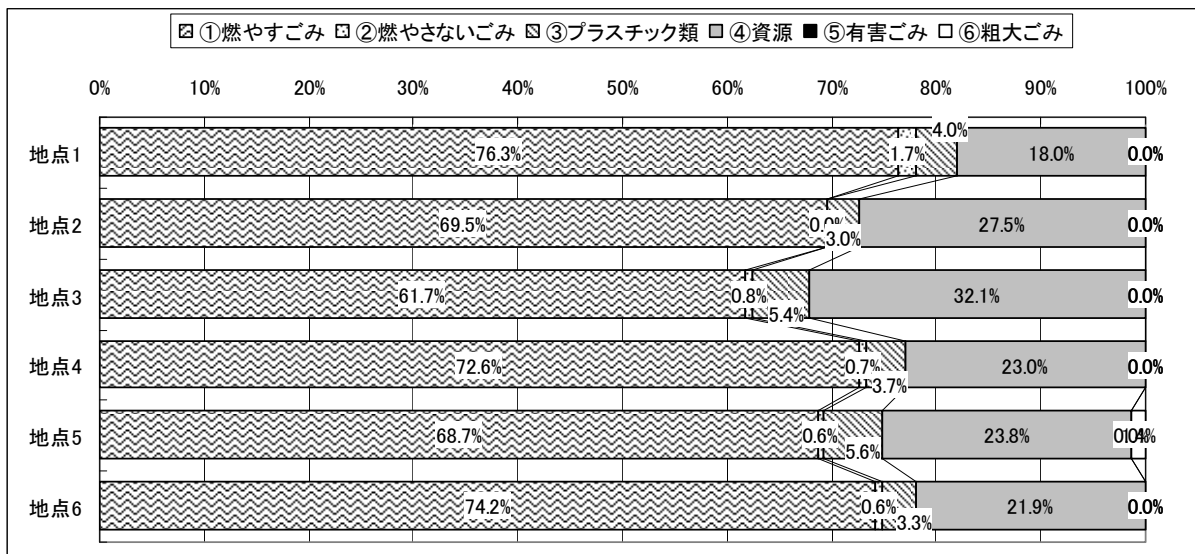
燃やすごみの地点別の組成比率は資料 2-4 のとおりです。また、各組成品目の本来の分別区分別にみた組成割合を資料 2-5 に示します。正しく分別して出された割合を示す分別遵守率は、各地点とも 7 割前後となっています。

燃やさないごみの地点別の組成比率は資料 2-6 のとおりです。分別区分別にみた組成割合（資料 2-7）に見るとおり、分別遵守率は、各地点とも 2～5 割程度と、大変低くなっています。

プラスチック類の地点別の組成比率は資料 2-8、分別区分別にみた組成割合は資料 2-9 に示すとおりです。プラスチック類の場合、分別遵守率は、各地点とも 6～8 割程度となっています。

項目					組成比率						分別区分		
					戸建住宅地域		集合住宅地域		住商混合地域				
大分類	中分類	小分類	細分類	No.	1	2	3	4	5	6			
資源	びん類			1							0.2%	資源	
	缶類	飲用アルミ缶			2	0.0%		0.0%	0.0%	0.1%			資源
		飲用スチール缶			3	0.2%		0.1%					資源
		その他アルミ缶			4								燃やさないごみ
		その他スチール缶			5								燃やさないごみ
		紙類	新聞			6	2.2%	3.5%	12.2%	1.8%	7.6%	5.2%	
	雑誌			7	1.4%	9.4%	5.1%	2.8%	0.8%	3.2%		資源	
	シュレッダー紙			8	0.1%				0.1%	0.3%		資源	
	ダンボール			9	1.4%	4.8%	2.4%	3.1%	11.2%	5.2%		資源	
	紙パック			10	0.5%	0.4%	1.1%	1.0%	0.5%	0.9%		資源	
	雑がみ			11	5.4%	5.8%	7.4%	13.3%	0.8%	5.5%		資源	
	繊維			12	6.7%	3.6%	3.4%	1.0%	2.6%	1.4%		資源	
	プラスチック類	容器包装プラスチック	発泡トレイ		13	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	プラスチック類
			発泡スチロール類		14	0.0%					0.0%	0.1%	プラスチック類
			プラスチックボトル		15	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	プラスチック類
			硬質プラスチック		16	0.2%	0.1%	0.8%	0.1%	0.7%	0.4%	0.4%	プラスチック類
			フィルム類(軟質)		17	1.1%	0.6%	1.1%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	プラスチック類
			レジ袋		18	0.5%	0.9%	1.7%	0.9%	1.1%	1.1%	1.1%	プラスチック類
			容器包装プラスチック以外		19	2.2%	1.2%	1.3%	1.4%	2.3%	0.6%	0.6%	プラスチック類
	ペットボトル			20	0.0%		0.4%		0.1%	0.1%		資源	
燃やさないごみ	金属			21						0.1%		燃やさないごみ	
	ゴム・皮革			22	0.7%		0.8%	0.7%	0.6%	0.5%		燃やさないごみ	
	ガラス			23								燃やさないごみ	
	陶磁器			24								燃やさないごみ	
	土砂			25	1.0%							燃やさないごみ	
	その他燃やさないごみ			26								燃やさないごみ	
	危険物(スプレー缶、ライター)			27								燃やさないごみ	
	有害物(乾電池、蛍光灯、体温計)			28								有害ごみ	
燃やすごみ	厨芥			29	60.4%	56.3%	44.4%	63.9%	57.6%	53.2%		燃やすごみ	
	せん定枝葉			30	4.8%	2.7%	5.5%	1.1%	5.0%	6.8%		燃やすごみ	
	木・草類			31	4.2%	0.5%	5.6%	2.5%	6.2%	6.2%		燃やすごみ	
	紙おむつ			32	2.5%	5.3%	2.0%	0.3%	2.3%	3.7%		燃やすごみ	
	その他燃やすごみ			33	4.5%	4.8%	4.1%	4.8%	3.8%	4.3%		燃やすごみ	
粗大ごみ (概ね30cm3以上の物)			34					1.4%			粗大ごみ		
合計					100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

資料 2-4 燃やすごみ地点別組成分析結果(湿ベース)

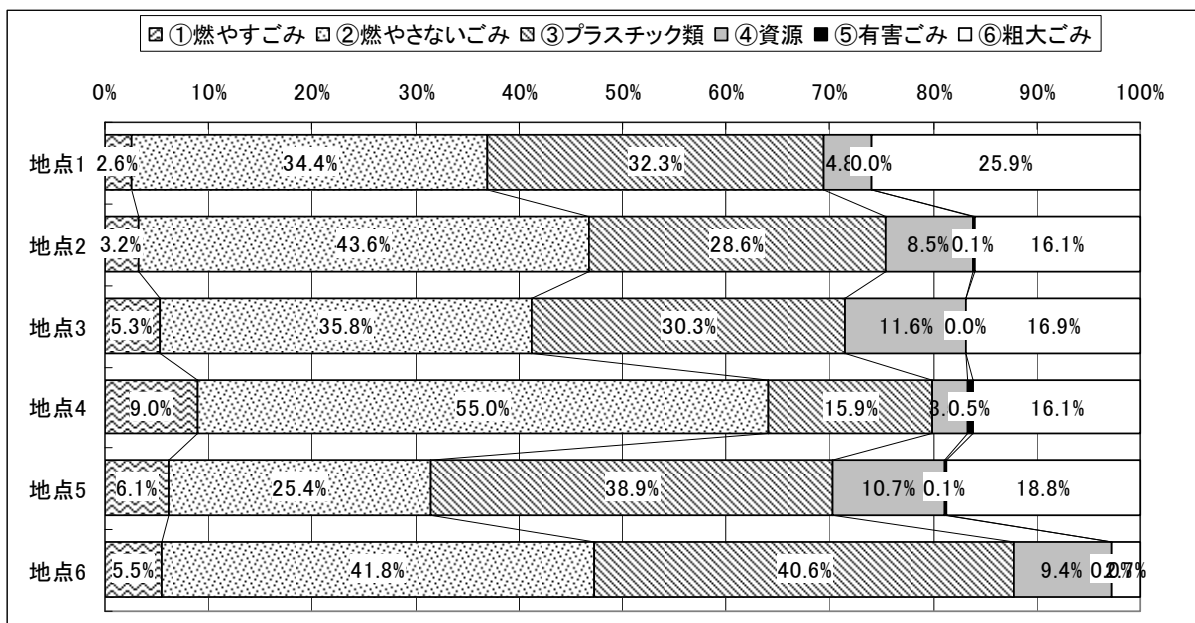


資料 2-5 燃やすごみの分別区分別組成割合

資料編

項目					組成比率						分別区分	
大分類	中分類	小分類	細分類	No.	戸建住宅地域			集合住宅地域		住商混合地域		
					1	2	3	4	5	6		
資源	びん類			1	2.1%	3.4%	2.7%	2.3%	3.1%	1.0%	資源	
	缶類	飲用アルミ缶		2	0.3%	0.2%	0.3%	0.0%	0.5%	0.4%	資源	
		飲用スチール缶		3	0.3%	0.3%	0.1%	0.4%	0.7%	0.7%	資源	
		その他アルミ缶		4			0.3%				燃やさないごみ	
		その他スチール缶		5	1.3%	0.8%	0.5%	0.9%	1.0%	0.4%	燃やさないごみ	
		新聞		6			0.2%	0.1%	0.2%		資源	
	紙類	雑誌		7							資源	
		シュレッダー紙		8	0.5%						資源	
		ダンボール		9		0.2%					2.5%	資源
		紙パック		10		0.1%	0.8%			0.1%	0.3%	資源
		雑がみ		11	1.1%	2.7%	0.9%	0.1%	2.8%	0.2%		資源
	繊維		12	0.1%	1.0%	0.7%	0.5%	0.4%			資源	
	プラスチック類	容器包装プラスチック	発泡トレイ		13	0.6%	0.4%	0.5%		0.3%	0.9%	プラスチック類
			発泡スチロール類		14	0.4%	0.2%	1.0%		0.5%	0.7%	プラスチック類
			プラスチックボトル		15	2.9%	2.2%	2.1%	0.4%	2.9%	3.7%	プラスチック類
			硬質プラスチック		16	4.3%	5.2%	9.9%	0.7%	5.7%	12.7%	プラスチック類
			フィルム類(軟質)		17	8.5%	2.1%	6.6%	0.8%	9.4%	10.3%	プラスチック類
		レジ袋		18	0.9%	1.1%	2.7%	0.7%	3.6%	2.5%	プラスチック類	
		容器包装プラスチック以外		19	14.9%	17.4%	7.6%	13.2%	16.4%	9.7%	プラスチック類	
	ペットボトル		20	0.4%	0.5%	5.9%	0.0%	3.0%	4.3%		資源	
燃やさないごみ	金属		21	16.2%	15.9%	10.4%	19.2%	6.3%	10.0%		燃やさないごみ	
	ゴム・皮革		22	10.4%	8.4%	1.5%	8.3%	5.3%	5.2%		燃やさないごみ	
	ガラス		23	3.7%	8.7%	14.3%	6.3%	2.2%	9.3%		燃やさないごみ	
	陶磁器		24	0.2%	6.7%	8.3%	11.2%	10.1%	12.3%		燃やさないごみ	
	土砂		25			0.2%	2.4%		4.1%		燃やさないごみ	
	その他燃やさないごみ		26	2.3%	1.4%		4.5%				燃やさないごみ	
	危険物(スプレー缶、ライター)		27	0.4%	1.7%	0.4%	2.2%	0.4%	0.6%		燃やさないごみ	
	有害物(乾電池、蛍光灯、体温計)		28		0.1%		0.5%	0.1%			有害ごみ	
燃やすごみ	厨芥		29	1.1%	0.4%	0.5%	0.4%	2.9%	2.2%		燃やすごみ	
	せん定枝葉		30								燃やすごみ	
	木・草類		31	0.2%	1.2%	0.4%	5.7%	0.2%	0.4%		燃やすごみ	
	紙おむつ		32						0.6%		燃やすごみ	
	その他燃やすごみ		33	1.3%	1.5%	4.5%	2.9%	3.0%	2.2%		燃やすごみ	
粗大ごみ (概ね30cm3以上の物)		34	25.9%	16.1%	16.9%	16.1%	18.8%	2.7%		粗大ごみ		
合計					100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

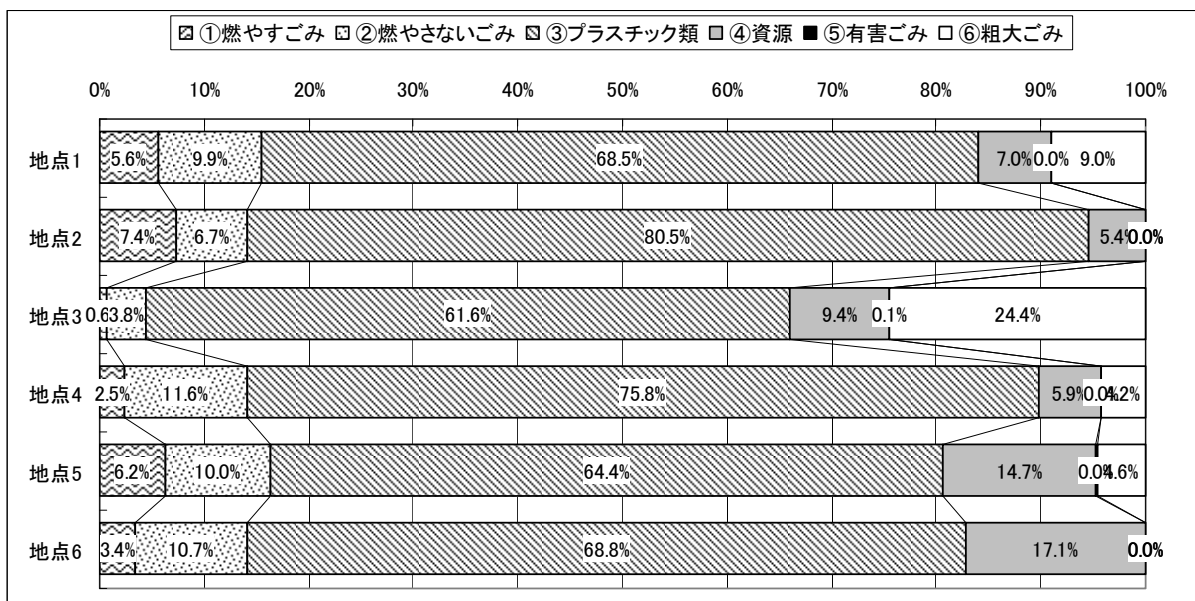
資料 2-6 燃やさないごみ地点別組成分析結果(湿ベース)



資料 2-7 燃やさないごみの分別区分別組成割合

項目					組成比率						分別区分	
大分類	中分類	小分類	細分類	No.	戸建住宅地域		集合住宅地域		住商混合地域			
					1	2	3	4	5	6		
資源	びん類			1	3.3%	3.7%	1.5%	3.4%	5.2%	3.8%	資源	
	缶類	飲用アルミ缶		2	1.0%	0.4%	1.6%	0.0%	0.6%	0.8%	資源	
		飲用スチール缶		3	0.4%		1.7%	0.1%	0.4%	0.4%	資源	
		その他アルミ缶		4			0.3%		0.1%	0.2%	燃やさないごみ	
		その他スチール缶		5	0.1%	0.3%		0.3%	0.8%	0.4%	燃やさないごみ	
		新聞		6	0.1%		1.3%		0.7%		資源	
	紙類	雑誌		7					1.3%		資源	
		シュレッダー紙		8					0.2%		資源	
		ダンボール		9					0.1%	0.3%	資源	
		紙パック		10	0.3%			0.1%	0.1%	0.3%	資源	
		雑がみ		11	0.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.4%	0.3%	資源	
	繊維		12	0.4%			0.9%	0.9%	0.2%	資源		
	プラスチック類	容器包装プラスチック	発泡トレイ		13	2.3%	1.9%	0.5%	2.0%	0.8%	2.8%	プラスチック類
			発泡スチロール類		14	0.2%	1.5%	0.4%	1.0%	3.5%	0.6%	プラスチック類
			プラスチックボトル		15	6.9%	6.8%	8.9%	8.8%	5.0%	6.5%	プラスチック類
			硬質プラスチック		16	21.4%	24.3%	23.2%	20.5%	12.0%	15.6%	プラスチック類
			フィルム類(軟質)		17	21.6%	21.9%	18.1%	21.0%	8.4%	26.3%	プラスチック類
			レジ袋		18	1.8%	5.2%	4.5%	5.0%	4.3%	4.3%	プラスチック類
			容器包装プラスチック以外		19	14.2%	18.9%	6.2%	17.5%	30.5%	12.7%	プラスチック類
	ペットボトル		20	1.5%	1.2%	3.2%	1.1%	4.7%	10.9%	資源		
燃やさないごみ	金属		21	4.1%	3.6%	3.5%	9.4%	1.8%	3.7%	燃やさないごみ		
	ゴム・皮革		22	0.4%	1.3%		0.3%	2.8%	2.8%	燃やさないごみ		
	ガラス		23	0.0%	0.2%			2.9%	1.4%	燃やさないごみ		
	陶磁器		24	1.1%			1.3%	0.7%	0.7%	燃やさないごみ		
	土砂		25	2.4%				0.3%		燃やさないごみ		
	その他燃やさないごみ		26	1.8%				0.4%	1.1%	燃やさないごみ		
	危険物(スプレー缶、ライター)		27	0.1%	1.2%		0.3%	0.3%	0.5%	燃やさないごみ		
	有害物(乾電池、蛍光灯、体温計)		28			0.1%		0.0%		有害ごみ		
燃やすごみ	厨芥		29	1.4%	2.5%	0.6%	0.3%	2.7%	2.0%	燃やすごみ		
	せん定枝葉		30							燃やすごみ		
	木・草類		31	0.2%	2.8%		0.5%	1.8%	0.0%	燃やすごみ		
	紙おむつ		32					0.2%		燃やすごみ		
	その他燃やすごみ		33	3.9%	2.1%	0.1%	1.7%	1.6%	1.3%	燃やすごみ		
粗大ごみ (概ね30cm3以上の物)		34	9.0%		24.4%	4.2%	4.6%			粗大ごみ		
合計					100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

資料 2-8 プラスチック類地点別組成分析結果(湿ベース)

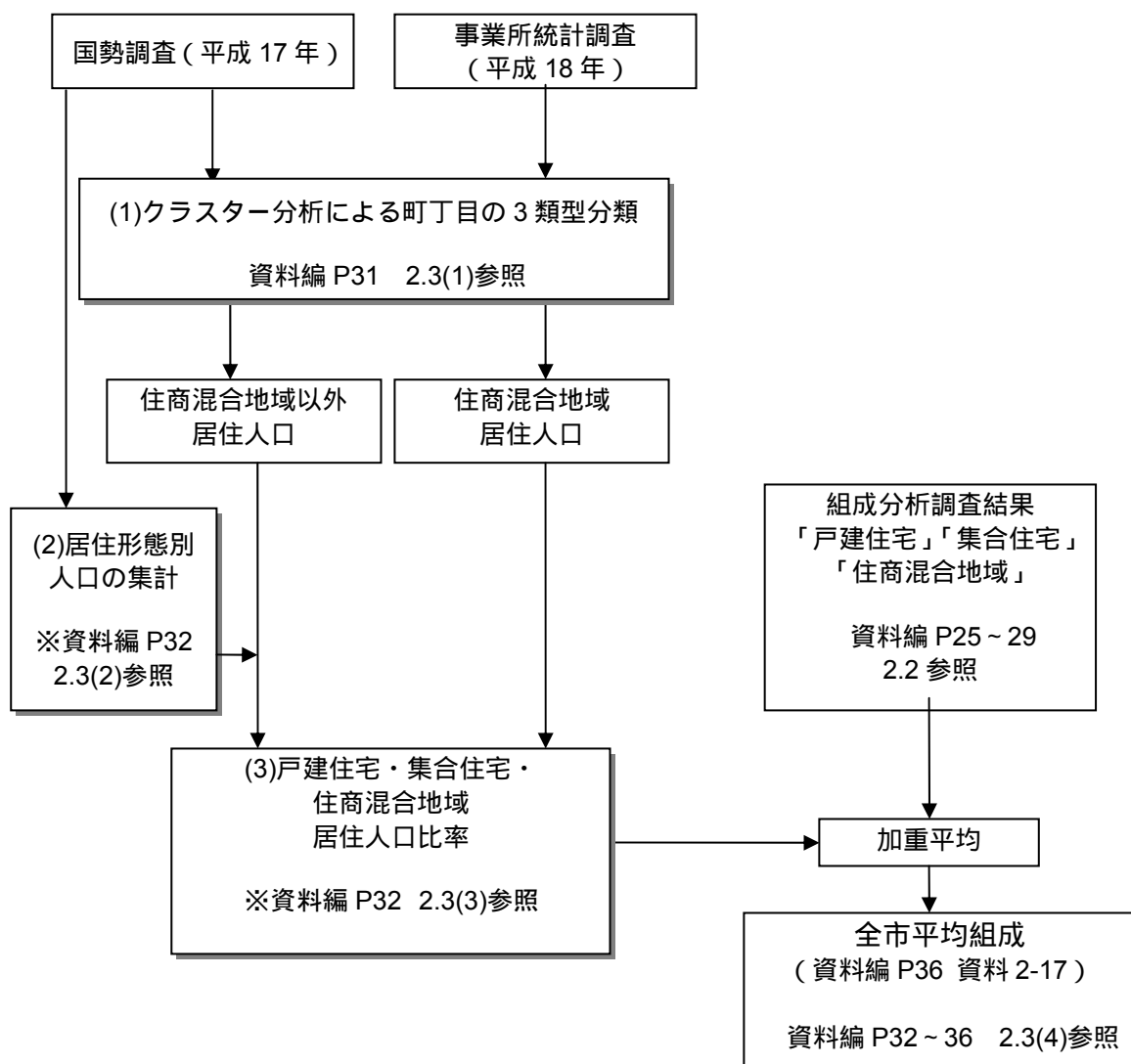


資料 2-9 プラスチック類の分別区分別組成割合

資料編

2.3 全市平均組成の算出

以上のように、組成分析調査では「戸建住宅」「集合住宅」「住商混合地域」の3つの地域類型別の組成分析を行いました。これを元に全市の平均ごみ組成を推計するために、以下の手順で地域特性格別人口比率を算出し、3つの地域類型の組成を加重平均しました。



資料 2-10 全市平均組成の算出手順

(1) クラスタ分析による市内町丁目の地域類型分け

平成 17 年国勢調査結果、及び平成 18 年事業所統計調査から、市内町丁目別に

- ・ 一戸建住宅世帯割合（国勢調査）
- ・ 低層（1～5 階）共同住宅世帯割合（国勢調査）
- ・ 高層（6 階～）住宅世帯割合（国勢調査）
- ・ 単位面積あたり事業所数（事業所統計調査）
- ・ 単位面積あたり従業者数（事業所統計調査）
- ・ 事業所あたり従業者数（事業所統計調査）

の 6 項目を指標として算出し、クラスタ分析（ ）により市内町丁目を 3 つの累計に分類しました。その結果は資料 2-11 のとおりです。

クラスタ分析とは、集団（対象）の中から個々のサンプルの持つ変数（性質）を用いて、サンプル全体を「似ている」「近い」といった尺度でいくつかのクラスタ（群れ）に分類する分析手法を総称したものであり、数値分類法とも呼ばれます。分析の目的や用途に応じて様々な手法がありますが、ここでは、一般的な凝集法による階層的クラスタ分析法を用いました。

	第1クラスター	第2クラスター	第3クラスター
一戸建世帯割合	38.7%	10.7%	19.4%
低層(1～5階)共同住宅世帯割合	43.7%	26.9%	44.0%
高層(6階～)住宅世帯割合	13.1%	61.7%	35.6%
単位面積あたり事業所数	297.3	3,165.3	821.8
単位面積あたり従業者数	2,804.0	46,528.2	16,721.1
事業所あたり従業者数	16.9	14.8	38.6
群内項目	(右以外の地区)	府中町1丁目 宮町1丁目 宮西町2丁目	府中町2丁目 片町3丁目 宮西町1丁目 寿町1丁目 寿町3丁目 日鋼町 西原町1丁目 美好町1丁目 住吉町5丁目 日新町1丁目
人口総数(平成17年国勢調査)	218,653	9,439	5,275
世帯数	94,946	4,655	2,720

資料 2-11 クラスタ分析結果（クラスタ間変数平均）

第 1 クラスタは、戸建住宅居住世帯割合が高く、事業所数に関する指標が 3 クラスタ中最も低くなっています。いわゆる「住宅地」の特性が高い地域と見なすことができます。

第 2 クラスタは、事業所に関する指標が 3 クラスタ中最も高く、典型的な「住商混合地域」です。第 3 クラスタは、第 1・第 2 クラスタの中間的位置づけとなりますが、事業所に関する指標は、第 1 クラスタを大きく上回っているため、これも「住商混合地域」と見なすことができます。

したがって、ここでは第 2 クラスタ、第 3 クラスタを「住商混合地域」と見なすこととしました。

(2)第1クラスター（住宅地域）中の戸建住宅・集合住宅居住人口・世帯数の集計

第1クラスターに分類された町丁目の戸建住宅・集合住宅居住人口・世帯数の集計は、平成17年国勢調査に従って行いました。その結果は、下表のとおりです。

居住形態	人口	世帯数
戸建	97,093	34,152
戸建以外	121,560	60,794

資料 2-12 第1クラスターの戸建住宅・集合住宅居住人口・世帯数集計

(3)地域類型別人口比率の算出

(1)(2)より、地域類型別人口比率は下表のとおり設定されます。

類型	人口	割合
戸建住宅地域	97,093	41.6%
集合住宅地域	121,560	52.1%
住商混合地域	14,714	6.3%
合計	233,367	100.0%

資料 2-13 地域類型別人口比率

(4)全市平均組成比率の算定

組成分析調査から得られた、燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック類のそれぞれの地域類型別組成は資料 2-14～資料 2-16 のとおりとなります。

項目					組成比率			分別区分
大分類	中分類	小分類	細分類	No.	戸建住宅 地域	集合住宅 地域	住商混合 地域	
資源	びん類			1			0.1%	資源
	缶類	飲用アルミ缶		2				資源
		飲用スチール缶		3	0.1%			資源
		その他アルミ缶		4				燃やさないごみ
		その他スチール缶		5				燃やさないごみ
	紙類	新聞		6	2.8%	7.0%	6.4%	資源
		雑誌		7	5.4%	3.9%	2.0%	資源
		シュレツダー紙		8	0.1%		0.2%	資源
		ダンボール		9	3.1%	2.8%	8.2%	資源
		紙パック		10	0.4%	1.0%	0.7%	資源
		雑がみ		11	5.6%	10.4%	3.2%	資源
	繊維			12	5.2%	2.2%	2.0%	資源
	プラスチック類	容器包装	発泡トレイ	13	0.1%	0.1%		プラスチック類
			発泡スチロール類	14				プラスチック類
			プラスチックボトル	15	0.1%	0.3%	0.3%	プラスチック類
			硬質プラスチック	16	0.2%	0.5%	0.6%	プラスチック類
			フィルム類(軟質)	17	0.8%	1.0%	0.9%	プラスチック類
			レジ袋	18	0.7%	1.3%	1.1%	プラスチック類
			容器包装プラスチック以外	19	1.7%	1.4%	1.5%	プラスチック類
ペットボトル			20		0.2%	0.1%	資源	
燃やさないごみ	金属		21				燃やさないごみ	
	ゴム・皮革		22	0.4%	0.8%	0.6%	燃やさないごみ	
	ガラス		23				燃やさないごみ	
	陶磁器		24				燃やさないごみ	
	土砂		25	0.5%			燃やさないごみ	
	その他燃やさないごみ		26				燃やさないごみ	
	危険物(スプレー缶、ライター)		27				燃やさないごみ	
	有害物(乾電池、蛍光灯、体温計)		28				有害ごみ	
燃やすごみ	厨芥		29	58.3%	54.1%	55.4%	燃やすごみ	
	せん定枝葉		30	3.7%	3.3%	5.9%	燃やすごみ	
	木・草類		31	2.3%	4.0%	3.1%	燃やすごみ	
	紙おむつ		32	3.9%	1.2%	3.0%	燃やすごみ	
	その他燃やすごみ		33	4.6%	4.5%	4.0%	燃やすごみ	
粗大ごみ (概ね30cm3以上の物)				34			0.7%	粗大ごみ
合計						100.0%	100.0%	100.0%

地域類型内の組成の平均値

資料 2-14 燃やすごみの地域類型別組成

項目					組成比率			分別区分
大分類	中分類	小分類	細分類	No.	戸建住宅 地域	集合住宅 地域	住商混合 地域	
資源	びん類			1	2.8%	2.5%	2.1%	資源
	缶類	飲用アルミ缶		2	0.2%	0.2%	0.4%	資源
		飲用スチール缶		3	0.4%	0.2%	0.7%	資源
		その他アルミ缶		4		0.1%		燃やさないごみ
		その他スチール缶		5	1.0%	0.7%	0.7%	燃やさないごみ
	紙類	新聞		6		0.1%	0.1%	資源
		雑誌		7				資源
		シュレツダー紙		8	0.2%			資源
		ダンボール		9	0.1%		1.2%	資源
		紙パック		10	0.1%	0.4%	0.2%	資源
		雑がみ		11	1.9%	0.5%	1.5%	資源
	繊維			12	0.5%	0.6%	0.2%	資源
	プラスチック類	容器包装	発泡トレイ	13	0.5%	0.3%	0.6%	プラスチック類
			発泡スチロール類	14	0.3%	0.5%	0.6%	プラスチック類
			プラスチックボトル	15	2.6%	1.3%	3.3%	プラスチック類
			硬質プラスチック	16	4.8%	5.3%	9.2%	プラスチック類
			フィルム類(軟質)	17	5.3%	3.7%	9.9%	プラスチック類
			レジ袋	18	1.0%	1.7%	3.0%	プラスチック類
容器包装プラスチック以外			19	16.1%	10.4%	13.1%	プラスチック類	
ペットボトル			20	0.4%	3.0%	3.6%	資源	
燃やさないごみ	金属		21	16.0%	14.8%	8.1%	燃やさないごみ	
	ゴム・皮革		22	9.4%	4.9%	5.3%	燃やさないごみ	
	ガラス		23	6.2%	10.2%	5.8%	燃やさないごみ	
	陶磁器		24	3.4%	9.7%	11.2%	燃やさないごみ	
	土砂		25		1.3%	2.0%	燃やさないごみ	
	その他燃やさないごみ		26	1.8%	2.3%		燃やさないごみ	
	危険物(スプレー缶、ライター)		27	1.1%	1.3%	0.5%	燃やさないごみ	
	有害物(乾電池、蛍光灯、体温計)		28		0.3%	0.1%	有害ごみ	
燃やすごみ	厨芥		29	0.8%	0.4%	2.6%	燃やすごみ	
	せん定枝葉		30				燃やすごみ	
	木・草類		31	0.7%	3.1%	0.3%	燃やすごみ	
	紙おむつ		32			0.3%	燃やすごみ	
	その他燃やすごみ		33	1.4%	3.7%	2.6%	燃やすごみ	
粗大ごみ (概ね30cm3以上の物)				34	21.0%	16.5%	10.8%	粗大ごみ
合計						100.0%	100.0%	100.0%

地域類型内の組成の平均値

資料 2-15 燃やさないごみの地域類型別組成

項目					組成比率			分別区分
大分類	中分類	小分類	細分類	No.	戸建住宅 地域	集合住宅 地域	住商混合 地域	
資源	びん類			1	3.5%	2.5%	4.5%	資源
	缶類	飲用アルミ缶		2	0.7%	0.8%	0.7%	資源
		飲用スチール缶		3	0.2%	0.9%	0.4%	資源
		その他アルミ缶		4		0.2%	0.1%	燃やさないごみ
		その他スチール缶		5	0.2%	0.1%	0.6%	燃やさないごみ
	紙類	新聞		6	0.1%	0.7%	0.4%	資源
		雑誌		7			0.7%	資源
		シュレツダー紙		8			0.1%	資源
		ダンボール		9			0.2%	資源
		紙パック		10	0.1%		0.2%	資源
		雑がみ		11	0.2%	0.1%	0.4%	資源
	繊維			12	0.2%	0.5%	0.6%	資源
	プラスチック類	容器包装	発泡トレイ	13	2.1%	1.2%	1.8%	プラスチック類
			発泡スチロール類	14	0.8%	0.7%	2.0%	プラスチック類
			プラスチックボトル	15	6.8%	8.8%	5.8%	プラスチック類
			硬質プラスチック	16	22.9%	21.8%	13.8%	プラスチック類
			フィルム類(軟質)	17	21.8%	19.6%	17.4%	プラスチック類
レジ袋			18	3.5%	4.7%	4.3%	プラスチック類	
容器包装プラスチック以外			19	16.5%	11.9%	21.5%	プラスチック類	
ペットボトル			20	1.4%	2.2%	7.7%	資源	
燃やさないごみ	金属		21	3.8%	6.5%	2.8%	燃やさないごみ	
	ゴム・皮革		22	0.8%	0.1%	2.8%	燃やさないごみ	
	ガラス		23	0.1%		2.1%	燃やさないごみ	
	陶磁器		24	0.5%	0.7%	0.7%	燃やさないごみ	
	土砂		25	1.2%		0.2%	燃やさないごみ	
	その他燃やさないごみ		26	0.9%		0.7%	燃やさないごみ	
	危険物(スプレー缶、ライター)		27	0.7%	0.1%	0.4%	燃やさないごみ	
	有害物(乾電池、蛍光灯、体温計)		28		0.1%		有害ごみ	
燃やすごみ	厨芥		29	2.0%	0.4%	2.4%	燃やすごみ	
	せん定枝葉		30				燃やすごみ	
	木・草類		31	1.5%	0.2%	0.9%	燃やすごみ	
	紙おむつ		32			0.1%	燃やすごみ	
	その他燃やすごみ		33	3.0%	0.9%	1.4%	燃やすごみ	
粗大ごみ (概ね30cm3以上の物)		34	4.5%	14.3%	2.3%	粗大ごみ		
合計					100.0%	100.0%	100.0%	

地域類型内の組成の平均値

資料 2-16 プラスチック類の地域類型別組成

燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック類の地域類型別組成分析結果に、資料 2-13 の地域類型別人口比率を乗じて加重平均を取ると、全市平均組成は下表のとおりとなります。

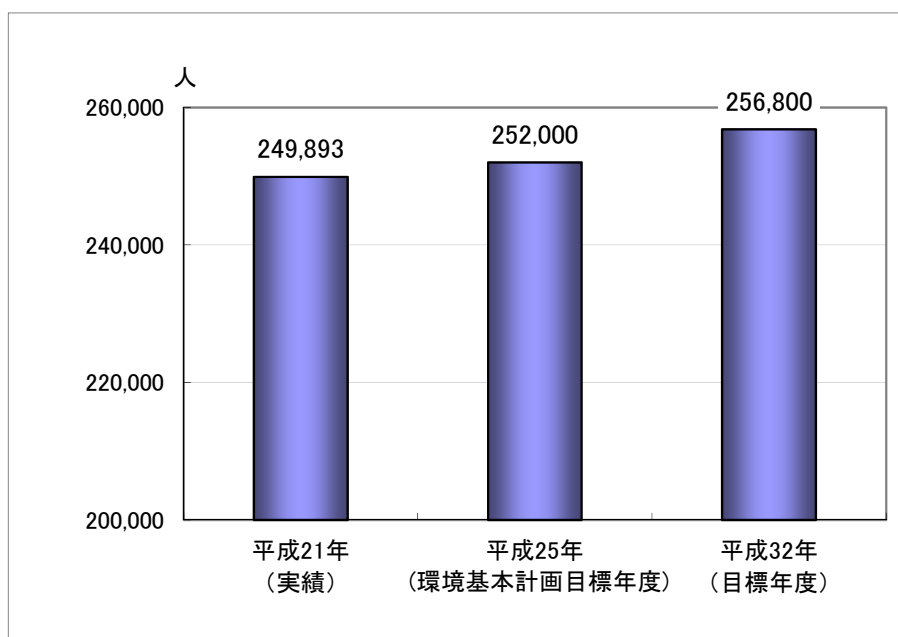
項目					組成比率			
大分類	中分類	小分類	細分類	No.	燃やすごみ	燃やさないごみ	プラスチック類	
資源	びん類			1		2.6%	3.0%	
	缶類	飲用アルミ缶			2		0.2%	0.8%
		飲用スチール缶			3		0.3%	0.6%
		その他アルミ缶			4		0.1%	0.1%
		その他スチール缶			5		0.8%	0.2%
		紙類	新聞			6	5.2%	0.1%
	雑誌			7	4.4%			
	シュレッダー紙			8	0.1%	0.1%		
	ダンボール			9	3.3%	0.1%		
	紙パック			10	0.7%	0.3%	0.1%	
	雑がみ			11	7.9%	1.1%	0.2%	
	繊維			12	3.4%	0.5%	0.3%	
	プラスチック類	容器包装プラスチック	発泡トレイ		13	0.1%	0.4%	1.6%
			発泡スチロール類		14		0.4%	0.8%
			プラスチックボトル		15	0.2%	2.0%	7.8%
			硬質プラスチック		16	0.4%	5.3%	21.8%
			フィルム類(軟質)		17	0.9%	4.8%	20.4%
			レジ袋		18	1.1%	1.5%	4.2%
			容器包装プラスチック以外		19	1.5%	12.9%	14.4%
	ペットボトル			20	0.2%	2.0%	2.2%	
燃やさないごみ	金属			21		14.9%	5.1%	
	ゴム・皮革			22	0.6%	6.8%	0.6%	
	ガラス			23		8.3%	0.2%	
	陶磁器			24		7.2%	0.6%	
	土砂			25	0.2%	0.8%	0.5%	
	その他燃やさないごみ			26		1.9%	0.4%	
	危険物(スプレー缶、ライター)			27		1.2%	0.4%	
	有害物(乾電池、蛍光灯、体温計)			28		0.2%	0.1%	
燃やすごみ	厨芥			29	56.0%	0.7%	1.2%	
	せん定枝葉			30	3.7%			
	木・草類			31	3.2%	1.8%	0.8%	
	紙おむつ			32	2.4%			
	その他燃やすごみ			33	4.5%	2.7%	1.8%	
粗大ごみ (概ね30cm3以上の物)				34		18.0%	9.5%	
合計						100.0%	100.0%	100.0%

資料 2-17 全市平均組成の算出

資料3 一般廃棄物処理システム指針等のデータ

3.1 市人口の将来予測（基本計画第1章）

本計画では、将来人口を環境基本計画目標年度 252,000 人、最終目標年度 256,800 人としています。



資料 3-1 将来人口の枠組み（各年 10 月 1 日）

将来人口の推計方法は以下のとおりです。

府中市第5次総合計画後期基本計画の人口推計値（各年度 4 月 1 日現在）は下表のとおりとなっています。

年度	人口	備考
H15	231,021	実績値
H16	234,088	
H17	238,161	
H18	240,574	
H19	242,607	
H20	245,032	予測値
H21	247,101	

年度	人口	備考
H22	248,169	予測値
H23	249,784	
H24	251,175	
H25	252,457	
H26	253,626	

各年度 4 月 1 日

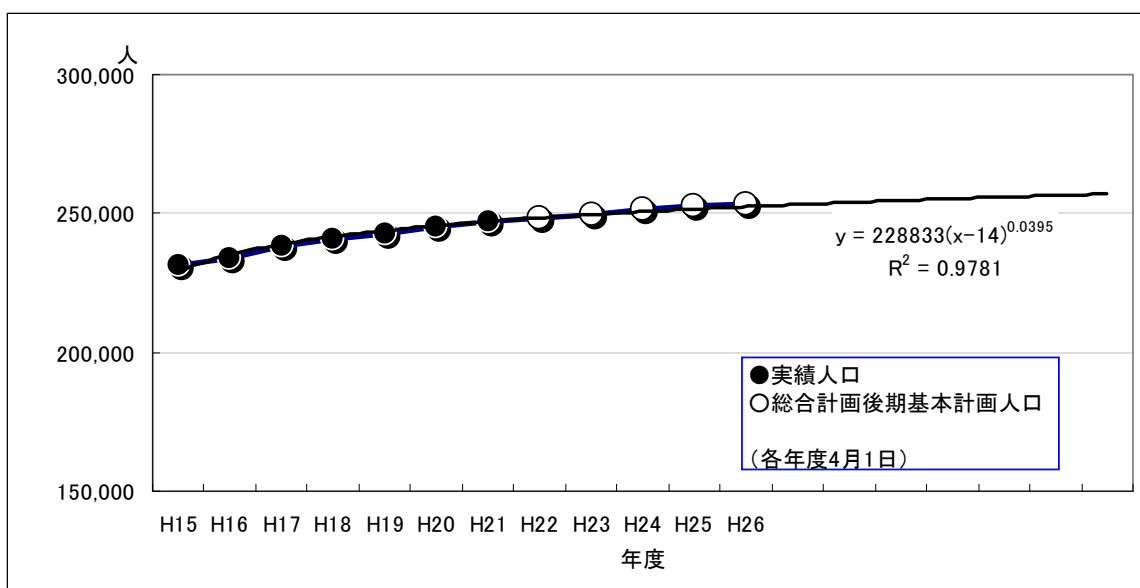
資料 3-2 府中市第5次総合計画後期基本計画人口

本計画では、平成 32 年度までの各年度 10 月 1 日人口を用いるので、資料 3-3 のように実績人口及び総合計画後期基本計画人口を前方補外（グラフ右方向への予測線を追加すること）のための近似式を求め、その結果、

$$y = 228833(x-14)^{0.0395} \quad (\text{ただし } x \text{ は年度、 } y \text{ は人口}) \cdots \cdots (A)$$

という累乗近似式を最も相関の高い近似式としました。

この式(A)を用い、平成 32 年度までの 10 月 1 日人口を算出した結果が資料 3-4 です。



資料 3-3 実績人口及び総合計画後期基本計画人口の前方補外結果

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人口(人)	249,893	249,000	250,100	251,100	252,000	252,800
備考: 近似式Aへの代入値	(実績値)	22.5	23.5	24.5	25.5	26.5
年 度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人口(人)	253,600	254,300	255,000	255,600	256,200	256,800
備考: 近似式Aへの代入値	27.5	28.5	29.5	30.5	31.5	32.5

資料 3-4 将来人口算出結果

3.2 ごみ処理・リサイクル事業に伴う温室効果ガスの排出量算定方法

計画書第2章第2節に示したごみ処理・リサイクル事業に伴う温室効果ガスの排出量は、環境省「一般廃棄物処理システム指針」に基づき算定しました。

(1) 収集運搬部門

本市の収集運搬車両の平成20年度の年間活動量は下表のとおりとなっています。

収集区分	1台あたり年間収集日数(日)	年間延べ稼働時間(時間)	年間延べ走行距離(km)
燃やすごみ	200	12,000	240,000
容器包装プラスチック	50	2,500	50,000
燃やさないごみ	24	288	5,760
粗大ごみ	200	1,600	32,000
びん・缶	250	3,500	7,000
ペットボトル	48	672	13,440
古紙類	48	672	13,400
合計			361,600

資料 3-5 収集運搬車両の活動量実績(平成20年度)

この活動量実績から、二酸化炭素(CO₂)、メタン、一酸化二窒素の排出量(CO₂換算)を計算します。

CO₂排出量は、

活動量(燃料使用量リットル) × 発熱量 × 排出係数 × 換算係数

で計算されます。燃料使用量は、活動量年間延べ走行距離 361,600km に対し、燃費を 0.4 リットル/km と設定し、

$$361,600\text{km} \times 0.4 \text{ リットル/km} = 144,640 \text{ リットル}$$

と算定しました。

また、メタン・一酸化二窒素の排出量(CO₂)換算は、

活動量(走行距離 km) × 排出係数 × 換算係数

で算出されます。

以上より、収集運搬車両による温室効果ガス排出量(CO₂換算)は、下表のとおり合計で 380,531kg-CO₂ となります。

	活動量	発熱量	排出係数	換算係数	CO ₂ 排出量
燃料使用CO ₂	144,640リットル	38.2	0.0187	3.6666667	378,848 kg-CO ₂
メタン	361,600km		0.000015	21	114 kg-CO ₂
一酸化二窒素	361,600km		0.000014	310	1,569 kg-CO ₂
			合計		380,531 kg-CO ₂

資料 3-6 収集運搬部門の温室効果ガス排出量の算定

(2)府中市リサイクルプラザ

府中市リサイクルプラザでは、電力及びガスが使用されています。平成20年度実績では、電力使用量 1,384,248kWh、ガス使用量 4,225m³でした。

電力使用による温室効果ガス排出量（CO₂換算）は、

$$\text{電力使用量} \times \text{排出係数} (0.368)$$

で算定されます。都市ガス使用による温室効果ガス排出量（CO₂換算）は、

$$\text{都市ガス使用量} \times \text{発熱量} (41.1) \times \text{排出係数} (0.0138) \times \text{換算係数} (3.667)$$

で算出されます。従って、府中市リサイクルプラザにおける温室効果ガス排出量は下表のとおり算定されます。

	活動量	発熱量	排出係数	換算係数	CO ₂ 排出量
電力使用	1,384,248		0.368		509,403 kg-CO ₂
ガス	4,225	41.1	0.0138	3.6666667	8,787 kg-CO ₂
				合計	518,190 kg-CO ₂

資料 3-7 府中市リサイクルプラザにおける温室効果ガス排出量の算定

(3)ごみ中のプラスチック焼却に伴う温室効果ガスの排出

本市のごみのうち、焼却されるものは多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で焼却処理されます。温室効果ガス排出量にカウントされるのは、焼却ごみ中のプラスチック分です。

プラスチック焼却量については、本市の場合、資源化されるプラスチック以外は全て焼却処理に回ると考え、

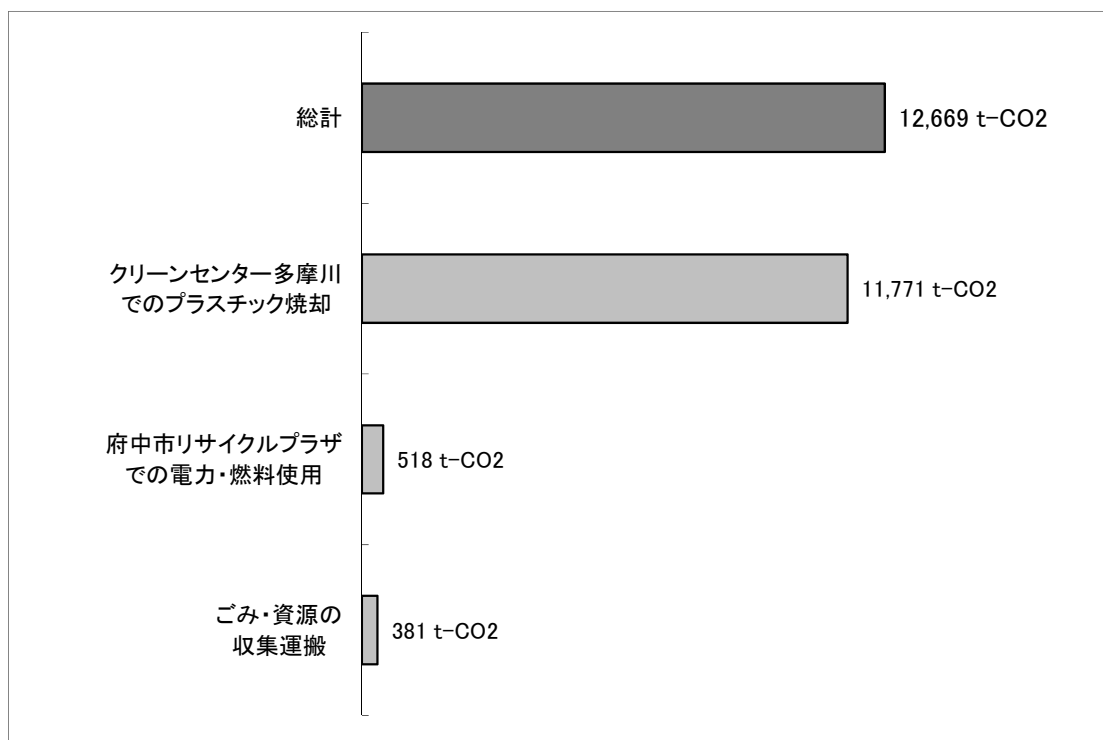
組成分析から推定されるプラスチック排出量 - 資源化されたプラスチック量
で算定しました。

プラスチック焼却量算定後は、「一般廃棄物処理システム指針」に基づき、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素それぞれの換算係数を用いて温室効果ガス排出量を算定しました。その結果を資料 3-8 に示します。

以上(1)~(3)の算定結果をまとめたのが、資料 3-9 となります。

項目		数値	備考
プラスチック排出量	燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック類中のプラスチック排出量 ①	7,296 t	組成分析から推定
	事業系ごみ中のプラスチック排出量 ②	449 t	事業系ごみ量中のプラスチック比率を家庭ごみと同様と仮定
	プラスチック排出量合計 ③=①+②	7,745 t	
プラスチック資源化量	ペットボトル資源化量 ④	146 t	実績値(指定法人委託)
	容器包装プラスチック資源化量 ⑤	2,733 t	実績値(指定法人委託)
	その他(キャップ等) ⑥	527 t	実績値(独自処理)
	合計 ⑦=④+⑤+⑥	3,406 t	
プラスチック焼却量 ⑧=③-⑦	4,339 t		
温室効果ガス排出量への換算	炭素分排出係数 ⑨	735 kg-C/t	設定値
	CO ₂ 換算係数 ⑩	3.666666667 kg-CO ₂ /kg-C	設定値
	CO ₂ 排出量 ⑪=⑧×⑨×⑩	11,694,548 kg-CO ₂	
	CH ₄ 排出係数 ⑫	0.00096 kg-CH ₄ /t	設定値
	CH ₄ -CO ₂ 換算係数 ⑬	21 kg-CH ₄ /kg-C	設定値
	CH ₄ 排出量(CO ₂ 換算) ⑭=⑧×⑫×⑬	87 kg-CO ₂	
	N ₂ O排出係数 ⑮	0.0565 kg-N ₂ O/t	設定値
	N ₂ O-CO ₂ 換算係数 ⑯	310 kg-N ₂ O/kg-C	設定値
N ₂ O排出量(CO ₂ 換算) ⑰=⑧×⑮×⑯	76,004 kg-CO ₂		
温室効果ガス排出量合計 ⑱=⑩+⑭+⑰	11,770,639 kg-CO ₂		

資料 3-8 府中市分のプラスチック焼却に伴う温室効果ガス排出量

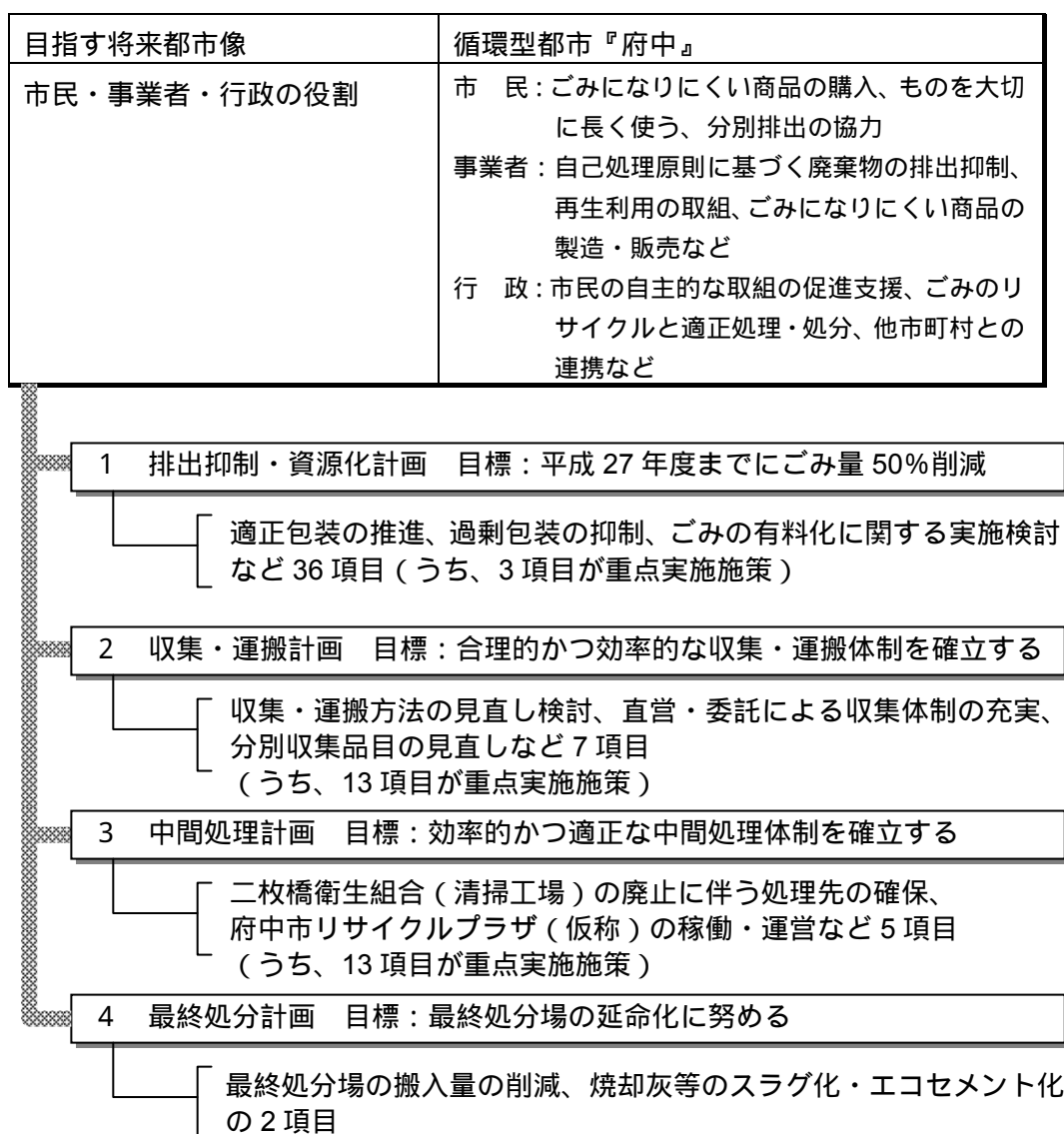


- ・ ごみ・資源の収集運搬に伴う温室効果ガス排出量は収集運搬車両の総走行距離より推定
- ・ 府中市リサイクルプラザでの温室効果ガス排出量は、電気・ガスの使用量から推定
- ・ クリーンセンター多摩川での温室効果ガス排出量は、府中市分の推定プラスチック焼却量から推定

資料 3-9 ごみ処理・リサイクル事業にかかる温室効果ガス排出量の推定値

資料4 平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の 評価シート

平成 17 年度に策定された一般廃棄物処理基本計画の施策体系は下図のとおりとなっています。ここでは、計画書第 2 章第 2 節第 1 項の「平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の達成状況」に示した評価結果の元となる、評価シートの詳細を示します。



資料 4-1 平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の施策体系

平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 1 排出抑制・資源化計画 目標：平成 27 年度までにごみ量 50%削減

※進捗状況凡例
 A 達成(おおむね達成できている)
 B 一部達成
 C 未実施

※今後の方向性凡例
 A 継続実施 …おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく。
 A- 更なる充実…おおむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である。
 B 方法見直し…進んでいないため、手法・方法を工夫し進めていく。
 C 抜本見直し…削除あるいは新しい展開等再検討する必要がある。

項目	内容	平成 20 年度の実績等と進捗評価	今後の方向性
目標 平成 27 年度までにごみ量 50%以上削減	環境基本計画で、平成 25 年度までにごみ 50%削減を目標としている。 前期目標：1 万トンごみ減量大作戦(平成 20 年度までに平成 13 年度ごみ量より、1 万トン減量する) 後期目標：平成 25 年度までにごみの 50%削減 平成 27 年度までに、ごみ(燃やす・燃やさない・粗大・事業系ごみ)の量を平成 13 年度比で 50%削減する。	平成 13 年度ごみ量：68,395 トン 平成 20 年度ごみ量：59,701 トン (14%減量、-9,324 トン) 前期目標：平成 20 年度 93%削減 「平成 25 年度までのごみ 50%削減」達成まで、あと 24,874 トン	A- ごみ排出量は減少傾向にあるが、現状のペースでは目標の達成は困難。 平成 22 年 2 月の家庭ごみ有料化・戸別収集の効果を見つつ、総合的なごみ減量施策の推進が必要。
1-1 適正購入の推進	市民や事業者に対して、必要なものを購入すること等を呼びかける。	広報紙「府中のごみ」や各種啓発事業でごみの減量等を呼びかけ。 【市民アンケート調査】 「食料品や日用品はムダに買わないようにする」との回答は「かなり」が 19.8%、「少し」が 30.6%となっている。 広報紙「府中のごみ」や各種啓発事業でごみの減量等を呼びかけ。 マイバッグ持参運動実行委員会やマイバッグクラブによる活動。 マイバッグコンクール等の啓発事業。 ※国レベルでは、容器包装リサイクル法改正にレジ袋対策が盛り込まれた。 【市民アンケート調査】 「レジ袋など無駄な包装は断る」との回答は、「かなり」が 29.8%、「少し」が 38.2%と、約 68%の市民が無駄な包装を意識している。	B 「ムダに買わない」事に関しては、アンケートでは約半数が消極的な回答であり、市民にさらなる呼びかけが必要である。 また、グリーン購入についてもっと周知する。
1-2 過剰包装の抑制	市民に対しては、レジ袋や不要な包装材を断るよう呼びかける。 事業者に対しては、過剰包装の抑制を呼びかける。さらに、全国市長会等を通じて事業者にも簡易包装実施を要請する。	【市民アンケート調査】 「レジ袋など無駄な包装は断る」との回答は、「かなり」が 29.8%、「少し」が 38.2%と、約 68%の市民が無駄な包装を意識している。	A- 市民意識は高まっているため、事業者側の協力を得て、レジ袋等の包装材を減らすための協力を要請することが必要である。 また、市内販売業者へ過剰包装の抑制を呼びかける。

発生抑制

平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 1 排出抑制・資源化計画（続き 2/6）

項目	内容	平成 20 年度の実績等と進捗評価	今後の方向性
1-3 詰め替え商品の利用 及び販売促進	市民に対しては詰め替え商品の利用を、事業者に対しては詰め替え商品の販売を呼びかける。事業者の理解を得ながら、ばら売り・量り売り等の推進を図る。	情報紙「府中のごみ」や各種啓発事業でごみの減量等と呼びかけ。 【市民アンケート調査】 「食料品や日用品はムダに買わないようにする」との回答は「かなり」が 19.8%、「少し」が 30.6%となっている。	市民啓発に関しては、上記 1-2 と同様。 A-
1-4 生ごみの水切りの徹底指導	市民・事業者に対して、生ごみの水切りの徹底を、継続的に指導していく。	広報紙「府中のごみ」や各種啓発事業でごみの減量等と呼びかけ。 【市民アンケート調査】 「生ごみの水切りを実施する」との回答は「かなり」が 45.7%、「少し」が 36.6%と、8 割の市民が何らかの形で実行している。	引き続き啓発事業等を進める。 A
1-5 ☆ごみの有料化に関する実施検討	ごみ有料化の導入に向けた検討を実施する。	平成 22 年 2 月よりごみ有料化実施	有料化後のごみ減量効果等を十分に評価・点検する必要がある。 A
1-6 ごみ減量化処理機器の購入費補助制度の継続	生ごみ堆肥化容器、減量化処理機器の購入費補助制度を継続する。	生ごみ堆肥化容器は平成 16～20 年度で累計 35 基の購入補助。生ごみ処理機は平成 16～20 年度で累計 274 基の購入補助。 ※仮に 1 世帯あたりの生ごみ排出量を年間 180kg とすると、累計 309 基の生ごみ堆肥化容器・処理機で約 54 トンの生ごみが処理されたことになる。	家庭内での生ごみ処理はまだ少数派であり、更に利用率について拡充を図る必要がある。なお、補助金の上限金額が 1 万円から 5 万円まで上げます。 A-
1-7 地域における生ごみ堆肥化事業の研究	地域商店街と連携して生ごみ資源化容器を設置し、生ごみ堆肥化事業を研究する。	【市民アンケート調査】 7.7%が「コンポスト容器や生ごみ処理機で生ごみ処理にかなり取り組んでいる」と回答している。研究は停止している。	生ごみ資源化の方策についてはさらなる検討が必要。市全体で、生ごみの有効利用方法を検討する。 B C

：重点実施施策

平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 1 排出抑制・資源化計画（続き 3/6）

項目	内容	平成 20 年度の実績等と進捗評価	今後の方向性
1-8	一般住宅に対する生ごみモデル地区事業の検討	平成 14 年度から実施している一般住宅生ごみ推肥化モデル地区事業の再検討を進める。	C 収集方法変更に伴い、廃止する。
1-9	ものの有効利用事業の継続・推進	「リサちゃんショップけやき」「おもちやの病院」事業を継続、推進していく。	A 継続して、リサイクル品活用事業の利用以外にも、リサイクルショップの増加やネットオークションの進展など環境が変化しているの中で、さらなる不用品再利用を市民に呼びかけていく。
1-10	フリーマーケットの開催の支援	フリーマーケット開催支援を継続する。	A 左記のリサイクル品活用事業の利用以外にも、リサイクルショップの増加やネットオークションの進展など環境が変化している中で、さらなる不用品再利用を市民に呼びかけていく。
1-11	再生品の積極的使用の啓発	市民に再生品の積極的利用を呼びかけるとともに、販売事業者に再生品の積極的な販売を要請する。	A 引き続き啓発事業等を進める。
1-12	府中市民マイバッグ持参運動の実施	「府中市民マイバッグ持参運動実行委員会」「府中市マイバッグクラブ」が中心となり運動を推進する。	B 市民意識は高まっているため、事業者側の協力を得て、レジ袋等の包装材を減らすための具体的な仕組みを検討することが必要である。
ものの有効利用の推進		<p>平成 20 年度はリサイクル推進協会に委託し、府中グリーンプラザ分館 2 階リサイクル用品活用事業を実施。</p> <p>「リサイクルマーケット」では平成 20 年度 100,527 件、71,989,800 円の販売実績（平成 16 年度より約 8,700 件増加）。</p> <p>「リサイクルバンク」では平成 19 年度「ゆずります」435 件の仲介実績。</p> <p>平成 20 年度より、再生家具の即売会をリサイクルプラザで年 1 回開催。</p> <p>平成 20 年度はリサイクルフェスタ 2008 で 2 回のフリーマーケットを開催</p> <p>【市民アンケート調査】</p> <p>「不用品でもまだ使える物はフリーマーケット等に出す」回答は、「かなり」9.8%、「少し」が 16.6%と、合計約 1/4 である。</p> <p>【市民アンケート調査】</p> <p>「トイレットペーパーなど紙製品はなるべく再生紙を買う」回答は、「かなり」31.2%、「少し」が 25.4%である。</p> <p>マイバッグ持参運動実行委員会やマイバッグクラブによる活動。</p> <p>マイバッグコンクール等の啓発事業。</p> <p>※国レベルでは、容器包装リサイクル法改正にレジ袋対策が盛り込まれた。</p> <p>【市民アンケート調査】</p> <p>「レジ袋など無駄な包装は断る」との回答は、「かなり」が 29.8%、「少し」が 38.2%と、約 68%の市民が無駄な包装の回避を意識している。</p>	C
推進体制の強化			

平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 1 排出抑制・資源化計画（続き 4/6）

項目		内容	平成 20 年度の実績等と進捗評価		今後の方向性	
1-13	リサイクルフェスタの開催	リサイクルフェスタを積極的に開催する。	リサイクルフェスタ2008を開催	A	引き続き啓発事業等を進める。	A
1-14	ごみ減量キャンペーンの実施	市内駅頭、販売店等でごみ減量・リサイクル推進をPRする。	1万トンごみ減量作戦、ダストボックス廃止PR等を展開 ごみ減量・リサイクル推進大会を開催	A	引き続き啓発事業等を進める。	A
1-15	リサイクル推進協力事業所制度の見直し	リサイクル推進協力事業所制度の見直しを図る。	特に見直し無し。	C	事業者側の協力を得て具体的ななくみを検討することが必要である。	B
1-16	地域ごみ対策推進事業の拡充	文化センターを圏域としたごみ対策推進員協議会等の活動を積極的に支援する。	ごみ対策推進員協議会への研修・見学会を実施。 収集方法変更の駅頭キャンペーンの実施。	A	ごみ改革後のリバンドを防止するためにも、より地域活動を充実させる必要がある。	A-
1-17	ごみ減量ローラー作戦の実施	清掃指導員が各自治会や小学校等に赴き、ごみ減量とリサイクルに関する実践・指導を行う。	平成 20 年度は 17 回実施し、のべ 732 人が参加した。さらに 21 年度は「新しいごみの出し方説明会」として、住民説明会を重点的に実施している。	A	ごみ改革後、中長期的に見ると排出者である市民・事業者には「慣れ」が生ずることも予測されるため、引き続き推進が必要。	A
1-18	各種イベントでの普及啓発の実施	様々なイベントに参加し、資源回収やごみ減量・リサイクルの推進PRを行う。	リサイクルフェスタのイベント、街頭キャンペーンなどでPRを実施	A	引き続き啓発事業等を進める。	A
1-19	啓発講座の開催	ふちゅうカレッジ出前講座でのごみ関連講座を開催する。	年1回リサイクル教室を実施	A	引き続き啓発事業等を進めるが、地域のリーダーとなる人の育成など、工夫も必要と考えられる。	A-
1-20	リサイクル教室の開催	親子等を対象としたリサイクル教室を開催する。	リサイクル教室を実施	A	引き続き啓発事業等を進める。	A
1-21	☆処理手数料の改定の実施	事業系燃やすごみの減量化及び適正排出のため、廃棄物処理手数料を平成 18 年度に 30 円/kg、平成 19 年度に 42 円/kg と改定する。	経過措置を経て、平成 19 年度より事業系廃棄物の処理手数料を 42 円/kg に改定している。	A	収集方法変更後の事業系ごみの排出状況を見ながら、引き続き適正な手数料水準について検討する必要がある。	A-
1-22	事業ごみの排出抑制と自己処理の推進	事業者に対する排出抑制・資源化、適正排出による自己処理の指導を徹底する。	事業系燃やすごみの量は平成 20 年度まで減少傾向にある。また、ごみ改革により事業所ごみを登録制にしたことで適正排出が進むものと期待される。	A	引き続き指導を徹底する必要がある。	A

：重点実施施策

平成17年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート1 排出抑制・資源化計画（続き 5/6）

項目		内容	平成20年度の実績等と進捗評価		今後の方向性
1-23	大規模事業所への適正な分別排出の指導	延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対し、再利用計画の提出等を通じてごみの排出抑制、資源化、適正排出を徹底する。	A	平成20年度は105の事業用建築物を対象に再利用状況の調査を行った。	引き続き指導を徹底する必要がある。
1-24	紙類自主回収システムの構築支援	事業系の紙類の自主回収システムの構築を支援していく。	B	オフィス町内会などの取組は進んでいるが、事業系ごみの中にはまだ多量のリサイクル可能な紙類が混入しているものと考えられる。	中小事業所や商店街などでの紙リサイクル支援を進める必要がある。
1-25	資源集団回収事業奨励金制度の実施	資源集団回収事業奨励金制度を継続していく。	A	平成20年度は352団体が参加し、約7,000トンが集団回収で資源化された。集団回収量は、平成16年度から平成20年度の間に、約453トン増加している。 【市民アンケート調査】 「集団回収に参加している」との回答は、約48%である。	本市の集団回収量は、1人あたりの量は多摩地域の中でも上位にあるが、参加していない市民も約半数あるものと推測され、更に拡充できる可能性がある。
1-26	再生資源取扱業者奨励金制度の実施	再生資源事業者に対する奨励金制度を継続していく。	A	平成20年度で19業者に奨励金が交付された。	平成20年度は資源価格の市況が大きく変動したが、今後とも再生資源が国際商品化の中で、大きな価格変動が起きることも予測される。柔軟な対応が必要である。
1-27	PETボトルの拠点回収事業の継続	PETボトルの拠点回収事業(平成16年度時点で1,376ヶ所)を継続していく。	A	平成20年度の拠点は2,078ヶ所であり、平成16年度よりも702ヶ所増加。 PETボトルの回収量は約669トンと平成16年度と比較し、約200トン増加した。	平成22年2月よりPETボトルの戸別回収を開始したため、拠点回収事業の役割については、抜本的に見直す必要がある。
1-28	スーパーマーケット等の店頭回収の実施・拡大	大型店舗での店頭回収の実施・拡大を働きかけるとともに、市民に対し店頭回収への協力を呼びかける。	B	市内販売店の店頭回収量データ無し 【市民アンケート調査】 約50%が「よく」「ときどき」店頭回収を利用と回答している。	容器包装廃棄物の市収集への排出を抑制するため、より働きかけを強める必要がある。
集団回収の奨励					
拠点回収・店頭回収の推進					

平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 1 排出抑制・資源化計画（続き 6/16）

項目	内容	平成 20 年度の実績等と進捗評価	今後の方向性
1-29 ☆プラスチック類の分別収集の実施	平成 18 年の府中市リサイクルプラザ稼働に合わせ、プラスチック類の分別収集・資源化を実施する。	平成 18 年よりプラスチックごみの分別開始。 平成 22 年 2 月より容器包装プラスチックの有料収集開始。	引き続き容器包装プラスチックの分別収集を実施し、排出される資源の質を高める。
1-30 分別排出の徹底・指導	市民及び事業者に対して、分別排出の徹底・指導を継続・推進する。	平成 22 年 2 月よりダストボックス廃止、原則戸別収集の導入により分別排出を徹底させた。 ルール違反ごみは、市の指導員による指導を行う。	引き続き分別の徹底を進めていく。
1-31 集合住宅への適正な分別排出の指導	集合住宅の所有者、管理者と連携し、入居者に対する適正な分別排出の指導を継続していく。	集合住宅の大家・管理者に対して適正な排出場の設置と分別協力を要請した。ただし、まだ分別が不徹底な面がある。	本市は集合住宅居住者の割合が高いため、引き続き分別排出状況を見ながら指導を工夫していく。
1-32 単身者向けアパートへの入居者に対する排出指導	単身者向けアパートの仲介業者と連携し、入居者に適正な分別排出の指導を実施する。	不動産業者に対し、分別協力を要請した。ただし、まだ分別が不徹底な面があるとともに、ごみカレンダーと分別辞書の配布、転出入時のごみ出し方の説明をお願いしている。	単身アパートなどの分別排出状況を見ながら、引き続き指導を工夫していく。
1-33 資源ごみ分別収集の継続・推進	資源ごみの分別収集を継続・推進していく。	平成 22 年 2 月よりダストボックス廃止、原則戸別収集の導入により分別排出を徹底させた。	引き続き分別の徹底を進めていく。
1-34 クリーンセンターでの資源回収等の継続・推進	クリーンセンターでの選別回収を継続・推進する。	府中市リサイクルプラザでプラスチック製容器包装、金属類等の選別回収を実施。	ごみ改革により資源選別精度が高くなると考えられるため、効率的な選別工程について中長期的な観点から検討が必要である。
1-35 庁内 OA 廃棄紙等の再生利用の継続・推進	庁内 OA 廃棄紙等の再生利用を継続・推進する。	平成 20 年度実績で、庁舎等から約 151 トンの OA 紙などを回収。	引き続き分別の徹底を進めていく。
1-36 生ごみの堆肥化の継続	市立保育所、給食センター、老人ホームから出る生ごみを回収・堆肥化し、その一部を市内農家に提供する。	平成 20 年度現在、給食センター（2 ケ所）、福祉施設（2 ケ所）、保育所（15 ケ所）、小学校（4 ケ所）、協力地区（6 ケ所）で生ごみを回収、専門業者に処理委託している。 回収量は平成 16 年度の約 457 トンから平成 20 年度 459 トンとほぼ横ばいである。	生ごみの再生利用方法について引き続き検討するとともに、せん定枝葉などの有機性資源についても検討を進める必要がある。

：重点実施施策

平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 2 収集・運搬計画

目標：合理的かつ効率的な収集・運搬体制を確立する

※進捗状況凡例 A 達成(おおむね達成できている)

B 一部達成

C 未実施

※今後の方向性凡例

A 継続実施 …おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく。

A- 更なる充実…おおむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である。

B 方法見直し…進んでいないため、手法・方法を工夫し進めていく。

C 抜本見直し…削除あるいは新しい展開等再検討する必要がある。

項目		内容	平成 20 年度の実績等と進捗評価	今後の方向性	
収集・運搬体制の充実	2-1 収集・運搬方法の見直し検討	ダストボックス収集方式の見直しを図る。	平成 22 年 2 月に収集方式を変更	A	
	2-2 直営・委託による収集体制の充実	直営・委託の収集形態のあり方を含めた検討を実施する。	粗大ごみ収集のみ直営方式で収集	A	
	2-3 収集頻度の検討	各家庭におけるごみ貯留等を考慮した収集頻度について検討する。	平成 22 年 2 月に収集方式を変更	A	
	2-4 粗大ごみの申込方法の検討	粗大ごみの効率的な収集のための申込み手法について検討する。	特に申込手法の変更は無し	C	
分別収集の拡充	2-5 分別収集品目の見直し	紙パックを拠点回収から分別収集に切り替え、トレイはプラスチック類に統合して回収する。	平成 17 年 紙パックを水曜日サイクルの品目に追加 平成 18 年 プラスチックの分別収集に伴い、トレイの9拠点回収を廃止し、分別収集に移行	A	
	2-6 プラスチック類の分別開始	府中市リサイクルプラザ稼働に併せ、プラスチック類の分別収集を開始する。	平成 18 年 プラスチック分別収集開始 平成 22 年 2 月 容器包装プラスチックの分別収集開始	A	
その他	2-7 収集・運搬車の低公害の導入研究	八都府市低公害車指定制度に則り、収集運搬車両への低公害車の導入を研究する。	低公害車は一部導入されている。	B	
				今後、より計画的に低公害車の導入を図っていく必要がある。 収集方法の変更に伴い、ハイブリッド車、ガスを導入した。	A-

平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 3 中間処理計画

目標：効率的かつ適正な中間処理体制を確立する

※進捗状況凡例

- A 達成(おおむね達成できている)
- B 一部達成
- C 未実施

※今後の方向性凡例

- A 継続実施 …おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく。
- A- 更なる充実…おおむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である。
- B 方法見直し…進んでいないため、手法・方法等を工夫し進めていく。
- C 抜本見直し…削除あるいは新しい展開等再検討する必要がある。

項 目		内 容	平成 20 年度の実績等と進捗評価	今後の方向性	
効率的な中間処理体制の確立 拡大	3-1	二枚橋衛生組合(清掃工場)の廃止に伴う処理先の確保	二枚橋衛生組合(清掃工場)に代わる処理先を確保する。	A	ごみ減量により、別途処理をせず、今後とも多摩川衛生組合での処理を継続
	3-2	効率的な中間処理体制の検討	二枚橋衛生組合清掃工場の廃止、府中市リサイクルプラザの稼働に伴う中間処理体制の再構築を検討する。	A	彩の国資源循環工場における暫定的な処理は、ごみ排出量の削減により終了させていく。
	3-3	府中市リサイクルプラザ(仮称)の稼働・運営	府中市リサイクルプラザを効率的に活用し、資源ごみの向上工場に努める。	A	より効率的な資源化処理の体制について検討する必要がある。
	3-4	スラグの有効利用の促進	多摩川衛生組合(クリーンセンター多摩川)における焼却灰溶解スラグの有効利用を促進する。	A	引き続き有効利用推進に協力していく。
	3-5	エコセメント化の実施	東京たま広域資源循環組合が導入するエコセメント化事業に向け、積極的に協力していく。	A	引き続き有効利用推進に協力していくが、エコセメント化にも多大なコストがかかることから、ごみ減量により焼却灰を減少していく。

平成 17 年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート 4 最終処分計画

目標：最終処分場の延命化に努める

※進捗状況凡例
 A 達成(おおむね達成できている)
 B 一部達成
 C 未実施

※今後の方向性凡例
 A 継続実施 …おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく。
 A- 更なる充実…おおむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である。
 B 方法見直し…進んでいないため、手法・方法等を工夫し進めていく。
 C 抜本見直し…削除あるいは新しい展開等再検討する必要がある。

項目		内容	平成 20 年度の実績等と進捗評価		今後の方向性	
最終処分場の延命化	4-1 最終処分場の搬入量の削減	最終処分量の削減に向けた代替処理方法について検討を行う。	平成 19 年度より埋立処分量ゼロを達成	A	埋立処分量ゼロを継続していく。	A-
	4-2 焼却灰等のスラグ化・エコセメント化	焼却灰等のスラグ化、エコセメント化等を推進していくことにより、現在、埋立処分を行っている焼却残渣の資源化を図っていく。	灰溶融スラグの有効利用、エコセメント化を実施中	A	引き続き有効利用推進に協力していく。	A

資料5 ごみ減量・リサイクル目標の設定

5.1 目標設定までの流れ

ごみ減量・リサイクル目標設定までの流れを以下に示します。

(1)ステップ1：ごみ収集方法変更前のごみ排出構造の推計

平成20年度のごみ・資源収集量のデータと、平成21年度に行った燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック類の組成分析調査から、平成20年度におけるごみ排出構造を算定し、将来推計を行います。

ここでいうごみ排出構造とは、生ごみ・紙類・草木類・プラスチック類など、品目別のごみや資源が、燃やすごみや燃やさないごみ、資源などの分別区分にどのように振り分けられて排出されているかを示すものです。

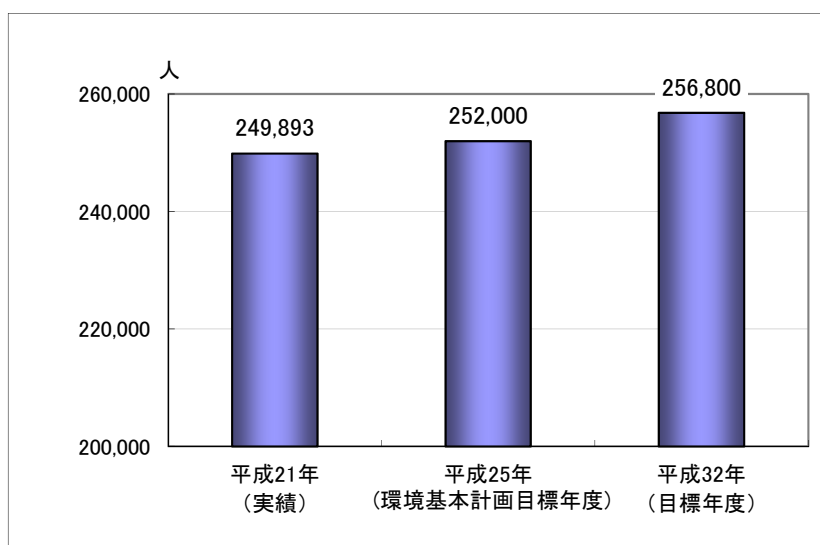
(2)ステップ2：収集方法の変更によるごみ減量・リサイクル効果の推計

平成22年2月のダストボックス廃止、戸別収集の導入、燃やすごみ・燃やさないごみ・容器包装プラスチックの収集有料化によって得られるごみの排出抑制効果と、分別の徹底によるリサイクル促進効果を推計します。

(3)ステップ3：各種施策の推進によるごみ減量・リサイクル目標の設定

ごみ処理基本計画に示した各種施策、特に重点施策の推進によって得られるごみ減量・リサイクル効果を推定し、本計画におけるごみ減量・リサイクル目標とします。

なお、ごみ量の将来推計にあたっての前提条件となる将来人口は、下図のとおりです。



資料 5-1 将来人口の枠組み (各年10月1日)

5.2 ステップ1：ごみ収集方法変更前のごみ排出構造の推計

平成20年度の資源や集団回収も含むごみ排出量の総計は、75,150トンです。このうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック類については組成分析調査の結果を用いて、ごみの種類の内訳重量を算出します。粗大ごみや有害ごみ、資源物、集団回収については収集品目別に打ち分け重量を割り振ります。また、事業系ごみについては組成分析調査を行っていないため、そのままの項目とします。

こうしてごみ種別・分別区分別にごみ排出量を振り分けた結果は、資料5-2のとおりとなります。

単位：t

項目		燃やすごみ	燃やさないごみ	プラスチック	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	集団回収	事業系	合計
		重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量	
資源	びん類	0	68	170	0	0	2,125	25	0	2,388
	缶類	0	37	96	0	0	763	119	0	1,015
	新聞	2,020	3	17	0	0	1,155	4,098	0	7,293
	雑誌・雑がみ	4,817	31	11	0	0	1,863	1,457	0	8,180
	段ボール	1,282	3	0	0	0	1,602	973	0	3,860
	紙バック	272	8	6	0	0	10	12	0	307
	繊維類	1,321	13	17	0	0	755	284	0	2,390
	油・生ごみ(一部資源化)	0	0	0	0	0	64	0	0	64
	ペットボトル	78	52	124	0	0	680	0	0	934
	トレイ	39	10	91	0	0	0	0	0	140
	レジ袋	427	39	238	0	0	0	0	0	704
	その他プラスチック包装	583	327	2,874	0	0	0	0	0	3,783
	プラスチック製品	583	337	815	0	0	0	0	0	1,735
燃やさないごみ	金属	0	389	289	0	0	0	0	0	678
	陶磁器	0	188	34	0	0	0	0	0	222
	その他燃やさないごみ	311	497	119	0	0	0	0	0	926
燃やすごみ	厨芥	21,755	18	68	0	0	0	0	0	21,842
	せん定枝葉	1,437	0	0	0	0	0	0	0	1,437
	草木類	1,243	47	45	0	0	0	0	0	1,335
	その他燃やすごみ	2,681	71	102	0	0	0	0	0	2,853
有害	乾電池・蛍光灯等	0	5	6	0	94	0	0	0	105
粗大		0	471	537	1,749	0	0	0	0	2,757
事業系ごみ		0	0	0	0	0	0	10,202	10,202	
合計		38,849	2,614	5,657	1,749	94	9,017	6,968	10,202	75,150

資料 5-2 平成20年度のごみ排出構造推計

資料5-2の表を構成割合で示したのが資料5-3です。これを見ると例えば、

- ・ リサイクル可能な新聞の排出量のうち、27.7%は燃やすごみに排出されている。
- ・ レジ袋の60.7%は燃やすごみに、33.7%はプラスチック類に排出されている。
- ・ 金属類は燃やすごみに排出されていないが、57.4%が資源ではなく、燃やさないごみに排出されている。

といった傾向が分かります。

また、資料5-2の重量データを、平成20年10月1日現在の人口246,869人で除して、市民1人1日あたりのごみ量を算出したのが資料5-4です。

項目	燃やすごみ	燃やさないごみ	プラスチック	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	集団回収	事業系	合計	
	重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量		
資源	びん類	0.0%	2.8%	7.1%	0.0%	0.0%	89.0%	1.0%	0.0%	100.0%
	缶類	0.0%	3.6%	9.5%	0.0%	0.0%	75.2%	11.7%	0.0%	100.0%
	新聞	27.7%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	15.8%	56.2%	0.0%	100.0%
	雑誌・雑がみ	58.9%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	22.8%	17.8%	0.0%	100.0%
	段ボール	33.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	41.5%	25.2%	0.0%	100.0%
	紙バック	88.5%	2.6%	1.8%	0.0%	0.0%	3.3%	3.9%	0.0%	100.0%
	繊維類	55.3%	0.5%	0.7%	0.0%	0.0%	31.6%	11.9%	0.0%	100.0%
	油・生ごみ(一部資源化)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	ペットボトル	8.3%	5.6%	13.3%	0.0%	0.0%	72.8%	0.0%	0.0%	100.0%
	トレイ	27.8%	7.5%	64.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	レジ袋	60.7%	5.6%	33.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	その他プラ容器包装	15.4%	8.6%	76.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
プラスチック製品	33.6%	19.4%	47.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
燃やさないごみ	金属	0.0%	57.4%	42.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	陶磁器	0.0%	84.7%	15.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	その他燃やさないごみ	33.6%	53.6%	12.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
燃やすごみ	厨芥	99.6%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	せん定枝葉	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	草木類	93.1%	3.5%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	その他燃やすごみ	94.0%	2.5%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
有害	乾電池・蛍光灯等	0.0%	5.0%	5.4%	0.0%	89.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
粗大		0.0%	17.1%	19.5%	63.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
事業系ごみ		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
合計		51.7%	3.5%	7.5%	2.3%	0.1%	12.0%	9.3%	13.6%	100.0%

資料 5-3 平成 20 年度のごみ排出構造推計 (構成割合)

単位: g/人日

項目	燃やすごみ	燃やさないごみ	プラスチック	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	集団回収	事業系	合計	
	重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量		
資源	びん類	0.0	0.8	1.9	0.0	0.0	23.6	0.3	0.0	26.5
	缶類	0.0	0.4	1.1	0.0	0.0	8.5	1.3	0.0	11.3
	新聞	22.4	0.0	0.2	0.0	0.0	12.8	45.5	0.0	80.9
	雑誌・雑がみ	53.5	0.3	0.1	0.0	0.0	20.7	16.2	0.0	90.8
	段ボール	14.2	0.0	0.0	0.0	0.0	17.8	10.8	0.0	42.8
	紙バック	3.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	3.4
	繊維類	14.7	0.1	0.2	0.0	0.0	8.4	3.2	0.0	26.5
	油・生ごみ(一部資源化)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.7
	ペットボトル	0.9	0.6	1.4	0.0	0.0	7.5	0.0	0.0	10.4
	トレイ	0.4	0.1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
	レジ袋	4.7	0.4	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.8
	その他プラ容器包装	6.5	3.6	31.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.0
プラスチック製品	6.5	3.7	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.2	
燃やさないごみ	金属	0.0	4.3	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5
	陶磁器	0.0	2.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5
	その他燃やさないごみ	3.4	5.5	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3
燃やすごみ	厨芥	241.4	0.2	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	242.4
	せん定枝葉	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0
	草木類	13.8	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.8
	その他燃やすごみ	29.7	0.8	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.7
有害	乾電池・蛍光灯等	0.0	0.1	0.1	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.2
粗大		0.0	5.2	6.0	19.4	0.0	0.0	0.0	0.0	30.6
事業系ごみ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	113.2	0.0	113.2
合計		431.1	29.0	62.8	19.4	1.0	100.1	77.3	113.2	834.0

資料 5-4 平成 20 年度のごみ排出構造推計 (市民 1 人 1 日あたり)

5.3 ステップ2：収集方法の変更によるごみ減量・リサイクル効果の推計

ダストボックスの廃止、戸別収集の導入によりごみや資源の分別が徹底されることが期待されます。一方、ダストボックスに混入していた事業系ごみについては、ある程度の混入が排除され、その分、許可業者による収集や自己搬入に振り分けられることが考えられます。

分別徹底の効果については、各品目とも不適正な排出が3%程度となると設定しました。また、事業系ごみについては、現在の許可業者による収集や自己搬入のごみ量が2割増加するものと設定しました。

次に、有料化によるごみ排出抑制の効果を推定します。有料化によるごみ排出抑制の効果は、有料化が導入される燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックに適用されます。その排出抑制の効果は、他都市事例から5%と設定しました。

以上より、収集方法の変更によるごみ減量・リサイクル効果は、市民1人1日あたりに換算すると、資料5-5のとおり推定されます。

単位：g/人日

項目	燃やすごみ	燃やさないごみ	容器包装プラスチック	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	集団回収	事業系	合計
	重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量		
資源	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	26.0
びん類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	1.0	0.0	11.0
缶類	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.0	45.0	0.0	80.0
新聞	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.0	16.0	0.0	88.0
雑誌・雑がみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.0	11.0	0.0	42.0
段ボール	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	3.0
紙パック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.0	3.0	0.0	26.0
繊維類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0
油・生ごみ(一部資源化)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0
ペットボトル	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
トレイ	0.0	0.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0
レジ袋	1.0	0.0	37.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.0
その他プラ容器包装	0.0	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.0
プラスチック製品	0.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0
燃やさないごみ	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
陶磁器	0.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0
その他燃やさないごみ	220.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	220.0
燃やすごみ	14.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.0
厨芥	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0
せん定枝葉	29.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.0
草木類	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
その他燃やすごみ	0.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0
有害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	136.0	136.0
乾電池・蛍光灯等	281.0	37.0	46.0	30.0	1.0	208.0	77.0	136.0	815.0
粗大									
事業系ごみ									
合計									

資料 5-5 収集方法の変更によるごみ減量・リサイクル効果の推計（市民1人1日あたり）

端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

5.4 ステップ3：各種施策の推進によるごみ減量・リサイクル目標の設定

(1)環境基本計画目標年度までに進める重点施策効果

環境基本計画目標年度までには、ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ）を平成13年度比で50%削減することが目標です。

これを念頭に、

- ・ 店頭回収の推進や生活スタイルの転換による容器包装類の削減（5%程度）
- ・ 生ごみの水切りや家庭内処理の推進による削減（3割程度）
- ・ 生活スタイルの転換による生ごみを除いた燃やすごみの削減（3割程度）

という前期目標を設定しました。

その結果を市民1人1日あたりに換算すると、資料5-6のとおりです。

単位：g/人日

項目	燃やすごみ	燃やさないごみ	容器包装プラスチック	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	集団回収	事業系	合計	
	重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量		
資源										
びん類	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	26.0	
缶類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	1.0	0.0	11.0	
新聞	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	41.0	0.0	72.0	
雑誌・雑がみ	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	64.0	15.0	0.0	80.0	
段ボール	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0	10.0	0.0	38.0	
紙パック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	3.0	
繊維類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.0	3.0	0.0	26.0	
油・生ごみ（一部資源化）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	
ペットボトル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0	
トレイ	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	
レジ袋	0.0	0.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	
その他プラ容器包装	1.0	0.0	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.0	
プラスチック製品	0.0	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.0	
燃やさないごみ										
金属	0.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	
陶磁器	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	
その他燃やさないごみ	0.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	
燃やすごみ										
厨芥	154.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	154.0	
せん定枝葉	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.0	0.0	0.0	14.0	
草木類	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0	
その他燃やすごみ	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	
有害	乾電池・蛍光灯等	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	
粗大		0.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	0.0	30.0	
事業系ごみ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	109.0	109.0	
合計		192.0	37.0	44.0	30.0	1.0	208.0	70.0	109.0	690.0

資料 5-6 各種施策の推進によるごみ減量・リサイクル目標の設定（環境基本計画目標年度、市民1人1日あたり）

端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

(2)計画後期（平成 32 年度まで）に進める重点施策効果

計画後期においては、方向性として生ごみのさらなる減量（10%程度）を進めるものと設定しました。その結果を市民 1 人 1 日あたりに換算すると、資料 5-7 のとおりです。

単位：g/人日

項目	燃やすごみ	燃やさないごみ	容器包装プラスチック	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	集団回収	事業系	合計	
	重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量	重量		
資源	びん類	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	26.0
	缶類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	1.0	0.0	11.0
	新聞	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	41.0	0.0	72.0
	雑誌・雑がみ	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	64.0	15.0	0.0	80.0
	段ボール	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0	10.0	0.0	38.0
	紙パック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	3.0
	繊維類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.0	3.0	0.0	26.0
	油・生ごみ(一部資源化)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0
	ペットボトル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0
	トレイ	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	レジ袋	0.0	0.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0
	その他プラ容器包装	1.0	0.0	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.0
プラスチック製品	0.0	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.0	
燃やさないごみ	金属	0.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0
	陶磁器	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
	その他燃やさないごみ	0.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0
燃やすごみ	厨芥	139.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	0.0	0.0	154.0
	せん定枝葉	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.0	0.0	0.0	14.0
	草木類	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0
	その他燃やすごみ	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
有害	乾電池・蛍光灯等	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
粗大		0.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0
事業系ごみ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.0	0.0	95.0
合計		177.0	37.0	44.0	30.0	1.0	224.0	70.0	95.0	678.0

資料 5-7 各種施策の推進によるごみ減量・リサイクル目標の設定（後期、市民 1 人 1 日あたり）

端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

5.5 ごみ減量・リサイクル目標のまとめ

前節の環境基本計画目標年度における市民 1 人 1 日あたりのごみ量、後期（平成 32 年度）における市民 1 人 1 日あたりのごみ量と、将来人口を掛け合わせ、将来のごみ量を推定します。これを資料 5-8 に示します。また、市民 1 人 1 日あたりの排出原単位に換算した表を資料 5-9 に示します。

この結果を元に、市民 1 人 1 日あたりの総ごみ排出量の抑制目標、リサイクル率の目標、ごみ量の目標を算出したのが資料 5-10～資料 5-12 です。

単位:t

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人口(人)	249,000	250,100	251,100	252,000	252,800	253,600	254,300	255,000	255,600	256,200	256,800
燃やすごみ	25,539	22,913	20,286	17,660	17,716	17,821	17,575	17,329	17,083	16,837	16,591
燃やさないごみ	3,363	3,376	3,390	3,403	3,414	3,434	3,441	3,448	3,455	3,461	3,468
粗大ごみ	2,727	2,738	2,748	2,759	2,768	2,785	2,790	2,796	2,801	2,806	2,812
有害	91	91	92	92	92	93	93	93	93	94	94
事業系ごみ	12,360	11,582	10,804	10,026	10,058	10,117	9,875	9,632	9,390	9,147	8,905
資源+容器包装プラスチック	23,085	23,116	23,148	23,179	23,253	23,390	23,736	24,082	24,428	24,774	25,120
集団回収	6,998	6,812	6,625	6,439	6,459	6,497	6,510	6,523	6,536	6,548	6,561
総ごみ量	74,162	70,628	67,093	63,558	63,760	64,137	64,020	63,902	63,785	63,668	63,550
不燃・粗大からの金属選別	1,363	1,356	1,350	1,343	1,347	1,355	1,365	1,375	1,386	1,396	1,406
粗大からの再生利用	0	184	368	552	554	557	558	559	560	561	562
中間処理後資源化量	1,363	1,540	1,718	1,895	1,901	1,912	1,923	1,935	1,946	1,957	1,968
	0	0	0	0	0	0					
直接焼却量	37,899	34,495	31,090	27,686	27,774	27,938	27,449	26,961	26,472	25,984	25,495
中間処理後焼却量	4,181	4,210	4,239	4,268	4,281	4,307	4,308	4,309	4,310	4,311	4,312
総焼却処理量	42,080	38,704	35,329	31,954	32,055	32,245	31,757	31,270	30,782	30,294	29,807
エコセメント・熔融スラグ	4,629	4,257	3,886	3,515	3,526	3,547	3,493	3,440	3,386	3,332	3,279
総資源化量	36,075	35,726	35,377	35,027	35,138	35,346	35,663	35,979	36,296	36,612	36,929
リサイクル率	48.6%	50.6%	52.7%	55.1%	55.1%	55.1%	55.7%	56.3%	56.9%	57.5%	58.1%
ごみ量(可・不・粗・事可)	43,988	40,608	37,229	33,849	33,956	34,157	33,681	33,204	32,728	32,251	31,774
対平成13年度比	-35.7%	-40.6%	-45.6%	-50.5%	-50.4%	-50.1%	-50.8%	-51.5%	-52.1%	-52.8%	-53.5%

資料 5-8 ごみ減量・リサイクル目標まとめ

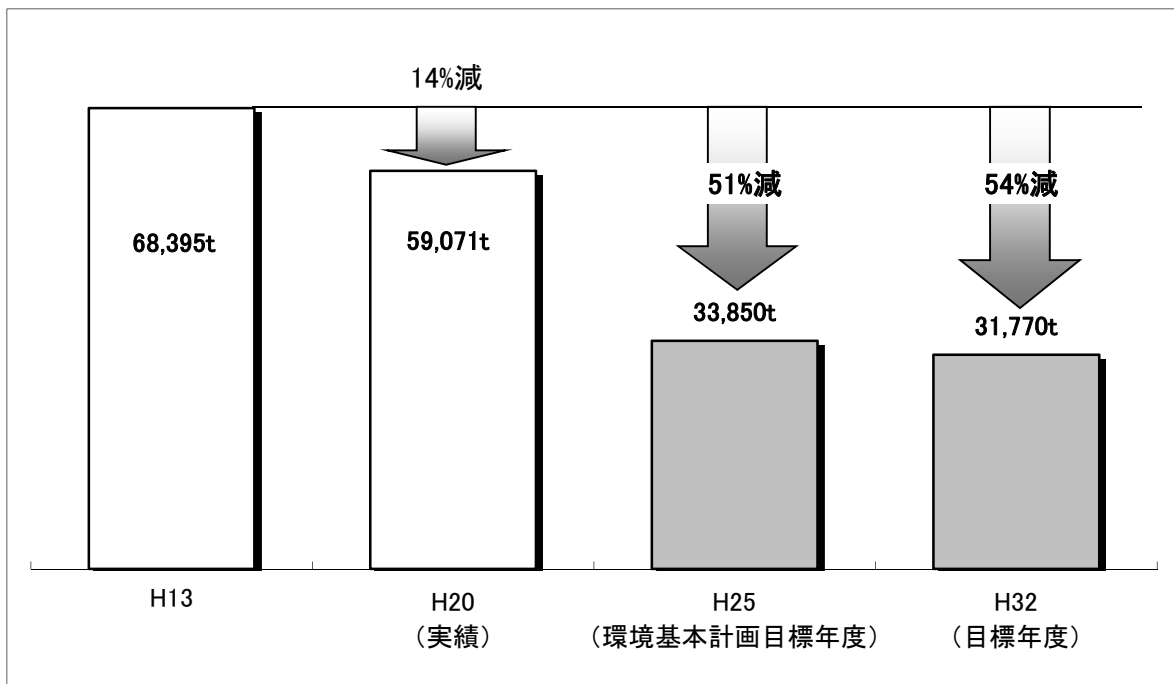
端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

単位:g/人日

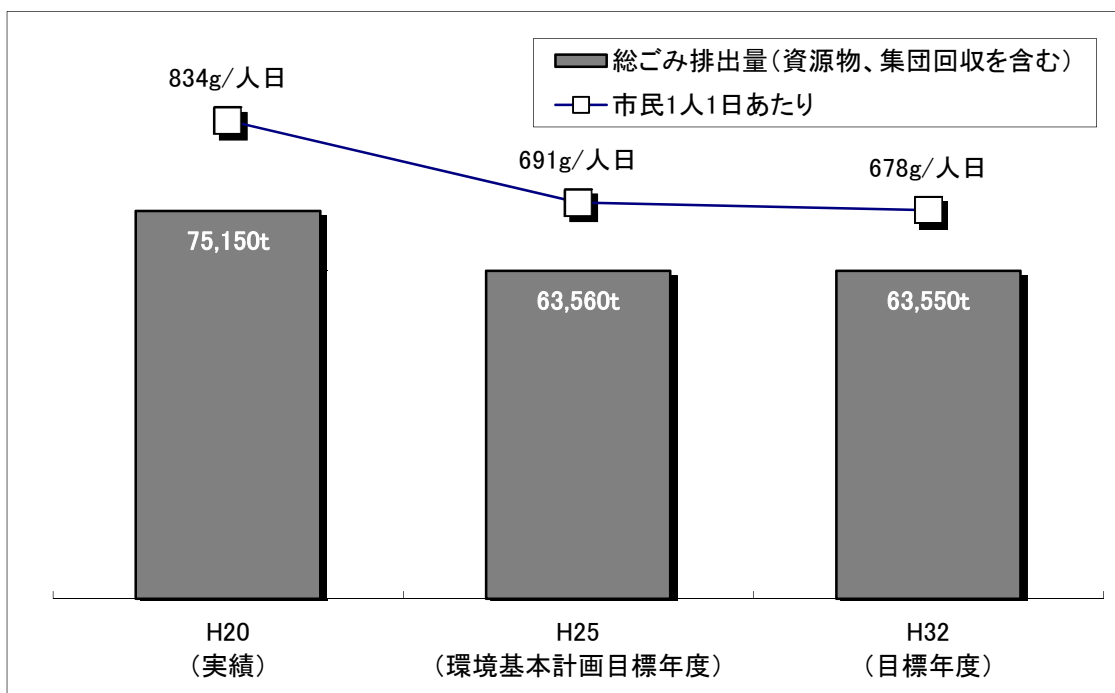
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
燃やすごみ	281.0	250.3	221.3	192.0	192.0	192.0	189.3	186.2	183.1	179.6	177.0
燃やさないごみ	37.0	36.9	37.0	37.0	37.0	37.0	37.1	37.0	37.0	36.9	37.0
粗大ごみ	30.0	29.9	30.0	30.0	30.0	30.0	30.1	30.0	30.0	29.9	30.0
有害	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
事業系ごみ	136.0	126.5	117.9	109.0	109.0	109.0	106.4	103.5	100.6	97.5	95.0
資源+容器包装プラスチック	254.0	252.5	252.6	252.0	252.0	252.0	255.7	258.7	261.8	264.2	268.0
集団回収	77.0	74.4	72.3	70.0	70.0	70.0	70.1	70.1	70.1	69.8	70.0
1人1日あたりの総ごみ 排出量	816.0	771.6	732.0	691.0	691.0	691.0	689.7	686.6	683.7	679.0	678.0

資料 5-9 ごみ減量・リサイクル目標まとめ（1人1日あたり排出量換算）

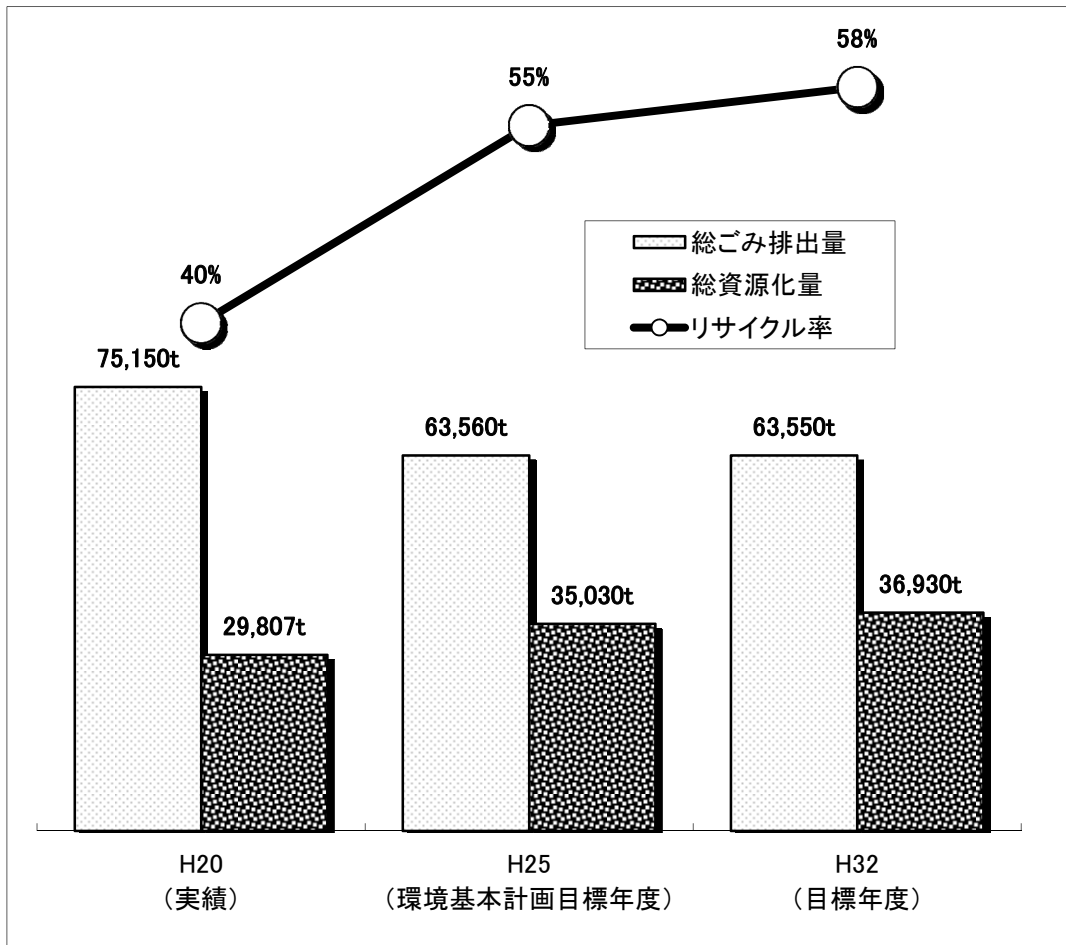
端数処理の関係で合計が合わない場合がある。



資料 5-10 ごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ）の目標



資料 5-11 総ごみ排出量の抑制



資料 5-12 リサイクル率の目標

資料6 ダストボックス廃止後のごみ量推移（速報値）

ごみ発生量 単位:kg

21年	2月	可燃ごみ	不燃系	粗大	合計
家庭系	2,683,090	588,810	122,540	3,394,440	
事業系	688,912	0	0	688,912	
計	3,372,002	588,810	122,540	4,083,352	
家庭系	3,243,700	718,710	167,190	4,129,600	
事業系	802,095	0	0	802,095	
計	4,045,795	718,710	167,190	4,931,695	
家庭系	3,159,220	720,680	174,850	4,054,750	
事業系	771,456	0	0	771,456	
計	3,930,676	720,680	174,850	4,826,206	
家庭系	3,199,390	725,720	159,470	4,084,580	
事業系	765,554	0	0	765,554	
計	3,964,944	725,720	159,470	4,850,134	
家庭系	3,464,770	722,200	145,660	4,332,630	
事業系	840,620	0	0	840,620	
計	4,305,390	722,200	145,660	5,173,250	
家庭系	3,376,300	732,490	170,930	4,279,810	
事業系	776,860	0	0	776,860	
計	4,153,250	732,490	170,930	5,056,670	
家庭系	3,176,960	715,520	155,230	4,047,710	
事業系	720,530	0	0	720,530	
計	3,897,490	715,520	155,230	4,768,240	
2月～8月	家庭系	22,303,520	4,924,130	1,095,870	28,323,520
事業系	5,366,027	0	0	5,366,027	
計	27,669,547	4,924,130	1,095,870	33,689,547	

対前年比較

単位:kg

22年	2月	発生量	可燃ごみ	不燃系	粗大	合計	率	可燃ごみ	不燃系	粗大	合計
家庭系	2,009,560	433,410	131,440	2,574,410							
事業系	704,799	0	0	704,799							
計	2,714,359	433,410	131,440	3,279,209							
家庭系	2,299,840	549,670	178,900	3,028,410							
事業系	824,900	0	0	824,900							
計	3,124,740	549,670	178,900	3,853,310							
家庭系	2,315,890	601,790	164,910	3,082,590							
事業系	791,330	0	0	791,330							
計	3,107,220	601,790	164,910	3,873,920							
家庭系	2,501,570	597,400	161,870	3,260,840							
事業系	784,660	0	0	784,660							
計	3,286,230	597,400	161,870	4,045,500							
家庭系	2,442,890	548,940	156,430	3,148,260							
事業系	806,900	0	0	806,900							
計	3,249,790	548,940	156,430	3,955,160							
家庭系	2,587,670	600,380	158,200	3,346,250							
事業系	811,020	0	0	811,020							
計	3,398,690	600,380	158,200	4,157,270							
家庭系	2,521,360	612,050	161,160	3,294,570							
事業系	765,840	0	0	765,840							
計	3,287,200	612,050	161,160	4,060,410							
2月～8月	家庭系	16,678,770	3,943,640	1,112,910	21,735,320						
事業系	5,489,449	0	0	5,489,449							
計	22,168,219	3,943,640	1,112,910	27,224,769							
家庭系	-673,530	-155,400	8,900	-820,030	-25.1%	-26.4%	7.3%	-24.2%			
事業系	15,887	0	0	15,887	2.3%	0	2.3%				
計	-657,643	-155,400	8,900	-804,143	-19.5%	-26.4%	7.3%	-19.7%			
家庭系	-943,860	-169,040	11,710	-1,101,190	-29.1%	-23.5%	7.0%	-26.7%			
事業系	22,805	0	0	22,805	2.8%	0	2.8%				
計	-921,055	-169,040	11,710	-1,078,385	-22.8%	-23.5%	7.0%	-21.9%			
家庭系	-843,330	-118,890	-9,940	-972,160	-26.7%	-16.5%	-5.7%	-24.0%			
事業系	19,874	0	0	19,874	2.6%	0	2.6%				
計	-823,456	-118,890	-9,940	-952,286	-20.9%	-16.5%	-5.7%	-19.7%			
家庭系	-697,820	-128,320	2,400	-823,740	-21.8%	-17.7%	1.5%	-20.2%			
事業系	19,106	0	0	19,106	2.5%	0	2.5%				
計	-678,714	-128,320	2,400	-804,634	-17.1%	-17.7%	1.5%	-16.6%			
家庭系	-1,021,690	-173,260	10,770	-1,184,380	-29.5%	-24.0%	7.4%	-27.3%			
事業系	-33,720	0	0	-33,720	-4.0%	0	-4.0%				
計	-1,055,610	-173,260	10,770	-1,218,100	-24.5%	-24.0%	7.4%	-23.5%			
家庭系	-788,720	-132,110	-12,730	-933,560	-23.4%	-18.0%	-7.4%	-21.8%			
事業系	34,160	0	0	34,160	4.4%	0	4.4%				
計	-754,560	-132,110	-12,730	-899,400	-18.2%	-18.0%	-7.4%	-17.8%			
家庭系	-655,600	-103,470	5,930	-753,140	-20.6%	-14.5%	3.8%	-18.6%			
事業系	45,310	0	0	45,310	6.3%	0	6.3%				
計	-610,290	-103,470	5,930	-707,830	-15.7%	-14.5%	3.8%	-14.8%			
家庭系	-5,624,750	-980,490	17,040	-6,588,200	-25.2%	-19.9%	1.6%	-23.3%			
事業系	123,422	0	0	123,422	2.3%	0	2.3%				
計	-5,501,328	-980,490	17,040	-6,464,778	-19.9%	-19.9%	1.6%	-19.2%			

資料7 用語集

あ行	
ISO14001	環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称です。企業や公共団体などの組織が環境保全に取り組む時の管理体制について規定しています。
エコアクション 21	「エコアクション 21」とは、主に中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための一手法です。環境省が作成した「エコアクション 21 ガイドライン」に基づく認証・登録制度は、2004 年から始まっています。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスです。人為的な温室効果ガスには、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、フロンガスなどがあります。
か行	
拡大生産者責任	生産者の責任を製品の製造、使用、流通段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考え方のことです。英語表記の Extended Producer Responsibility の頭文字を取り、EPR とも呼ばれています。 生産者に製品使用後の処理やリサイクルされる段階まで拡大することにより、生産者へ環境に配慮した製品の開発や製造を促すことができると考えられています。
家電リサイクル法	平成 13 年 4 月に施行された法律で、正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」といいます。エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機について販売業者が引き取り、製造業者がリサイクルすることが義務付けられています。
環境基本計画	国や地方自治体の環境保全に関する長期的・基本的な取組を示す計画です。国の環境基本計画は、平成 5 年制定の環境基本法に基づき策定されています。また、本市の環境基本計画は府中市環境基本条例(平成 11 年条例第 6 号)第 7 条に基づき策定されています。

グリーンマーク	古紙を再利用した製品に付けられるマークです。1981年に財団法人古紙再生促進センターが制定したもので、古紙の利用拡大やリサイクルの促進を目的としています。
さ行	
3R	平成12年6月に施行された循環社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制（Reduce；リデュース）、第二に使用済製品、部品の再使用（Reuse；リユース）、第三に回収されたものを原材料として利用する（Recycle；リサイクル）とされています。
資源有効利用促進法	平成13年4月に施行された主に製造事業者を対象とした法律です。事業者に対し製品の省資源化や長寿命化のほか、パソコンなどの使用済み製品の回収、リサイクルを推進することを義務付け、廃棄物の発生抑制や部品などの再利用を促進しようというものです。
最終処分	廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋め立てられており、これを最終処分といいます。最終処分を行う場所については、最終処分場の構造基準及び維持管理基準が定められており、遮断型処分場、安定型処分場、管理型処分場の三つのタイプに分けられています。
生活排水	家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所などの排水（生活雑排水）を総称して生活排水といいます。
た行	
ダイオキシン	ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランという化学物質の総称です。ごみの焼却など、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられる環境で発生することがあります。塩素のつく位置や数によってはかなり強い毒性を持ちます。
ダストボックス	ごみを収集するためのごみ箱で、本市では、昭和43年から燃やすごみ用のダストボックス（緑色）、昭和46年から燃やさないごみ用（オレンジ色）のダストボックスによる収集を開始しました。ダストボックス収集は、24時間毎日ごみが出せるという利便性があります。一方で、外からごみが見えないため、分別の不徹底や不法投棄を招きやすく、ごみの減量が進まないという面があります。本市では、平成22年2月にダストボックス方式から戸別収集方式に変更しました。

地域ごみ対策推進員

自治会や町内会から選任され、毎年度更新が行われます。各地域でのごみ減量と分別収集の徹底や、地域環境の美化などを進める市民です。平成 5 年 4 月から開始されました。

地球サミット

平成 4 年（1992 年）6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された『環境と開発に関する国連会議』の通名です。この会議には約 180 カ国が参加し、100 カ国余の元首、首脳が自ら出席する大規模な会議となり、気候変動枠組み条約と生物多様性条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ 21 及び森林原則声明などの文書も合意されました。

中間処理

収集したごみを無害化、資源化、減量化、安定化するための処理全般を言います。具体的な中間処理方法としては、焼却処理、破碎選別処理、圧縮・減容処理などがあります。

な行

生ごみ処理機

生ごみを処理するための製品で、微生物により分解する方式と、温風などにより乾燥させる方式とがあります。

生ごみ堆肥化容器

生ごみを堆肥にするための容器で、土の上や地中に設置するものや密閉式の容器があります。

熱分解ガス化改質処理

ごみを無酸素状態で蒸し焼きにすることにより熱分解・ガス化し、このガスを用いてごみの不燃成分をスラグ化したり、発電したりする技術です。

や行

溶融スラグ

焼却灰などを 1300 以上の高温で溶かし、これを固めて黒いガラス粒状の物質にしたものです。スラグは路盤材やコンクリート原料として利用できます。

溶融メタル

焼却灰を溶融してスラグにする際に抽出される金属分です。金や銀などの希少金属が含まれており、資源として利用できます。

府中市一般廃棄物処理基本計画

- ごみ50%削減・リサイクル率日本一をめざして -

発行日 平成22年12月

編集・発行 府中市ごみ改革推進本部ごみ減量推進課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 042-364-4111 (代表)

042-335-4400 (直通)

FAX 042-336-5181

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp>



① ほっとするね 緑の府中

府中市